

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ (Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	ノムラ外貨MMF (Nomura Multi Currency MMF)
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券 の金額】	以下の5つのサブ・ファンドの受益証券が募集されます。 (1) U S マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億米ドル（71兆2,850億円）を限度とします。 (2) 豪ドル マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億豪ドル（45兆4,800億円）を限度とします。 (3) 英ポンド マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億英ポンド（95兆5,450億円）を限度とします。 (4) カナダドル マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億カナダドル（51兆5,250億円）を限度とします。 (5) N Z ドル マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億ニュージーランドドル（42兆2,500億円）を限度とします。 (注) 米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます）の 円貨換算は、2025年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝ 142.57円、1豪ドル＝90.96円、1英ポンド＝191.09円、1カナダドル＝103.05円および1NZドル＝ 84.50円）によります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ外貨MMF（Nomura Multi Currency MMF）（以下「トラスト」といいます。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券

ノムラ外貨MMFは、以下のサブ・ファンドをもつアンブレラ型ファンドです。

US マネー マーケット ファンド（US Money Market Fund）

豪ドル マネー マーケット ファンド（Australian Dollar Money Market Fund）

英ポンド マネー マーケット ファンド（G.B. Pound Money Market Fund）

カナダドル マネー マーケット ファンド（Canadian Dollar Money Market Fund）

NZドル マネー マーケット ファンド（New Zealand Dollar Money Market Fund）

＊以下それぞれのサブ・ファンドを「ファンド」といいます。

＊以下ファンドの受益証券を「ファンド証券」ということがあります。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）

（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンド証券は、追加型です。

＊ノムラ外貨MMFを「野村外貨MMF」、「野村外貨エムエムエフ」、「野村ガйкаMMF」、「野村ガйкаエムエムエフ」、「ノムラ外貨エムエムエフ」、「ノムラガйкаMMF」、または「ノムラガйкаエムエムエフ」と、US マネー マーケット ファンドを「US マネー・マーケット・ファンド」、「US マネーマーケットファンド」または「USMMF」と、豪ドル マネー マーケット ファンドを「豪ドル・マネー・マーケット・ファンド」、「豪ドル・マネーマーケットファンド」、「AUD. マネーマーケットファンド」、「豪ドルMMF」または「AUDMMF」と、英ポンド マネー マーケット ファンドを「英ポンド・マネー・マーケット・ファンド」、「英ポンド・マネーマーケットファンド」、「GBP. マネーマーケットファンド」、「英ポンドMMF」または「GBPMMF」と、カナダドル マネー マーケット ファンドを「カナダドル・マネー・マーケット・ファンド」、「カナダドル・マネーマーケットファンド」、「CAD. マネーマーケットファンド」、「カナダドルMMF」または「CADMMF」と、NZドル マネー マーケット ファンドを「NZドル・マネー・マーケット・ファンド」、「NZドル・マネーマーケットファンド」、「NZD. マネーマーケットファンド」、「NZドルMMF」または「NZDMMF」と表記することがあります。

（３）【発行（売出）価額の総額】

- ① US マネー マーケット ファンド受益証券
5,000億米ドル（71兆2,850億円）を上限とします。
- ② 豪ドル マネー マーケット ファンド受益証券
5,000億豪ドル（45兆4,800億円）を上限とします。
- ③ 英ポンド マネー マーケット ファンド受益証券
5,000億英ポンド（95兆5,450億円）を上限とします。
- ④ カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券
5,000億カナダドル（51兆5,250億円）を上限とします。
- ⑤ NZドル マネー マーケット ファンド受益証券
5,000億NZドル（42兆2,500億円）を上限とします。

(注1) 米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびNZドルの円貨換算は、便宜上、2025年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝142.57円、1豪ドル＝90.96円、1英ポンド＝191.09円、1カナダドル＝103.05円および1NZドル＝84.50円）によります。以下、別段の表示がない場合は、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびNZドルの金額表示はすべてこれによります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行（売出）価格】

申込を受領した取引日または受領したと見做された取引日に計算される1口当りの純資産価格

(8)に記載された申込取扱場所に照会することができます。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位。

ただし、販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合等は、販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り1口以上1口単位。

なお、投資者が販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

(7) 【申込期間】

2025年6月28日（土曜日）から

2026年6月26日（金曜日）まで

① US マネー マーケット ファンド受益証券

(i) ルクセンブルグ、ニューヨークおよびロンドンの銀行営業日かつ(ii) 日本の販売会社の営業日（毎年12月24日を除きます。）（以下US マネー マーケット ファンドの「取引日」といいます。）に申込みの取扱いが行われます。

② 豪ドルマネー マーケット ファンド受益証券

(i) ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークの銀行営業日かつ(ii) 日本の販売会社の営業日（毎年12月24日を除きます。）（以下豪ドルマネー マーケット ファンドの「取引日」といいます。）に申込みの取扱いが行われます。

③ 英ポンドマネー マーケット ファンド受益証券

(i) ルクセンブルグおよびロンドンの銀行営業日かつ(ii) 日本の販売会社の営業日（毎年12月24日を除きます。）（以下英ポンド マネー マーケット ファンドの「取引日」といいます。）に申込みの取扱いが行われます。

④ カナダドルマネー マーケット ファンド受益証券

(i) ルクセンブルグ、ロンドンおよびトロントの銀行営業日かつ(ii) 日本の販売会社の営業日（毎年12月24日を除きます。）（以下カナダドルマネー マーケット ファンドの「取引日」といいます。）に申込みの取扱いが行われます。

⑤ NZドルマネー マーケット ファンド受益証券

(i) ルクセンブルグ、ロンドン、オークランド、ウェリントンおよびニューヨークの銀行営業日かつ(ii) 日本の販売会社の営業日（毎年12月24日を除きます。）（以下NZドルマネー マーケット ファンドの「取引日」といいます。）に申込みの取扱いが行われます。

- (8) 【申込取扱場所】 野村證券株式会社（以下「野村證券」または「販売会社」といいます。）
東京都中央区日本橋1-13-1
ホームページ：<https://www.nomura.co.jp>
（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。
- (9) 【払込期日】 投資者は、申込みが行われた取引日の翌取引日までに、申込金額を販売会社または販売取扱会社に支払うものとします。
各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって申込が行われた取引日の翌取引日（以下「払込期日」といいます。）に保管受託銀行であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.のファンドの口座に払込まれます。
- (10) 【払込取扱場所】
上記（8）申込取扱場所に記載の販売会社または販売取扱会社
- (11) 【振替機関に関する事項】
該当ありません
- (12) 【その他】
- ① 申込証拠金はありません。
 - ② 引受等の概要
 - a. 販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行います。
 - b. 販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぎます。
（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。
 - c. 管理会社は、野村證券を代行協会員に指定しています。
（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当りの純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売会社または販売取扱会社に送付する等の業務を行う会社をいいます。
 - ③ 申込みの方法
 - a. ファンド証券の申込みを行う投資者の方には、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結していただきます。このため、販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者の方に交付し、投資者の方には当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出していただきます。
 - b. 投資者の方にはまた販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結していただきます。
 - c. 各取引日の日本時間午後4時までに申込みが行われかつ所定の事務処理が完了したものが当該取引日に行われた申込みとして取扱われます。ただし、申込可能時間は取引の形態等によっては、販売会社または販売取扱会社の判断により繰り上げられる場合があります。
 - d. 申込金額が円貨の場合、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルと円貨との換算はすべて各申込日についての約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。
 - e. 申込金額は、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払うこともできますが、その場合は、販売会社または販売取扱会社の米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドル預金口座への振込により行うものとします。
 - ④ 日本以外の地域における発行
ファンド証券は、欧州連合（EU）内もしくはその一部において公募販売されることはありません。また、アメリカ合衆国国民および同国居住者に対して販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① US マネー マーケット ファンド (US Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EUの加盟国（以下「EU加盟国」といいます。）の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他の経済協力開発機構（「OECD」）加盟国（以下「OECD加盟国」といいます。）の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品（後記「（5）投資制限」の項において定義されます。以下同じです。）への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

② 豪ドル マネー マーケット ファンド (Australian Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

③ 英ポンド マネー マーケット ファンド (G.B. Pound Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または英国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

④ カナダドル マネー マーケット ファンド (Canadian Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはカナダその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

⑤ NZドル マネー マーケット ファンド (New Zealand Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはニュージーランドその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するNZドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができ、ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

トラストは、5本の転換（スイッチング）可能なファンドをもつ、アンブレラ型ファンドです。

トラストはルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の法律に基づいて設定された譲渡性のある有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型（契約型）投資信託です。

各ファンドは追加型で、各ファンドの受益証券は記名式無額面、各々の基準通貨建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」といいます。）の条項に定義されるマネー・マーケット・ファンド（以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」といいます。）としての資格を有します。また、トラストおよびファンドは、MMF規則第2条（14）に基づく短期マネー・マーケット・ファンド（「短期MMF」）としての資格を有します。より具体的には、ファンドは、MMF規則第2条（11）に定義される公債コンスタントNAV MMF（以下「公債CNAV MMF」といいます。）としての要件を満たしています。

各ファンドのファンド証券は、一定の純資産価格（以下「コンスタントNAV」といいます。）に相当する価格で発行または買い戻しを行うことができます。

投資者は、以下の事項をご認識ください。

- － マネー・マーケット・ファンドは、保証された投資ではないこと。
- － マネー・マーケット・ファンドの元本は変動する可能性があり、ファンドは銀行商品とみなされないため、ファンドへの投資は預金への投資とは異なること。
- － ファンドは、ファンドの流動性の保証または1口当たり純資産価格（後記「第2 管理及び運営、6 資産管理等の概要、（1）資産の評価」の項において定義されます。）の安定化につき、管理会社、投資顧問会社、その他の外部委託業者に依拠していないこと。
- － 受益者が元本を失うリスクを負うこと。

（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日 管理会社の設立

1991年8月30日 旧管理会社の設立

US マネー マーケット ファンドのファンド約款締結

1991年11月8日 US マネー マーケット ファンドの運用開始

1996年9月26日 US マネー マーケット ファンドのファンド約款の変更

1999年3月10日 US マネー マーケット ファンドのファンド約款の変更

1999年4月1日 管理会社をウェリントン・ルクセンブルグ・エス・シー・エイからグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに変更

1999年5月10日 アンブレラ・ファンドへの組織変更のための改正約款締結

1999年6月1日 アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生

保管受託銀行、支払・所在地・登録および名義書換事務代行会社をステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーからノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.に変更

1999年6月16日 ユーロ マネー マーケット ファンドの運用開始

2000年6月26日 トラストの改正約款締結

2000年7月17日 豪ドル マネー マーケット ファンドおよび英ポンド マネー マーケット ファンドの運用開始

2001年5月16日 トラストの名称変更のための約款締結

2001年6月2日 コスモスMMFシリーズからノムラ外貨MMFに名称変更

2002年9月5日 トラストの変更済約款締結

2003年5月23日 トラストの変更済約款締結

2003年8月21日 トラストの変更済約款締結

2003年9月29日 カナダドル マネー マーケット ファンドの運用開始

2004年5月21日 トラストの変更済約款締結

2005年8月10日 トラストの変更済約款締結

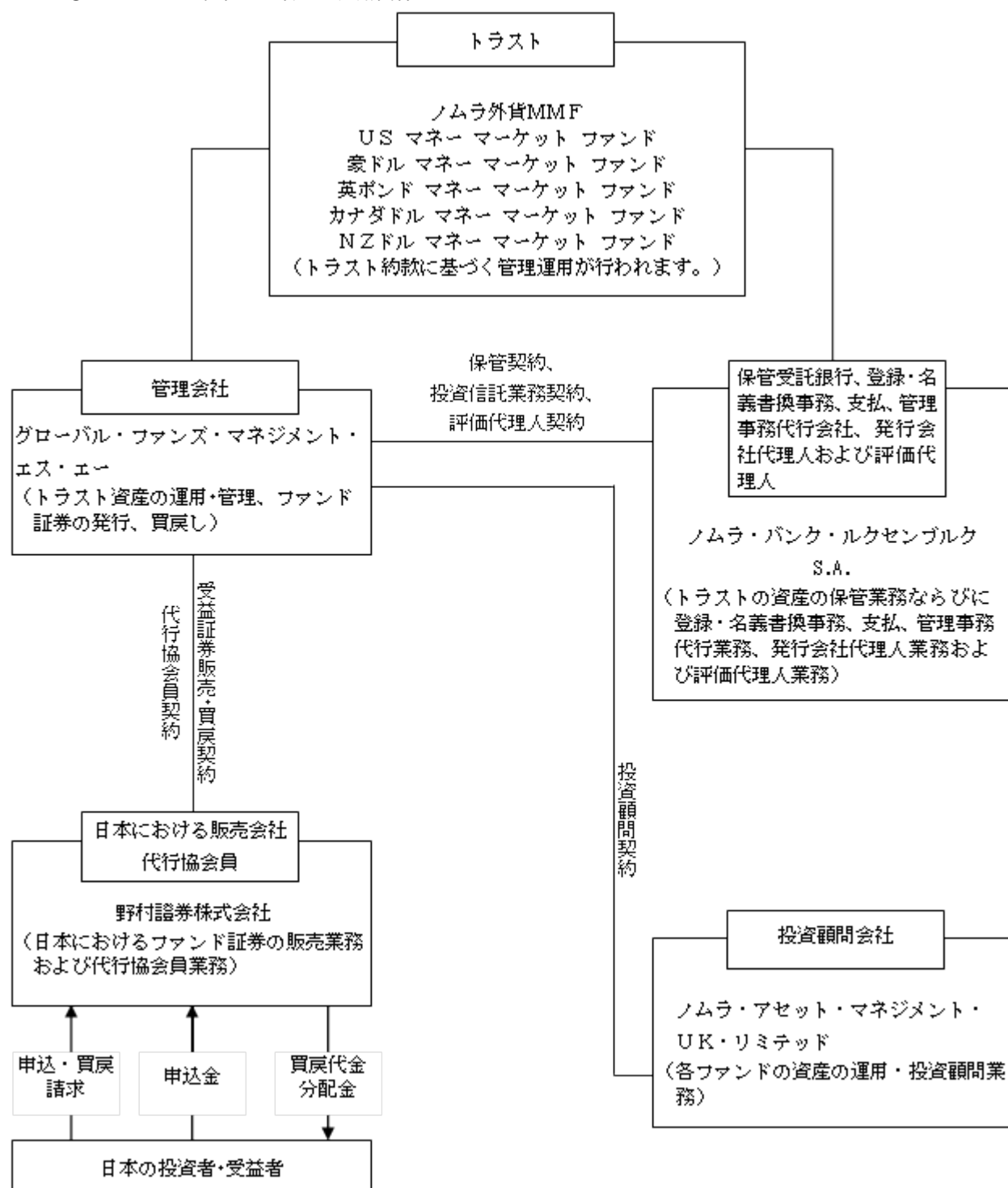
2005年9月27日 NZドル マネー マーケット ファンドの運用開始

2007年9月14日 トラストの変更済約款締結

2007年10月8日	トラストの変更済約款締結
2007年12月3日	US マネー マーケット ファンドの投資顧問会社をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーからノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに変更
2011年5月20日	トラストの変更済約款締結
2012年8月28日	トラストの変更済約款締結
2014年5月19日	トラストの変更済約款締結
2015年5月20日	トラストの変更済約款締結
2016年2月29日	トラストの変更済約款締結
2016年5月31日	ユーロ マネー マーケット ファンドの信託期間終了
2016年8月5日	トラストの変更済約款締結
2018年5月25日	トラストの変更済約款締結
2019年5月31日	トラストの変更済約款締結
2025年5月30日	トラストの変更済約款締結

(3) 【トラストの仕組み】

① トラストの仕組み～管理・運用関係～



② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
①管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）	2025年5月30日付で締結されたトラスト変更済約款（2025年6月27日効力発生）。
②保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）	管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付保管契約（注1）に基づく、トラスト資産の保管業務。 管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付投資信託業務契約（注2）に基づく、ファンド証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 管理会社と当会社との間で締結された2014年4月30日付評価代理人契約（注3）に基づく、評価代理人業務。
③投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・U.K.・リミテッド（Nomura Asset Management U.K. Limited）	管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付修正・再録投資顧問契約（以下「投資顧問契約」（注4）といいます。）に基づく、ファンドに関する投資顧問業務。
④代行協会員	野村證券株式会社	管理会社と当会社との間で締結された1999年5月14日付代行協会員契約（随時変更済）（注5）に基づく、日本における代行協会員業務。
⑤日本における販売会社	野村證券株式会社	2020年3月31日付で管理会社と当会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」（注6）といいます。）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管契約とは、ファンド約款の当該規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラスト資産の保管業務等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しおよび転換の取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、トラストの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいいます。

③ 管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、（i）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ii）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・2010年法第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	払込済資本金は、2025年4月末日現在、375,000ユーロ（約6,081万円）です。1株25,000ユーロ（約405万円）で記名式株式15株を発行済です。 （注）ユーロの円貨換算は、2025年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝162.17円）によります。以下、別段の表示がない場合、ユーロの金額表示はすべてこれによります。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟のノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) が、15株すべてを所有しています。

【ファンドに係る法制度の概要】

① トラストの名称

ノムラ外貨MMF (Nomura Multi Currency MMF)

② トラストの形態

トラストは、ルクセンブルグの民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定める約款（以下「約款」といいます。）によって設定され、受益者の利益のために運用されるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の純資産価格で販売され、また、取引日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会が決定する投資目的および投資方針に従い、個別に投資されます。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做されます。

US マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。

③ 準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは2010年法パートII、大公国規則、およびルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSSF」といいます。) の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

④ 2010年法

(a) 2010年法は、パート I で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）、パート II で投資信託（「UCI」）を区分して取り扱っており、全体で以下の5つのパートにより構成されています。

パート I－UCITS（以下「パート I」といいます。）

パート II－その他のUCI（以下「パート II」といいます。）

パート III－外国UCI

パート IV－管理会社

パート V－UCITS およびその他のUCI に適用される一般規定

(b) 2010年法のパート I に基づきUCITSとしての適格性を有するすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、簡易な通知手続きに従って、その株式または受益証券を自由に販売することができます。

(c) 2010年法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、UCITSである投資信託を定義しています。

(i) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または、2010年法の第41条(1)に記載される他の流動金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

(ii) 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当すると見做されます。

⑤ 2013年法

(a) 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル（AIF）に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に(i) 2010年法、(ii) 専門投資信託（SIF）に関するルクセンブルグ法および(iii) リスク資本に投資する投資法人（SICAR）に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

(i) 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

(ii) 欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件（改正済）（以下「UCITS指令」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託）。

(c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券をEUの他の加盟国で販売することができます。

(5) 【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、後記(6) 監督官庁の概要 ④「財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

(PricewaterhouseCoopers Société coopérative) です。さらに、トラストは、金融監督委員会告示15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則（「ルクセンブルグGAAP」）に基づき監査されたトラストの年次財務書類が、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付されます。

ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、公表されています。

日々のコンスタントNAVならびに分配金額は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において公表されます。

以下の情報は、管理会社のウェブサイト（www.gfmanagement.lu）において公表されます。

- ・各ファンドのポートフォリオの満期の明細
- ・各ファンドのクレジット・プロファイル
- ・各ファンドのWAM（加重平均満期）およびWAL（加重平均残存期間）
- ・ファンドの保有銘柄のうち上位10銘柄の詳細（銘柄名、国、満期および資産の種類ならびにリバースレポ契約の場合は取引相手を含みます。）
- ・各ファンドの総資産額
- ・各ファンドの純利回り
- ・各ファンドの承認された発行体の一覧

また、後記「6 資産管理等の概要、（1）資産の評価」の項に記載されるとおり、純資産価格とコンスタントNAVとの乖離も、管理会社のウェブサイトにおいて日次で公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、新聞および公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「RESA」といいます。）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、トラストの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社とそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社を使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・各ファンドが用いるレバレッジの総額
- ・証券金融取引および金融商品の再利用の透明性に関する欧州議会および欧州理事会の2015年11月25日付規則（EU）2015/2365および規則（EU）第648/2012号の修正の規定に定義される証券金融取引（すなわちリバースレポ契約）およびトータル・リターン・スワップの利用に関する追加情報。当該情報は、利用される商品の概要および利用の根拠、これら商品の対象となる資産の種類、これら商品の対象となる運用資産の最大および予想される比率、取引相手の選択基準、受入可能な担保、評価方法、資産および担保の保管に関する情報等を含みます。

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088（改訂済）（以下「SFDR」といいます。）に従い、サステナビリティ・リスクを投資判断に組み込む方法およびサステナビリティ・リスクがファンドのリターンに与える影響の評価結果を開示することが要求されています。ファンドは、SFDR第6条に該当しますが、環境または社会的な特性を促進せず、持続可能な投資を目的としません。管理会社は、サステナビリティ・リスクを関連性があるとは考えていないため、これらのリスクを投資判断に組み込みません。

ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しません。

現在、ファンドの投資方針は環境および／または社会的特性を促進していないため、ファンドはサステナビリティ要因に対する主な悪影響を考慮していません。ただし、今後見直される可能性があります。

トラストの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、トラストの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。

② 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、トラストの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のトラストの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) EU加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）は、UCITS指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

トラストは、2010年法上のパートIIの投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売は行われません。2010年法第88-1条のもとで、トラストは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、金融監督委員会により、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

② 登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令、金融監督委員会の告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。

③ 英文目論見書等の提出および電子識別

投資信託証券の販売に際し使用される英文目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、その使用の前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、当該目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供および金融監督委員会に提出された投資信託の財務状況、その他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。公認監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① US マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

② 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

③ 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または英国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

④ カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはカナダその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

⑤ NZドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはニュージーランドその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するNZドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認の受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド証券の買戻しを行うことができます。

（２）【投資対象】

① ＵＳ マネー マーケット ファンド

ファンドは、主に、ＥＵ加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のＯＥＣＤ加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、ファンドの投資目的の達成を目指します。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、Ｓ＆Ｐ社の格付でＡ－１以上、ムーディーズ社の格付でＰ－１、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に信用度がそれと同等であるものとします。本書中に記載される管理会社が行う内部信用度評価手続はMMF規則で義務付けられたもので、この手続に基づき適格と評価されたものに投資します。

ファンドの投資対象およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証やファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの総資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし同法第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの償還が決定された時、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

② 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンドは、主に、ＥＵ加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のＯＥＣＤ加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、ファンドの投資目的の達成を目指します。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、Ｓ＆Ｐ社の格付でＡ－１以上、ムーディーズ社の格付でＰ－１、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に信用度がそれと同等であるものとします。本書中に記載される管理会社が行う内部信用度評価手続はMMF規則で義務付けられたもので、この手続に基づき適格と評価されたものに投資します。

ファンドの投資対象およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証やファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの総資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし同法第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの償還が決定された時、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

③ 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンドは、主に、ＥＵ加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または英国その他のＯＥＣＤ加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、ファンドの投資目的の達成を目指します。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、Ｓ＆Ｐ社の格付でＡ－１以上、ムーディーズ社の格付でＰ－１、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に信用度がそれと同等であるものとします。本書中に記載される管理会社が行う内部信用度評価手続はMMF規則で義務付けられたもので、この手続に基づき適格と評価されたものに投資します。

ファンドの投資対象およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証やファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの総資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし同法第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの償還が決定された時、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

④ カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはカナダその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、ファンドの投資目的の達成を目指します。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S & P社の格付でA-1以上、ムーディーズ社の格付でP-1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に信用度がそれと同等であるものとします。本書中に記載される管理会社が行う内部信用度評価手続はMMF規則で義務付けられたもので、この手続に基づき適格と評価されたものに投資します。

ファンドの投資対象およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証やファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの総資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし同法第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの償還が決定された時、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

⑤ NZドル マネー マーケット ファンド

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはニュージーランドその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するNZドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、ファンドの投資目的の達成を目指します。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S & P社の格付でA-1以上、ムーディーズ社の格付でP-1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に信用度がそれと同等であるものとします。本書中に記載される管理会社が行う内部信用度評価手続はMMF規則で義務付けられたもので、この手続に基づき適格と評価されたものに投資します。

ファンドの投資対象およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証やファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの総資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし同法第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの償還が決定された時、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

（3）【運用体制】

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのフィクスト・インカム・インベストメント・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのフィクスト・インカム・インベストメント・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィクスト・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

フィクスト・インカム・インベストメント・チームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット担当ポートフォリオ・マネジャー 4名

信用分析アナリスト 4名

なお、上記体制の情報は2025年4月末日現在のものであり、随時変更されます。

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンドの運用をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して、もしくは投資顧問会社が管理会社に対して契約の終了日の3か月以上前に書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

（４）【分配方針】

管理会社は、各ファンドのファンド証券の1口当り純資産価格をそれぞれ1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。

ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、分配が行われます。

毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後）が当該最終取引日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

各ファンドの1口当り純資産価額が再投資日の直前の取引日に1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセントを下回る場合、再投資は、前取引日の1口当り純資産価格が1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセントである取引日（「繰延再投資日」）まで繰り延べられ、本来の再投資日の前日（当日を含みます。）までに宣言されたすべての分配金が繰延再投資日に再投資されます。再投資日以降繰延再投資日までに生じた分配金は、翌再投資日に再投資されます。

分配の結果、トラストの純資産総額が2010年法に規定されている最低額（125万ユーロ）を下回る場合は、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、該当するファンドに帰属します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

管理会社は、以下に定められる制限を遵守して、ファンドの投資目的および方針の追求を行われなければなりません。これらの制限は、MMF規則に従って公債CNAV MMFに適用されるものであり、また、ルクセンブルクの規制機関（CSSF）またはヨーロッパの規制機関（ESMA）により随時出される規制およびガイダンスに常に従います。

一般投資規則

I. 適格資産

A) 下記IIからVI項の要件に従い、管理会社は、各ファンドにつきその純資産総額の少なくとも99.5%を以下に投資します。

i. EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、OECD加盟国、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される短期金融商品（以下「公債短期金融商品」といいます。）

ii. 公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約

iii. 現金

B) 下記IIからVI項の要件に従い、管理会社は、各ファンドについて以下にも投資することができます。

i. 上記A) i. に言及されるもの以外の短期金融商品（適格な証券化商品およびABCP（資産担保コマーシャル・ペーパー）を含みます。）

ii. 金融機関への預金

iii. レポ契約

iv. 上記A) ii. に言及されるもの以外のリバースレポ契約

v. 他の短期MMFの受益証券または投資証券

II. 適格資産の特徴

A) 短期金融商品は、以下の基準を満たすものとします。

a) 以下のカテゴリーに該当すること。

i. 公認の証券取引所への公式の上場を認められた短期金融商品、および／または

ii. 規制され、定期的に運営され、および認知されならびに一般に公開されているOECD加盟国の他の市場で取引される短期金融商品、および／または

iii. 上記 i. および ii. に言及されるもの以外の短期金融商品。ただし、それらの商品の発行または発行体自体が、投資者および預金の保護を目的として規制されており、かつ、それらの商品が以下のいずれかに該当することを条件とします。

— EU加盟国の中央政府、地方自治体もしくは現地当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非EU加盟国、連邦国家の場合は連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証される短期金融商品

— 上記 a) i. および ii. に言及される規制された市場で取引される事業により発行される短期金融商品

— 欧州の法律に定められる基準に従い、慎重な監督に服する国にその登記上の事務所を有する金融機関、または少なくとも欧州の法律により定められる規則と同程度厳格であるとCSSFが判断する慎重な規則に服し、これを遵守する金融機関により発行または保証される短期金融商品

— CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、それらの商品への投資は、上記の3項目に定められる保護と同等の投資家保護に服すること、ならびに発行体の資本金および準備金が少なくとも1,000万ユーロであること、第4指令78/660/EECに従い年次財務書類を提出および公表する会社であるか、企業のグループ内で同グループのファイナンスに専従する事業体であるか、または銀行の流動性ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従する事業体であることを条件とします。

- b) 以下の選択的特徴のうち一つを有すること。
- i. 発行時における法定満期が397日以下である。
 - ii. 残存期間が397日以下である。
- c) 短期金融商品の発行体および短期金融商品の質が、管理会社が制定する内部信用度評価手続（後記「内部信用度評価手続」をご参照ください。以下同じです。）に従い適格であるという評価を受けていること。
- この要件は、EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証される短期金融商品には適用されないものとします。
- d) ファンドを代理して行為する管理会社が証券化商品またはABCPに投資する場合、それが下記B)に定められる要件に従うこと。
- B) 適格な証券化商品およびABCPは、以下の要件を満たすものとします。
- 1) 十分に流動的であり、管理会社が制定する内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けており、かつ、以下のいずれかに該当するもの。
- a) 委員会委任規則（EU）2015/61¹第13条に言及される証券化商品
 - b) 以下に該当するABCPプログラムにより発行されるABCP
 - i. 投資者にABCPに基づく金額の全額の支払いを保証するために必要である場合、流動性、信用および重大な希薄化のリスクのすべてならびにABCPに関係する継続的な取引費用および継続的なプログラム全体の費用をカバーする規制された金融機関により、十分に支援されているABCPプログラム
 - ii. 再証券化商品ではなく、かつ、各ABCP取引のレベルにおいて証券化商品の裏付けとなるエクスポージャーに証券化商品のポジションが一切含まれないABCPプログラム、および
 - iii. 規則（EU）第575/2013号²第242条（11）に定義される合成証券化商品を含まないABCPプログラム
 - c) シンプルで透明性があり標準化された（STS）証券化商品またはABCP。ただし、MMF規則（改正済）第11条に定められるこれらのSTSを特定する基準が遵守されていることが条件となります。
- 2) 必要に応じて以下のいずれかの条件を満たす場合のみ、各ファンドは、証券化商品またはABCPに投資できるものとします。
- a) 上記1) a) に言及される証券化商品の発行時における法定満期が2年以下であり、次の金利変更日までの残存期間が397日以下であること。
 - b) 上記1) b) およびc) に言及される証券化商品またはABCPの発行時における法律上の満期または残存満期が397日以下であること。
 - c) 上記1) a) およびc) に言及される証券化商品が、分割償還商品であり、WAL（加重平均残存期間）（後記「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理」をご参照ください。）が2年以下であること。
- C) 金融機関への預金は、以下のすべての条件を満たすものとします。
- a) 要求に応じて払戻可能であるか、またはいつでも引き出すことができる預金。
 - b) 満期が12か月以内の預金。
 - c) 金融機関がEU加盟国に登録上の事務所を有すること、または金融機関が非EU加盟国に登録上の事務所を有する場合には、当該金融機関が規則（EU）第575/2013号第107条（4）に定められる手続に基づき欧州の法律に定められる規則と同等とみなされる慎重な規則に従うこと。

1 金融機関の流動性カバレッジ要件に関する欧州議会および欧州理事会規則（EU）第575/2013号を補足する2014年10月10日付委員会委任規則（EU）2015/61（EEA関連文書）

2 金融機関および投資会社の健全性要件ならびに規則（EU）第648/2012号の修正に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）第575/2013号（EEA関連文書）

D) リバースレポ契約。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とします。

- a) 管理会社が、2営業日前までの事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。
- b) リバースレポ契約の一環として関連するファンドが受領する資産は、以下のものとします。
 - i. 上記Ⅱ. A) に定められる要件を満たす短期金融商品であること。
 - ii. 少なくとも支払う現金と同等の時価を常に有すること。
 - iii. 売却、再投資、質権設定その他譲渡されないこと。
 - iv. 証券化商品およびABC Pを含まないこと。
 - v. 当該資産が上記Ⅰ. A) i. の要件を満たす短期金融商品の形をとる場合を除き、その発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの15%として、十分に分散されること。
 - vi. 取引相手から独立した、かつ、取引相手の業績と高度に相關することが予想されていない事業体により発行されること。

上記b) i. にかかわらず、ファンドは、リバースレポ契約の一環として、譲渡可能な流動性のある有価証券または上記Ⅱ. A) に言及されるもの以外の短期金融商品を受領する場合があります。ただし、当該資産が以下の条件のうち一つを遵守することを条件とします。

- vii. EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けていることを条件とします。
- viii. 非EU加盟国の中央政府または中央銀行により発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けていることを条件とします。

上記に従いリバースレポ契約の一環として受領した資産は、Ⅴ. A) b) に記載される分散要件を満たすものとします。

- c) 各ファンドの管理会社は、発生ベースまたは時価評価（後記「3 投資リスク ① リスク要因」の項において定義されます。）ベースで、現金の全額をいつでも回収できることを確保するものとします。現金が時価評価ベースでいつでも回収可能である場合、該当ファンドのファンド証券の1口当たり純資産価格の計算には、リバースレポ契約の時価が用いられなければなりません。

E) MMF規則に基づき承認された他の短期MMFの受益証券または投資証券（以下「投資対象短期MMF」といいます。）。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とします。

- a) そのファンド規則または設立文書に従い、他の投資先MMFの受益証券または投資証券に投資することができるのは、投資対象短期MMFの純資産総額の10%までであること。
- b) 投資対象短期MMFが、取得者であるファンドの受益証券または投資証券を保有していないこと。
- c) 管理会社または以下に定義されるその他の関係会社は、投資対象短期MMFの受益証券の申込みまたは買戻しについて手数料を課することはできず、また以下のいずれかに該当するその他の短期MMFの受益証券に管理会社が投資する場合において、0.01%を超える管理報酬を課することができないこと。
 - i. 管理会社自身により直接または間接的に運用されている場合
 - ii. 以下のいずれかの形態で管理会社の関連会社により運用されている場合
 - － 共通経営
 - － 共通支配
 - － 資本または議決権の10%を超える直接または間接的な持分を保有

管理会社は、ファンドおよび当該ファンドが該当期間中に投資した投資対象短期MMFの双方に課した管理報酬の総額を、ファンドの年次報告書に記載します。

Ⅲ. トラストは、現金購入および買戻しならびに経常的および例外的な支出を管理するために、補助的な流動資産（随時アクセス可能な銀行の当座預金口座に保有されている現金などの要求払銀行預金）を各ファンドの純資産総額の20%を上限として保有することができます。一時的かつ例外的な市況の悪化により正当化される場合、ファンドは、受益者の最善の利益のため、かかる例外的な市況に関連するリスクを軽減する措置を取るため、補助的な流動資産を各ファンドの純資産総額の100%を上限として保有することができます。

Ⅳ. 流動性管理の目的のために、管理会社は、以下のすべての条件が満たされることを条件として、ファンドのためにレポ契約も締結することができます。

- a) レポ契約が、下記c) に言及される場合を除き、投資目的ではなく流動性管理の目的のためにのみ行われ、7営業日以内の一時的措置として利用されること。
- b) レポ契約に基づき担保としてファンドから譲渡される資産を受領する取引相手方は、管理会社の事前同意なく当該資産を売却、投資、質権設定その他譲渡することが禁止されること。
- c) レポ契約の一環でファンドが受領する現金は、

- i. 指令2009/65/EC第50（1）条（f）に従い預金することができること、または
 - ii. 上記II. D) b) vii. およびviii. に言及される資産に投資することができるが、その他の資産に投資、譲渡もしくはその他の方法で再使用してはならないこと。
 - d) 規則（EU）第648/2012号第14条に従い認可または同規則第25条に従い認定されたCCP³を通じて中央清算されないレポ契約の一環でファンドが受領する現金が、その純資産総額の10%を超えないこと。
 - e) 規則（EU）第648/2012号第14条に従い認可または同規則第25条に従い認定されたCCPを通じて中央清算されるレポ契約の一環でファンドが受領する現金が、その純資産総額の15%を超えないこと。
 - f) ファンドの管理会社が、2営業日以内の事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。
- V. リスクの分散および集中
- A) リスク分散規則
- a) リバースレポ契約において、ファンドのために行為する管理会社が同一取引相手方に提供する現金総額は、当該ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。
 - b) ファンドのために行為する管理会社は、いずれのファンドの資産についても、リスク分散原則に従いファンドの純資産総額の5%超（かつ、MMF規則第17条（1）（a）を逸脱して、）100%以下を公債短期金融商品に投資する権限を付与されています。ただし、ファンドは発行体で6銘柄以上となる公債短期金融商品を保有していただくのではなく、1銘柄の公債短期金融商品が当該ファンドの純資産総額の30%を超えてはならないものとします。
- 公債短期金融商品は、EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、OECD加盟国、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される短期金融商品と定義されています。
- c) 管理会社は、ファンドのために、その純資産総額の10%を超えて同一金融機関に預金することができません。ただし、トラストが登録されているEU加盟国の銀行セクターの構造において、当該分散要件を満たすのに十分な実行可能な金融機関が存在せず、かつ、トラストが他の加盟国で預金することが経済上実行可能ではない場合、各ファンドの純資産総額の15%までを同一の金融機関に預金することができます。
 - d) 証券化商品およびABCPに対するファンドのエクスポージャーの合計は、その純資産総額の20%を超えてはならない一方で、その純資産総額の15%までを、STS証券化商品およびABCPの特定基準を遵守しない証券化商品およびABCPに投資することができます。
- B) 集中規則
- a) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の短期金融商品、証券化商品およびABCPの10%超を取得することはできません。
 - b) ただし、上記a) は、公債短期金融商品に関しては適用されないものとします。

3 店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する2012年7月4日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）第648/2012号（規則648/2012）第2条（1）によれば、「CCP」とは、一または複数の金融市場で取引される契約の当事者の間に介在し、すべての売り手に対する買い手となり、すべての買い手に対する売り手となる法人を指します。

VI. さらに、ファンドのために行為する管理会社は、以下を行いません。

- a) 上記 I. に記載されていない資産への投資
- b) 短期金融商品、証券化商品、A B C P およびその他の短期MMFを含む有価証券の空売り
- c) デリバティブ、株式もしくは商品を表章する証書、それらに基づくインデックス、またはそれらに対するエクスポージャーを得られるその他の手段もしくは金融商品を通じて、株式または商品に対して直接もしくは間接的にエクスポージャーを取ること
- d) 証券貸付契約もしくは証券借受契約、またはファンドの資産を担保とするその他の契約の締結
- e) 現金の借入および貸付

管理会社は、各ファンドにおいて十分な分散投資を行うことにより、投資リスクの適切な分散を確保しなければなりません。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、MMF規則に反せず、かつ、受益者の利益となる投資制限を随時課すことができます。

流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理

管理会社は、流動性管理手法を設定、実施、一貫して適用しており、各ファンドの流動性リスクを監視し、受益者の請求に応じてファンド証券の買戻義務に随時応じられるよう、ファンドの投資ポートフォリオにおける週単位での流動性基準の充足を確保するための手法を導入しています。

管理会社は、(i) 運用面および(ii) 資金調達面において、ファンドの流動性を定期的に管理します。

流動性管理手続は、運用面と資金調達面の流動性との間のギャップを評価することを目指します。具体的には、ファンド資産の流動性の特性を評価し、そして受益者からの買戻請求の規模を予測します。運用面および資金調達面の流動性に関するそれぞれ異なる想定があり、通常の市場状況およびストレスのかかった市場状況の両方を考慮して、様々なシナリオが検討されます。

運用面での流動性については、(i) 個々の有価証券の流動性の特性および(ii) 資産クラスの市場の厚みによる制約を考慮の上、組入証券を流動性の水準に応じて分類します。

投資ポートフォリオが適切な流動性を有し、受益者の買戻請求にファンドが確実に応じられるよう、定性的および定量的評価を用いてポートフォリオおよび証券を監視します。

運用面では、管理会社は、運用資産の流動性に関して、買呼値と売呼値のスプレッド、平均取引高および投資額などの要素を考慮し、投資ポートフォリオの構成を日々管理します。

資金調達面では、管理会社は特に、大量の資金が流出する時期の予測に努めます。したがって管理会社は、ファンドの最終投資者層（大口投資者の状況など）、投資者の取引高、投資者の属性および規模による投資行動ならびに関連する市場データ（為替レートの変動およびボラティリティ、流通市場における債券の募集など）を定期的に収集して分析します。

受益者のポジションは、受益者の集中の度合い（大口受益者など）、流出額、それぞれのボラティリティ、ファンドの流動性に影響する事項に関して、管理会社の顧客確認方針に従い定期的に見直され、評価されます。

各ファンドの流動性評価の基準値と通常の市場状況を踏まえて、欧州証券市場監督局のガイドラインに従い、ストレスのかかった状況下での流動性も検討されます。運用面において、流動性基準値はストレスのかかった市場状況で想定される流動性の低下を反映するよう、基準値の引き下げが行われます。資金調達面においては、過去の流出、仮定されたストレスシナリオおよび予想される受益者の買戻しに基づき、流出シナリオが検討されます。

流動性の決定における第一義的責任は投資顧問会社にあり、管理会社による監督が伴います。目論見書に定められる1日単位および週単位での流動性の最低水準の継続的な遵守を確保するため、流動性管理については、ファンド単位で監視されます。

各ファンドは、以下の要件すべてを継続的に遵守するものとします。

- (i) ファンドのポートフォリオのWAM（加重平均満期）は、60日以内とします。
- (ii) ファンドのポートフォリオのWAL（加重平均残余期間）は120日以内としますが、MMF規則の規定に従うことを条件とします。

管理会社が管理できない理由、または買付もしくは買戻しの結果として、上記の制限を超えた場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

各ファンドは、以下の流動性規則も遵守するものとします。

- (i) ファンドの純資産総額の少なくとも10%は、1日単位で満期を迎える資産、1営業日前に事前通知を行うことにより終了可能なリバースレポ契約、または1営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとします。

- (ii) ファンドの純資産総額の少なくとも30%は、週単位で満期を迎える資産、5営業日前に事前通知を行うことにより終了可能なリバースレポ契約、または5営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとします。

投資制限の項 I. A) i. に言及される、極めて流動性が高く、かつ、1営業日以内に買戻しまた清算でき、残存満期が最大で190日である資産もまた、ファンドの純資産総額の17.5%を上限として週単位で満期を迎える資産とみなすことができます。

週単位で満期を迎える資産の割合が、ファンドの純資産総額の30%を下回る場合、かつ1営業日における正味の買戻しがファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該ファンド受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するための文書化された方法で評価を行います。以下の一または複数の措置を採用する旨が決定されます。

- (i) その期間の買戻しに対して、流動性を確保するための費用を適切に反映させ、当該ファンドの残存受益者が不利な扱いを受けないことを確保するために、流動性手数料を課すること
- (ii) 後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」で説明される買戻しを、15営業日以内の期間、1営業日においてMMFのファンド証券の最大10%に制限する買戻しゲートの設定
- (iii) 最長15営業日の買戻しの停止
- (iv) 受益者の利益に留意しつつ事態の是正を優先させる措置以外の緊急措置をとらないこと

同様に、週単位で満期を迎える資産の割合が、ファンドの純資産総額の10%を下回る場合、当該ファンドの受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するための文書化された方法で評価を行います。上記(i)および(iii)の措置を累積的または代替的に採用する旨が決定されます。

90日間のうち、停止されていた期間の合計が15営業日を超える場合、当該ファンドは自動的に公債CNAV MMFではなくなり、その場合、受益者に対して直ちに、明確かつ分かり易い方法で書面により通知されます。

内部信用度評価手続

管理会社は、短期金融商品、証券化商品およびABC Pの信用度を、それらの商品の発行体も含めて評価（以下「信用度評価」といいます。）するため、慎重な内部信用度評価手続を常に実施しています。

内部信用度評価手続は、MMF規則（改正済。信用度評価方法に関する2018年4月10日付委員会委任規則（EU）2018/990（以下「委任規則2018/990」といいます。））によって補足されます。）第19条から第23条を遵守しています。

管理会社は、信用度評価の実行およびその定期的な見直しにつき常に責任を負います。

内部信用度評価手続は、短期金融商品、証券化商品およびABC Pの信用度を決定するための慎重、体系的かつ継続的な評価方法（以下「信用度評価方法」といいます。）に基づきます。

内部信用度評価手続は、ファンドが投資しようとしている短期金融商品、証券化商品およびABC Pに対し体系的に適用され、投資する場合には、内部信用度評価手続の実施の結果、適格と評価されることが必要です。

ただし、MMF規則第10条（3）により許可されるとおり、欧州連合、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティによって発行または保証される短期金融商品には、内部信用度評価手続の適用は必要とされません。

管理会社は独立した内部信用評価を行います。ポートフォリオは主に、政府系機関（以下「GRE」といいます。））、民間の法的形態を有し、特定の公共政策の委託事項を実行し、主要なサービスを提供するため政府が設立した一部または完全支配公開会社である、公共団体、機関、事業体に投資されます。信用度評価は、政府の発行体への関与レベルを定義することから始めます。

MMF規則第10条（3）による免除が適用されない場合、管理会社は、発行体および短期金融商品の両方について、政府の関与レベルに応じて信用度評価を実行します。

政府の関与レベルが高いと分類されたものの政府からの明確な保証の無い発行体の場合、管理会社は、トップダウン・アプローチで評価します。

政府の支援は以下で評価する

- ・ 暗黙の保証
- ・ 法的地位
- ・ GREの資産の所有およびGREの資産に係る権利
- ・ 任務、委託および戦略
- ・ 支援契約
- ・ 実績

例外的な支援を受けられる可能性で評価する

- ・ GREの戦略上の重要性

- ・ 代替の容易度
- ・ 債務不履行で生じうる影響

政府の関与レベルが低いと分類された発行体の場合、管理会社は、発行体につきボトムアップで審査を行います。

- ・ G R Eのシステミックな関連性
- ・ 政府による高い水準の運営上または規制上の支配
- ・ G R Eの債務不履行が政府に与える影響
- ・ 重要リスク指標を用いたG R Eの信用リスク
- ・ G R Eにおけるオプション調整後スプレッド（O A S）
- ・ オプション調整後スプレッド
- ・ 修正デュレーション
- ・ 修正スプレッド・デュレーション
- ・ 信用スプレッド

管理会社は、定期的に見直さなければならない新たな短期金融商品の特徴の評価も行います。これに関して管理会社は、可能な範囲で、加重平均残存期間、オプション調整後スプレッド（O A S）、発行体O A S、特殊なO A S、残存期間、修正デュレーション、実効デュレーション、修正スプレッド・デュレーション、信用スプレッド、コンベクシティなどの基準に基づき評価および見直しを行うことができます。

信用度評価の目的で使用されるデータは、十分な品質で、最新でかつ信頼できる情報源によるものとします。この点について、信用度評価の目的で使用される情報を取得および更新するため効率的なシステムが実施されています。

管理会社のリスク管理機能で信用度を評価し、それを基に業務遂行役員委員会が信用度を決定します。

内部信用度評価手続において、管理会社は以下の範囲の一般原則を実行します。

- ・ 管理会社はポートフォリオの構成銘柄に完全にアクセスすることができるため、発行体および商品の特徴についての情報を取得および更新するための有効なプロセスが確立されていること。
- ・ 管理会社がポートフォリオデータにアクセスすることができ、複数のデータソース（リスクメトリックス／M S C I、ブルームバーグ、ロイター）を利用することで、内部信用度調査が利用可能かつ適切な情報の徹底分析に基づくこと、ならびに発行体の信用力および商品の信用度に与える影響が大きい要因を含むことを確保するような適正な手法が実施されていること。
- ・ 内部信用度評価手続が継続的に監視され、すべての信用度評価が少なくとも年1回見直されるものとする。
- ・ 規則（E C）1060／2009第5条aに従い、外部機関の格付けの利用は内部信用度評価手続の事前評価段階に限られるため、外部機関の格付けに過度に依拠しないこと。
- ・ マネー・マーケット・ファンドの現在の評価に影響する可能性のある重大な変更があった場合、管理会社は当該ファンドについて新たな信用度評価を実施すること。
- ・ 信用度評価方法が現在のポートフォリオおよび外部条件について適切であるかを判断するため、業務遂行役員委員会が少なくとも年1回見直し、それについてC S S Fに報告すること。
- ・ 管理会社が信用度評価方法またはその適用について誤りを認識した場合、直ちにそれを修正すること。
- ・ 内部信用度評価手続で使用方法、モデルまたは主要な前提条件が変更された場合、管理会社は可能な限り速やかに影響を受けるすべての内部信用度評価を見直すこと。

管理会社は、内部信用度評価手続および信用度評価を、以下の項目をすべて含む文書で記録します。

- ・ 管轄当局が信用度評価の適切性を理解および評価することができる方法による、内部信用度評価手続の設計上および運用上の詳細
- ・ 信用度評価の根拠および信用度評価を裏付ける分析、ならびに管理会社が選択した信用度評価の見直しの基準および頻度
- ・ 内部信用度評価手続についてのすべての主要な変更（その変更の原因の特定を含みます。）
- ・ 内部信用度評価手続の組織体制および内部管理構造
- ・ 商品、発行体および該当する場合は認識された保証人についての内部信用度評価の全履歴

管理会社は、これらの文書を少なくとも3会計期間中保管するものとします。

現在の内部信用度評価手続は、M M F規則第20条2項および委任規則2018／990第3条から第6条に定められる一連の基準を満たすよう設計されています。

発行体または保証人の信用リスクの決定は、発行体または保証人の債務の返済能力についての独立した分析に基づき行われます。この決定には、以下の要素（該当する場合）が含まれます。

- ・ 財務状況
- ・ 流動性の源泉
- ・ 将来における市場全体の事由および発行体または保証人に特有の事由（著しく不利な状況における返済能力を含みます。）に対応できる能力
- ・ 経済、ならびに景気動向および競争力における発行体または保証人の強さ

発行体または保証人の信用リスクならびに発行体または保証人および商品の債務不履行の相対的リスクを定量化するために、管理会社が実施する、投資顧問会社の提供するデータによってサポートされる信用度評価法は、以下の定量的基準を使用することがあります。

- (a) 信用スプレッドならびに比較可能な確定利付商品および関連有価証券の価格設定を含む、債券の価格設定情報
- (b) 発行体もしくは保証人、商品または産業セクターに関連する短期金融商品の価格設定
- (c) 比較可能な商品のクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを含む、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報
- (d) 発行体もしくは保証人、商品または産業セクターに関する債務不履行の統計
- (e) 発行体または商品の所在地、産業セクターまたは資産クラスに関連する財務上の指標
- (f) 利益率、インタレスト・カバレッジ・レバレッジ・メトリクス、新銘柄の価格設定（劣後する有価証券の有無を含みます。）を含む、発行体または保証人に関する財務情報

商品の発行体または保証人の定性的評価のために管理会社が設定する具体的な基準は、以下を含みます。

- (a) 発行体または保証人の信用評価
 - 1) 財務状態
 - ・ ソブリン分析（明白な債務および偶発債務ならびに規模／外貨準備高対外国為替債務等）
 - ・ 信用分析
 - 2) 政府の支援
 - ・ 政府の所有／介入
 - ・ 負債保護または事業／財務支援
 - ・ 国策連携／経済的重要性
- (b) 短期金融商品の流動性
 - ・ 流通している短期金融商品
- (c) 外部信用格付
 - ・ S & P社の格付でA－1以上、ムーディーズ社の格付でP－1または国際的に認知されている他の格付業者の格付でこれと同等の格付
 - ・ 格付を付与されていない場合は、管理会社がこれと同等の信用度であるとみなすこと

3【投資リスク】

①リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、トラストおよび各ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドは、短期金融商品など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に以下のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

(i) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により短期金融商品の価格が変動するリスクをいいます。金利が低下すると短期金融商品からの収益が減少する要因となります。

(ii) 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に債務不履行が発生する場合、またはそのおそれがある場合には、短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、その価格が下落するリスクもあります。

(iii) 為替リスク

US マネー マーケット ファンドは米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドは豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドは英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドはカナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドはNZドルを基準通貨としています。従って、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

(iv) 純資産価格が一定のファンドに関連するリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金または購入する際の受益証券1口当りの価値を一定（各ファンドについてそれぞれ1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセント）に保つことをめざすコンスタントNAVファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産価格は変動し、市場価格は、当初の受益証券1口当りの金銭価値（各ファンドについてそれぞれ1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセント）から乖離することがあります。1口当りコンスタントNAVを維持するために、MMF規則第2条（10）に定義される償却原価法（以下「償却原価法」といいます。）により資産を評価します。償却原価法を使用した評価額とMMF規則第2条（8）に定義される時価評価（以下「時価評価」といいます。）または、MMF規則の許容する範囲において、MMF規則第2条（9）に定義されるモデル評価（以下「モデル評価」といいます。）による評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行います。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合には、元本割れの価格で資産を売却せざるを得なくなり、コンスタントNAVを維持できず元本を割り込む可能性があります。

MMF規則第31条および第34条に基づく要件を遵守するため、管理会社は、ファンドの資産に十分な流動性があり、1口当りコンスタントNAVを維持することを確保する監視プロセスを実施しています。ただし、ファンドが常に十分な流動性または1口当りコンスタントNAVを維持する保証はありません。

(v) 買戻取引権の売買およびレボ・リバースレボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為するリバースレボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

※純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。

ファンドのリスク特性

・U S マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。公債CNAV MMFであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで軽減されます。ファンドは、主に、米ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・豪ドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。公債CNAV MMFであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで軽減されます。ファンドは、主に、豪ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・英ポンド マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。公債CNAV MMFであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで軽減されます。ファンドは、主に、英ポンド建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・カナダドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。公債CNAV MMFであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にすることで軽減されます。ファンドは、主に、カナダドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・NZドルマネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。公債CNAV MMFであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で軽減されます。ファンドは、主に、NZドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

利益相反

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行および／または管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが(i) 管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に關係する投資を行うことがあるという事実、または(ii) 管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動について管理会社に通知します。

投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

さらに、利益相反は、保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されます。保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

デリバティブ取引

トラストは日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っていません。

レバレッジ

委員会委任規則（EU）第231/13号（以下「委員会委任規則」といいます。）および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙IIに定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、A I Fのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) A I Fのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、トラストおよびファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、A I FMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の101%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の110%を超えないものとします。ファンドのレバレッジを計算する目的において、

ーコミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Ⅰの(3) および(10) から(13) に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。

ーグロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Ⅰの(1) および(2) に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Ⅰの(3) および(10) から(13) のレポ契約またはリバースレポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、(i) ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、(ii) (i) に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、A I FM D、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

②リスクに対する管理体制

各ファンドのリスク管理体制については、「運用体制」をご参照下さい。

参考情報

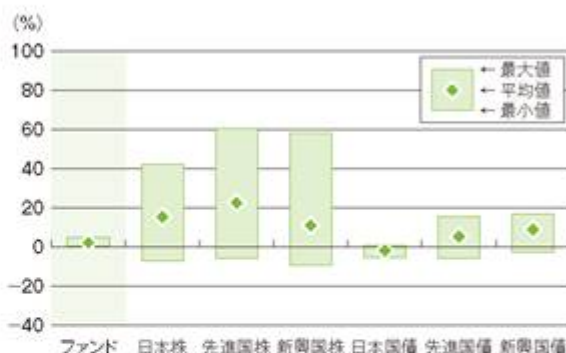
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

US マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2020年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.92	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	0.13	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.15	15.1	22.4	10.9	-2.0	5.2	8.9

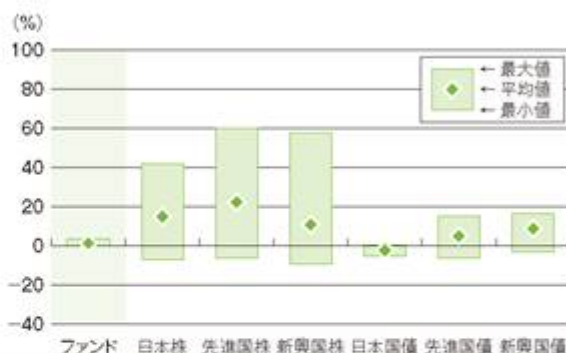
出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

豪ドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2020年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	3.77	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	0.00	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.49	15.1	22.4	10.9	-2.0	5.2	8.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

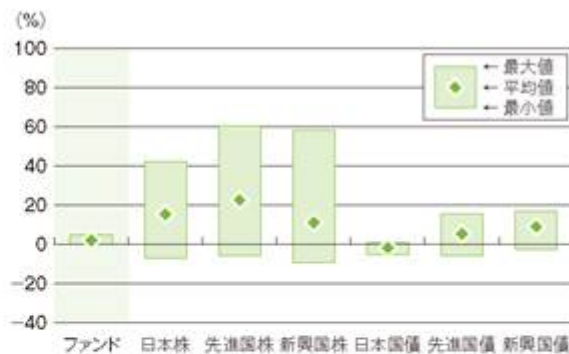
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

英ポンド マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2020年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.62	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	0.03	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.80	15.1	22.4	10.9	-2.0	5.2	8.9

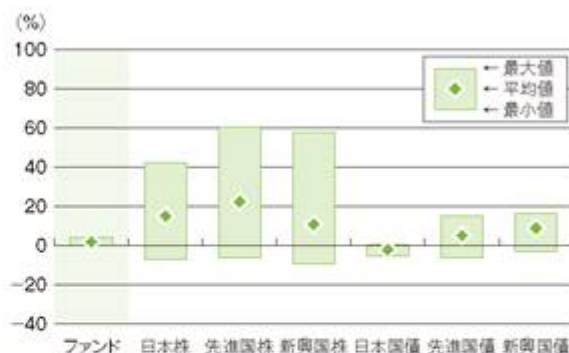
出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

カナダドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2020年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.28	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	0.08	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.83	15.1	22.4	10.9	-2.0	5.2	8.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

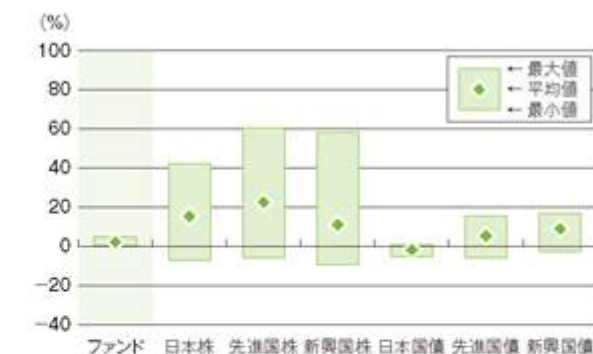
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

NZドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2020年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.82	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	0.16	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.06	15.1	22.4	10.9	-2.0	5.2	8.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年5月～2025年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 日本国内における申込手数料
日本国内において購入時には申込手数料は徴収されません。
- ② 海外における申込手数料
海外において申込手数料は徴収されません。

（２）【買戻し手数料】

- ① 日本国内における買戻し手数料
日本国内において買戻し手数料は徴収されません。
- ② 海外における買戻し手数料
海外において買戻し手数料は徴収されません。

（注）買戻し時に「2 投資方針、（１）投資方針、（５）投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理」に記載される一定の状況において、管理会社が流動性手数料を請求することがあります。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬および投資顧問報酬

2025年9月30日（同日を含みます。）までは、管理会社は、保管報酬から年間15,000米ドルのトラスト管理報酬を受領する権利を有します。管理会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。

2025年10月1日以降は、管理会社は、各ファンド資産から関連する四半期中の各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.02%以下の管理報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有します。当該報酬の計算上、最初の四半期の報酬支払は2025年10月1日から2025年12月31日までの期間を対象とします。管理会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。

管理報酬とは、（i）ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ii）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

（i）US マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
2億5,000万米ドルまでの部分	0.150%
2億5,000万米ドル超5億米ドルまでの部分	0.125%
5億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.100%
20億米ドル超の部分	0.075%

（ii）豪ドル マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
4億豪ドルまでの部分	0.150%
4億豪ドル超8億豪ドルまでの部分	0.125%
8億豪ドル超32億豪ドルまでの部分	0.100%
32億豪ドル超の部分	0.075%

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
1 億5,000万英ポンドまでの部分	0.150%
1 億5,000万英ポンド超 3 億英ポンドまでの部分	0.125%
3 億英ポンド超12億英ポンドまでの部分	0.100%
12億英ポンド超の部分	0.075%

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
4 億カナダドルまでの部分	0.150%
4 億カナダドル超 8 億カナダドルまでの部分	0.125%
8 億カナダドル超32億カナダドルまでの部分	0.100%
32億カナダドル超の部分	0.075%

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
4 億NZドルまでの部分	0.150%
4 億NZドル超 8 億NZドルまでの部分	0.125%
8 億NZドル超32億NZドルまでの部分	0.100%
32億NZドル超の部分	0.075%

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。

2024年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った管理報酬および投資顧問報酬は、U S マネー マーケット ファンドにつき4,899,039米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき1,990,154豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき63,684英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき95,851カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき489,705NZドルでした。

② 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行は、各ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.04%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を各四半期末毎に受領する権利を有します（2025年9月30日までは、管理報酬相当額（年間15,000米ドル）は当該報酬から控除されます。）。かかる報酬はファンドの純資産総額に応じたものであり、四半期毎に支払われます。

保管報酬とは、(i)ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、(ii)キャッシュ・フローの監視業務、ならびに(iii)選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

管理事務代行報酬とは、(i)ファンドの純資産価格の計算業務、(ii)ファンドの会計書類作成業務、(iii)法務およびファンド会計管理業務、(iv)マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、(v)法令遵守に関するモニタリング、(vi)受益者名簿の管理、(vii)収益分配業務、(viii)ファンドの購入・換金等受付業務、ならびに(ix)記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

また、電話、テレックス、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費ならびにトラスト資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料は、トラスト負担です。

2024年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った保管報酬および管理事務代行報酬は、U S マネー マーケット ファンドにつき2,255,818米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき679,334豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき17,175英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき25,873カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき131,270NZドルでした。

③ 代行協会員報酬

代行協会員は、毎月、各ファンド資産から当該月中の関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.1%以下の報酬を受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書、運用報告書等の販売会社または販売取扱会社への送付義務、ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

2024年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った代行協会員報酬は、U S マネー マーケット ファンドにつき5,615,392米ドル、豪ドル マネー マーケットファンドにつき1,690,155豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき42,455英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき63,899カナダドル、N Z ドル マネー マーケット ファンドにつき326,469N Z ドルでした。

④ 販売会社報酬

日本における販売会社は、毎月末毎に、各ファンド資産から当該月中の関連するファンドの日々の純資産総額（当該販売会社が販売し買戻されていない分）の平均額の年率0.4%以下の報酬を受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

2024年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った販売会社報酬は、U S マネー マーケット ファンドにつき22,461,573米ドル、豪ドル マネー マーケットファンドにつき6,760,627豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき169,823英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき255,602カナダドル、N Z ドル マネー マーケット ファンドにつき1,305,879N Z ドルでした。

⑤ 評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

なお、一部の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2025年4月末現在の報酬率は以下の通りです。

ただし、今後の金利水準に応じて、変動する可能性があります。

投資顧問報酬	＜US マネー マーケット ファンド＞	
	2億5,000万米ドルまでの部分	年率0.150%
	2億5,000万米ドル超5億米ドルまでの部分	年率0.125%
	5億米ドル超20億米ドルまでの部分	年率0.100%
	20億米ドル超の部分	年率0.075%
	＜豪ドル マネー マーケット ファンド＞	
	4億豪ドルまでの部分	年率0.150%
	4億豪ドル超8億豪ドルまでの部分	年率0.125%
	8億豪ドル超32億豪ドルまでの部分	年率0.100%
	32億豪ドル超の部分	年率0.075%
	＜英ポンド マネー マーケット ファンド＞	
	1億5,000万英ポンドまでの部分	年率0.150%
	1億5,000万英ポンド超3億英ポンドまでの部分	年率0.125%
	3億英ポンド超12億英ポンドまでの部分	年率0.100%
	12億英ポンド超の部分	年率0.075%
	＜カナダドル マネー マーケット ファンド＞	
	4億カナダドルまでの部分	年率0.150%
	4億カナダドル超8億カナダドルまでの部分	年率0.125%
	8億カナダドル超32億カナダドルまでの部分	年率0.100%
	32億カナダドル超の部分	年率0.075%
	＜NZドル マネー マーケット ファンド＞	
	4億NZドルまでの部分	年率0.150%
	4億NZドル超8億NZドルまでの部分	年率0.125%
	8億NZドル超32億NZドルまでの部分	年率0.100%
	32億NZドル超の部分	年率0.075%
保管報酬および管理事務代行報酬	US マネー マーケット ファンド	年率0.040%
	豪ドル マネー マーケット ファンド	年率0.040%
	英ポンド マネー マーケット ファンド	年率0.040%
	カナダドル マネー マーケット ファンド	年率0.040%
	NZドル マネー マーケット ファンド	年率0.040%
代行協会員報酬	US マネー マーケット ファンド	年率0.100%
	豪ドル マネー マーケット ファンド	年率0.100%
	英ポンド マネー マーケット ファンド	年率0.100%
	カナダドル マネー マーケット ファンド	年率0.100%
	NZドル マネー マーケット ファンド	年率0.100%
販売会社報酬	US マネー マーケット ファンド	年率0.400%
	豪ドル マネー マーケット ファンド	年率0.400%
	英ポンド マネー マーケット ファンド	年率0.400%
	カナダドル マネー マーケット ファンド	年率0.400%
	NZドル マネー マーケット ファンド	年率0.400%

（４）【その他の手数料等】

トラストはその他以下の費用も負担することができます。

（a）トラスト資産および収益に課せられる一切の税金

トラストが負担する税金は、トラストの純資産総額に対し四半期毎に課せられる年率0.01%の年次税およびトラストの投資証券の収益支払の際に当該支払国において徴収される源泉徴収税等です。

（b）トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差引かれます。）**（c）登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行代理人に対する合理的な額の実費****（d）代行協会員が負担したすべての合理的な実費および費用****（e）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った合理的な法的費用****（f）ファンドの法律上または規制上の義務を履行するために必要な業務に対する合理的な報酬****（g）その他、次の費用を含む管理費用****・券面印刷費**

・約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むトラストに関するその他の書類を作成、印刷し、既存および将来の投資者に配付し、ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局（その他の証券業協会を含みます。）に提出する費用

・法律または上記監督当局の所管する諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成かつ配付する費用

・会計、記帳および日々の純資産価額計算に要する費用

・受益者への通知公告の作成、配付費用

・弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。

・ファンド証券が上場される証券取引所の上場許可および上場維持のための諸費用

（注）現在、ファンド証券は上場されていません。

・以上に類似するすべての管理費用

ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除きます（ただし、管理会社がこれと異なる決定をする場合は除きます。）。

2024年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払ったその他の費用は、US マネー マーケット ファンドにつき1,242,242米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき600,612豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき18,047英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき33,186カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき112,322NZドルでした。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが、公募外国公社債投資信託または公募外国公社債等運用投資信託として取り扱われるものと考えられます。かかる場合、日本の受益者に対する課税については、いずれも以下のような取扱いとなります。

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（i）US マネー マーケット ファンド

（2025年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	1,389,271,711	25.92
	オランダ	761,255,500	14.20
	ルクセンブルグ	674,264,590	12.58
	イギリス	391,928,705	7.31
	小計	3,216,720,506	60.02
現金・その他の資産（負債控除後）		2,142,689,875	39.98
合計（純資産総額）		5,359,410,381 (約764,091百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（ii）豪ドル マネー マーケット ファンド

（2025年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
短期国債	オーストラリア	858,092,562	51.74
	小計	858,092,562	51.74
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	249,181,184	15.02
	オランダ	98,963,282	5.97
	小計	348,144,465	20.99
固定利付債	オーストラリア	40,575,250	2.45
	小計	40,575,250	2.45
小計		1,246,812,278	75.18
現金・その他の資産（負債控除後）		411,642,816	24.82
合計（純資産総額）		1,658,455,093 (約150,853百万円)	100.00

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（英ポンド）	投資比率（%）
短期国債	イギリス	21,721,772	51.51
	小計	21,721,772	51.51
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	6,950,916	16.48
	小計	6,950,916	16.48
小計		28,672,688	68.00
現金・その他の資産（負債控除後）		13,493,309	32.00
合計（純資産総額）		42,165,997 (約8,058百万円)	100.00

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（カナダドル）	投資比率（%）
短期国債	カナダ	45,763,276	72.10
	小計	45,763,276	72.10
現金・その他の資産（負債控除後）		17,712,364	27.90
合計（純資産総額）		63,475,640 (約6,541百万円)	100.00

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（NZドル）	投資比率（%）
短期国債	ニュージーランド	136,131,198	41.59
	小計	136,131,198	41.59
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	73,765,990	22.54
	オランダ	35,809,380	10.94
	小計	109,575,370	33.48
小計		245,706,568	75.07
現金・その他の資産（負債控除後）		81,609,529	24.93
合計（純資産総額）		327,316,097 (約27,658百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(i) US マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	KFW CP 27/05/25	ドイツ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年5月27日	150,000,000	98.91	148,364,854	99.68	149,514,847	2.79
2	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 10/07/25	ドイツ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年7月10日	145,000,000	98.92	143,430,118	99.16	143,775,147	2.68
3	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 21/05/25	ドイツ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年5月21日	128,000,000	98.93	126,631,918	99.75	127,677,194	2.38
4	EUROPEAN INVESTMENT BANK CP 10/06/25	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年6月10日	115,000,000	98.57	113,360,058	99.51	114,439,686	2.14
5	BNG BANK NV CP 24/07/25	オランダ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年7月24日	109,000,000	98.92	107,818,533	98.99	107,896,432	2.01
6	BANK OF ENGLAND CP 22/07/25	イギリス	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年7月22日	100,000,000	98.92	98,917,322	99.01	99,012,503	1.85
7	EUROPEAN INVESTMENT BANK CP 16/09/25	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年9月16日	100,000,000	98.19	98,190,566	98.38	98,377,346	1.84
8	EUROPEAN INVESTMENT BANK CP 17/06/25	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年6月17日	98,000,000	98.91	96,927,444	99.43	97,440,406	1.82
9	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK CP 12/05/25	オランダ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年5月12日	93,000,000	98.91	91,987,360	99.86	92,866,465	1.73
10	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 12/05/25	ドイツ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年5月12日	92,000,000	99.25	91,308,113	99.86	91,868,212	1.71
11	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 13/06/25	ドイツ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年6月13日	90,000,000	98.91	89,015,000	99.48	89,528,913	1.67
12	EUROPEAN INVESTMENT BANK CP 16/06/25	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年6月16日	90,000,000	98.21	88,387,806	99.45	89,501,493	1.67
13	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 09/07/25	ドイツ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年7月9日	90,000,000	98.92	89,030,042	99.17	89,253,879	1.67
14	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 14/07/25	ドイツ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年7月14日	90,000,000	98.91	89,023,364	99.11	89,195,080	1.66
15	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK CP 23/07/25	オランダ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年7月23日	90,000,000	98.91	89,022,251	99.00	89,097,463	1.66
16	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK CP 12/05/25	オランダ	ユーロ・コ ママーシ ャル・ペ ーパー	—	2025年5月12日	85,000,000	99.20	84,318,548	99.86	84,877,949	1.58

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
17	BANK OF ENGLAND CP 07/07/25	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年7月7日	85,000,000	98.54	83,760,828	99.19	84,314,929	1.57
18	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 10/07/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年7月10日	85,000,000	97.86	83,184,860	99.16	84,287,984	1.57
19	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK CP 28/07/25	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年7月28日	85,000,000	98.91	84,073,418	98.93	84,093,782	1.57
20	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK CP 12/05/25	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年5月12日	78,000,000	99.21	77,384,279	99.86	77,888,051	1.45
21	BNG BANK NV CP 16/07/25	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年7月16日	72,000,000	98.91	71,217,801	99.08	71,338,139	1.33
22	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK CP 25/06/25	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年6月25日	70,000,000	98.57	68,997,240	99.33	69,532,045	1.30
23	BANK OF ENGLAND CP 03/07/25	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年7月3日	70,000,000	98.22	68,756,651	99.24	69,469,504	1.30
24	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 22/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年5月22日	69,000,000	99.64	68,750,350	99.73	68,816,924	1.28
25	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 14/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年5月14日	60,000,000	98.93	59,357,260	99.83	59,898,895	1.12
26	KFW CP 30/06/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年6月30日	58,000,000	98.54	57,154,541	99.27	57,577,271	1.07
27	KFW CP 19/08/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年8月19日	56,000,000	98.20	54,989,229	98.69	55,266,696	1.03
28	KFW CP 27/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年5月27日	55,000,000	98.94	54,414,814	99.68	54,822,472	1.02
29	KFW CP 04/08/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年8月4日	53,000,000	98.18	52,037,297	98.86	52,395,951	0.98
30	KFW CP 04/06/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年6月4日	52,000,000	98.57	51,256,777	99.58	51,783,227	0.97

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量/額面	取得価額 (豪ドル)		時価 (豪ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	AUSTRALIA TREASURY BILL 0% 25/07/25	オースト ラリア	短期国債	0.00	2025年7月25日	176,900,000	98.36	173,991,371	99.04	175,210,077	10.56
2	AUSTRALIA TREASURY BILL 0% 23/05/25	オースト ラリア	短期国債	0.00	2025年5月23日	175,000,000	98.86	173,001,815	99.74	174,545,262	10.52
3	AUSTRALIA TREASURY BILL 0% 13/06/25	オースト ラリア	短期国債	0.00	2025年6月13日	175,000,000	98.56	172,484,816	99.50	174,132,366	10.50
4	AUSTRALIA TREASURY BILL 0% 08/08/25	オースト ラリア	短期国債	0.00	2025年8月8日	134,220,000	98.64	132,391,271	98.91	132,761,925	8.01
5	AUSTRALIA TREASURY BILL 0% 11/07/25	オースト ラリア	短期国債	0.00	2025年7月11日	100,000,000	98.85	98,852,135	99.22	99,215,175	5.98
6	AUSTRALIA TREASURY BILL 0% 27/06/25	オースト ラリア	短期国債	0.00	2025年6月27日	83,000,000	99.00	82,167,112	99.36	82,465,343	4.97
7	KFW CP 07/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2025年5月7日	50,000,000	98.93	49,467,495	99.92	49,959,919	3.01
8	KFW CP 16/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2025年5月16日	50,000,000	98.21	49,105,674	99.81	49,905,237	3.01
9	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 22/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2025年5月22日	50,000,000	98.62	49,308,044	99.75	49,873,141	3.01
10	KFW CP 30/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2025年5月30日	50,000,000	98.98	49,488,731	99.66	49,831,450	3.00
11	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 10/07/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2025年7月10日	50,000,000	99.00	49,501,983	99.22	49,611,437	2.99
12	BNG BANK NV CP 23/07/25	オランダ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2025年7月23日	50,000,000	99.02	49,508,178	99.09	49,546,010	2.99
13	BNG BANK NV CP 18/08/25	オランダ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2025年8月18日	50,000,000	98.69	49,343,106	98.83	49,417,272	2.98
14	ASIAN DEVELOPMENT BANK 3.7000% 17/06/25	オースト ラリア	固定利付債	3.70	2025年6月17日	40,605,000	99.80	40,521,947	99.93	40,575,250	2.45
15	AUSTRALIA TREASURY BILL 0% 22/08/25	オースト ラリア	短期国債	0.00	2025年8月22日	20,000,000	98.79	19,758,246	98.81	19,762,414	1.19

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(iii) 英bond マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (英ポンド)		時価 (英ポンド)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	UNITED KINGDOM TREASURY BILL 0% 02/06/25	イギリス	短期国債	0.00	2025年6月2日	6,000,000	98.51	5,910,406	99.60	5,975,797	14.17
2	UNITED KINGDOM TREASURY BILL 0% 16/06/25	イギリス	短期国債	0.00	2025年6月16日	6,000,000	98.67	5,920,356	99.43	5,965,798	14.15
3	LANDESKREDITBANK BADEN-WÜRTTEMBERG FORDERBANK CP 22/07/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年7月22日	5,000,000	98.93	4,946,722	99.03	4,951,406	11.74
4	UNITED KINGDOM TREASURY BILL 0% 28/07/25	イギリス	短期国債	0.00	2025年7月28日	4,000,000	98.42	3,936,734	98.94	3,957,673	9.39
5	UNITED KINGDOM TREASURY BILL 0% 14/07/25	イギリス	短期国債	0.00	2025年7月14日	3,000,000	98.92	2,967,594	99.11	2,973,292	7.05
6	KFW CP 02/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2025年5月2日	2,000,000	99.36	1,987,260	99.98	1,999,510	4.74
7	UNITED KINGDOM TREASURY BILL 0% 19/05/25	イギリス	短期国債	0.00	2025年5月19日	1,000,000	98.89	988,930	99.77	997,689	2.37
8	UNITED KINGDOM TREASURY BILL 0% 01/09/25	イギリス	短期国債	0.00	2025年9月1日	1,000,000	97.83	978,340	98.52	985,243	2.34
9	UNITED KINGDOM TREASURY BILL 0% 08/09/25	イギリス	短期国債	0.00	2025年9月8日	880,000	97.83	860,940	98.44	866,281	2.05

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (カナダドル)		時価 (カナダドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	CANADA TREASURY BILL 0% 04/06/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年6月4日	9,000,000	99.03	8,912,480	99.72	8,974,474	14.14
2	CANADA TREASURY BILL 0% 30/07/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年7月30日	8,000,000	98.86	7,909,000	99.32	7,945,589	12.52
3	CANADA TREASURY BILL 0% 22/05/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年5月22日	7,000,000	99.25	6,947,430	99.83	6,988,318	11.01
4	CANADA TREASURY BILL 0% 27/08/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年8月27日	7,000,000	99.02	6,931,510	99.15	6,940,521	10.93
5	CANADA TREASURY BILL 0% 18/06/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年6月18日	4,000,000	99.10	3,963,980	99.63	3,985,099	6.28
6	CANADA TREASURY BILL 0% 16/07/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年7月16日	3,000,000	99.08	2,972,290	99.42	2,982,742	4.70
7	CANADA TREASURY BILL 0% 24/09/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年9月24日	3,000,000	98.84	2,965,140	98.98	2,969,315	4.68
8	CANADA TREASURY BILL 0% 07/05/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年5月7日	2,000,000	99.70	1,994,060	99.95	1,998,986	3.15
9	CANADA TREASURY BILL 0% 02/07/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年7月2日	2,000,000	98.63	1,972,500	99.48	1,989,688	3.13
10	CANADA TREASURY BILL 0% 08/10/25	カナダ	短期国債	0.00	2025年10月8日	1,000,000	98.76	987,550	98.85	988,546	1.56

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (NZドル)		時価 (NZドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	NEW ZEALAND TREASURY BILL 0% 04/06/25	ニュー ジーラン ド	短期国債	0.00	2025年6月4日	30,461,000	98.80	30,095,484	99.65	30,354,418	9.27
2	NEW ZEALAND TREASURY BILL 0% 02/07/25	ニュー ジーラン ド	短期国債	0.00	2025年7月2日	26,000,000	98.47	25,603,012	99.36	25,834,216	7.89
3	NEW ZEALAND TREASURY BILL 0% 07/05/25	ニュー ジーラン ド	短期国債	0.00	2025年5月7日	23,000,000	98.61	22,679,168	99.93	22,982,781	7.02
4	NEW ZEALAND TREASURY BILL 0% 30/07/25	ニュー ジーラン ド	短期国債	0.00	2025年7月30日	23,000,000	98.71	22,703,251	99.13	22,800,159	6.97
5	NEW ZEALAND TREASURY BILL 0% 24/09/25	ニュー ジーラン ド	短期国債	0.00	2025年9月24日	20,600,000	98.61	20,314,129	98.70	20,331,565	6.21
6	KFW CP 11/06/25	ドイツ	ユーロ・コ マ・シャ ル・ペー パー	—	2025年6月11日	20,000,000	99.10	19,820,287	99.59	19,917,957	6.09
7	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 13/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マ・シャ ル・ペー パー	—	2025年5月13日	18,000,000	99.11	17,839,465	99.87	17,976,551	5.49
8	KFW CP 30/05/25	ドイツ	ユーロ・コ マ・シャ ル・ペー パー	—	2025年5月30日	18,000,000	99.10	17,837,677	99.70	17,946,487	5.48
9	BNG BANK NV CP 06/06/25	オランダ	ユーロ・コ マ・シャ ル・ペー パー	—	2025年6月6日	18,000,000	99.10	17,838,620	99.64	17,935,097	5.48
10	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK CP 12/06/25	ドイツ	ユーロ・コ マ・シャ ル・ペー パー	—	2025年6月12日	18,000,000	99.11	17,839,524	99.58	17,924,995	5.48
11	BNG BANK NV CP 17/07/25	オランダ	ユーロ・コ マ・シャ ル・ペー パー	—	2025年7月17日	18,000,000	99.19	17,853,330	99.30	17,874,283	5.46
12	NEW ZEALAND TREASURY BILL 0% 27/08/25	ニュー ジーラン ド	短期国債	0.00	2025年8月27日	13,979,000	98.65	13,790,687	98.92	13,828,059	4.22

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当ありません

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2024年５月から2025年４月における各月末ならびに下記の各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

（い）ＵＳ マネー マーケット ファンド

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第24会計年度末 (2015年12月31日)	3,788,234	540,089	1	1.43
第25会計年度末 (2016年12月31日)	3,369,896	480,446	1	1.43
第26会計年度末 (2017年12月31日)	3,335,898	475,599	1	1.43
第27会計年度末 (2018年12月31日)	3,097,736	441,644	1	1.43
第28会計年度末 (2019年12月31日)	3,551,672	506,362	1	1.43
第29会計年度末 (2020年12月31日)	4,012,838	572,110	1	1.43
第30会計年度末 (2021年12月31日)	3,814,141	543,782	1	1.43
第31会計年度末 (2022年12月31日)	3,323,428	473,821	1	1.43
第32会計年度末 (2023年12月31日)	4,518,935	644,265	1	1.43
第33会計年度末 (2024年12月31日)	5,556,041	792,125	1	1.43
2024年５月末日	6,288,559	896,560	1	1.43
６月末日	6,301,877	898,459	1	1.43
７月末日	6,654,164	948,684	1	1.43
８月末日	6,661,792	949,772	1	1.43
９月末日	5,686,455	810,718	1	1.43
10月末日	5,419,429	772,648	1	1.43
11月末日	5,411,853	771,568	1	1.43
12月末日	5,556,041	792,125	1	1.43
2025年１月末日	5,589,682	796,921	1	1.43
２月末日	5,516,058	786,424	1	1.43
３月末日	5,353,535	763,253	1	1.43
４月末日	5,359,410	764,091	1	1.43

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第16会計年度末 (2015年12月31日)	3,102,887	282,239	1	0.91
第17会計年度末 (2016年12月31日)	2,707,667	246,289	1	0.91
第18会計年度末 (2017年12月31日)	2,474,250	225,058	1	0.91
第19会計年度末 (2018年12月31日)	2,560,206	232,876	1	0.91
第20会計年度末 (2019年12月31日)	2,558,509	232,722	1	0.91
第21会計年度末 (2020年12月31日)	2,485,681	226,098	1	0.91
第22会計年度末 (2021年12月31日)	2,327,763	211,733	1	0.91
第23会計年度末 (2022年12月31日)	1,634,764	148,698	1	0.91
第24会計年度末 (2023年12月31日)	1,746,513	158,863	1	0.91
第25会計年度末 (2024年12月31日)	1,823,502	165,866	1	0.91
2024年5月末日	1,661,881	151,165	1	0.91
6月末日	1,665,203	151,467	1	0.91
7月末日	1,793,637	163,149	1	0.91
8月末日	1,768,631	160,875	1	0.91
9月末日	1,648,739	149,969	1	0.91
10月末日	1,638,931	149,077	1	0.91
11月末日	1,625,225	147,830	1	0.91
12月末日	1,823,502	165,866	1	0.91
2025年1月末日	1,808,706	164,520	1	0.91
2月末日	1,656,992	150,720	1	0.91
3月末日	1,665,835	151,524	1	0.91
4月末日	1,658,455	150,853	1	0.91

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ペンス	円
第16会計年度末 (2015年12月31日)	69,572	13,295	1	1.91
第17会計年度末 (2016年12月31日)	55,170	10,542	1	1.91
第18会計年度末 (2017年12月31日)	51,377	9,818	1	1.91
第19会計年度末 (2018年12月31日)	55,365	10,580	1	1.91
第20会計年度末 (2019年12月31日)	55,905	10,683	1	1.91
第21会計年度末 (2020年12月31日)	48,332	9,236	1	1.91
第22会計年度末 (2021年12月31日)	44,648	8,532	1	1.91
第23会計年度末 (2022年12月31日)	42,373	8,097	1	1.91
第24会計年度末 (2023年12月31日)	42,290	8,081	1	1.91
第25会計年度末 (2024年12月31日)	41,481	7,927	1	1.91
2024年5月末日	44,750	8,551	1	1.91
6月末日	44,751	8,551	1	1.91
7月末日	42,000	8,026	1	1.91
8月末日	41,169	7,867	1	1.91
9月末日	41,464	7,923	1	1.91
10月末日	41,481	7,927	1	1.91
11月末日	41,265	7,885	1	1.91
12月末日	41,481	7,927	1	1.91
2025年1月末日	41,532	7,936	1	1.91
2月末日	41,387	7,909	1	1.91
3月末日	42,186	8,061	1	1.91
4月末日	42,166	8,058	1	1.91

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダセント	円
第13会計年度末 (2015年12月31日)	168,994	17,415	1	1.03
第14会計年度末 (2016年12月31日)	120,640	12,432	1	1.03
第15会計年度末 (2017年12月31日)	147,572	15,207	1	1.03
第16会計年度末 (2018年12月31日)	98,580	10,159	1	1.03
第17会計年度末 (2019年12月31日)	99,609	10,265	1	1.03
第18会計年度末 (2020年12月31日)	99,493	10,253	1	1.03
第19会計年度末 (2021年12月31日)	81,552	8,404	1	1.03
第20会計年度末 (2022年12月31日)	195,352	20,131	1	1.03
第21会計年度末 (2023年12月31日)	64,408	6,637	1	1.03
第22会計年度末 (2024年12月31日)	65,495	6,749	1	1.03
2024年5月末日	61,471	6,335	1	1.03
6月末日	61,035	6,290	1	1.03
7月末日	68,816	7,091	1	1.03
8月末日	64,519	6,649	1	1.03
9月末日	65,496	6,749	1	1.03
10月末日	65,825	6,783	1	1.03
11月末日	64,391	6,635	1	1.03
12月末日	65,495	6,749	1	1.03
2025年1月末日	65,058	6,704	1	1.03
2月末日	62,849	6,477	1	1.03
3月末日	63,985	6,594	1	1.03
4月末日	63,476	6,541	1	1.03

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第11会計年度末 (2015年12月31日)	727,446	61,469	1	0.85
第12会計年度末 (2016年12月31日)	582,618	49,231	1	0.85
第13会計年度末 (2017年12月31日)	554,403	46,847	1	0.85
第14会計年度末 (2018年12月31日)	526,461	44,486	1	0.85
第15会計年度末 (2019年12月31日)	498,483	42,122	1	0.85
第16会計年度末 (2020年12月31日)	486,443	41,104	1	0.85
第17会計年度末 (2021年12月31日)	483,016	40,815	1	0.85
第18会計年度末 (2022年12月31日)	349,878	29,565	1	0.85
第19会計年度末 (2023年12月31日)	334,465	28,262	1	0.85
第20会計年度末 (2024年12月31日)	317,597	26,837	1	0.85
2024年5月末日	325,249	27,484	1	0.85
6月末日	325,544	27,508	1	0.85
7月末日	334,373	28,255	1	0.85
8月末日	327,991	27,715	1	0.85
9月末日	321,267	27,147	1	0.85
10月末日	319,205	26,973	1	0.85
11月末日	318,278	26,894	1	0.85
12月末日	317,597	26,837	1	0.85
2025年1月末日	317,602	26,837	1	0.85
2月末日	316,907	26,779	1	0.85
3月末日	316,182	26,717	1	0.85
4月末日	327,316	27,658	1	0.85

②【分配の推移】

(i) US マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	米ドル	円
第24会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000018549	0.00264453
第25会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000041275	0.00588458
第26会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.000062728	0.00894313
第27会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.000140870	0.02008384
第28会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.000168190	0.02397885
第29会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.000041258	0.00588215
第30会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.000013578	0.00193582
第31会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.000130480	0.01860253
第32会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	0.000447070	0.06373877
第33会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	0.000462804	0.06598197

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	豪ドル	円
第16会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000174292	0.01585360
第17会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000148878	0.01354194
第18会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.000120064	0.01092102
第19会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.000126679	0.01152272
第20会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.000084690	0.00770340
第21会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.000019855	0.00180601
第22会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.000000140	0.00001273
第23会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.000082195	0.00747646
第24会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	0.000306609	0.02788915
第25会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	0.000368959	0.03356051

(iii) 英ボンド マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1英ペンスに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	英ボンド	円
第16会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000024964	0.00477037
第17会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000020208	0.00386155
第18会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.000016269	0.00310884
第19会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.000031014	0.00592647
第20会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.000041756	0.00797915
第21会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.000014533	0.00277711
第22会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.000003285	0.00062773
第23会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.000087821	0.01678171
第24会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	0.000390833	0.07468428
第25会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	0.000439578	0.08399896

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1カナダセントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	カナダドル	円
第13会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000033404	0.00344228
第14会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000032187	0.00331687
第15会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.000036040	0.00371392
第16会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.000069233	0.00713446
第17会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.000092393	0.00952110
第18会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.000034682	0.00357398
第19会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.000008401	0.00086572
第20会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.000123746	0.01275203
第21会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	0.000386342	0.03981254
第22会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	0.000383764	0.03954688

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	NZドル	円
第11会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000272509	0.02302701
第12会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000186191	0.01573314
第13会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.000138085	0.01166818
第14会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.000136767	0.01155681
第15会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.000089248	0.00754146
第16会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.000028880	0.00244036
第17会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.000018631	0.00157432
第18会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.000134800	0.01139060
第19会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	0.000430014	0.03633618
第20会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	0.000449982	0.03802348

③【収益率の推移】

(i) US マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第24会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.19%
第25会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.41%
第26会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.63%
第27会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	1.41%
第28会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	1.68%
第29会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.41%
第30会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.14%
第31会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	1.30%
第32会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	4.47%
第33会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	4.63%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第16会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	1.74%
第17会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	1.49%
第18会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	1.20%
第19会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	1.27%
第20会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.85%
第21会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.20%
第22会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.00%
第23会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.82%
第24会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	3.07%
第25会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	3.69%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(iii) 英ボンド マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第16会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.25%
第17会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.20%
第18会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.16%
第19会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.31%
第20会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.42%
第21会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.15%
第22会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.03%
第23会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.88%
第24会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	3.91%
第25会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	4.40%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第13会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.33%
第14会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.32%
第15会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.36%
第16会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.69%
第17会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.92%
第18会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.35%
第19会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.08%
第20会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	1.24%
第21会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	3.86%
第22会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	3.84%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第11会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	2.73%
第12会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	1.86%
第13会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	1.38%
第14会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	1.37%
第15会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.89%
第16会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.29%
第17会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.19%
第18会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	1.35%
第19会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	4.30%
第20会計年度 (2024年1月1日～2024年12月31日)	4.50%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

<参考情報>

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2025年4月末日現在）



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

（４）【販売及び買戻しの実績】**（い）ＵＳ マネー マーケット ファンド**

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	554,069,427,420 (554,069,427,420)	603,640,733,395 (603,640,733,395)	378,823,433,724 (378,823,433,724)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	339,020,413,969 (339,020,413,969)	380,854,267,753 (380,854,267,753)	336,989,579,940 (336,989,579,940)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	241,322,826,396 (241,322,826,396)	244,722,626,960 (244,722,626,960)	333,589,779,376 (333,589,779,376)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	323,288,591,614 (323,288,591,614)	347,104,763,281 (347,104,763,281)	309,773,607,709 (309,773,607,709)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	335,317,551,990 (335,317,551,990)	289,923,977,896 (289,923,977,896)	355,167,181,803 (355,167,181,803)
第29会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	423,001,801,033 (423,001,801,033)	376,885,206,589 (376,885,206,589)	401,283,776,247 (401,283,776,247)
第30会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	361,710,109,866 (361,710,109,866)	381,579,799,573 (381,579,799,573)	381,414,086,540 (381,414,086,540)
第31会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	373,576,962,488 (373,576,962,488)	422,648,199,493 (422,648,199,493)	332,342,849,535 (332,342,849,535)
第32会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	466,855,009,042 (466,855,009,042)	347,304,380,283 (347,304,380,283)	451,893,478,294 (451,893,478,294)
第33会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	604,225,959,823 (604,225,959,823)	500,515,314,190 (500,515,314,190)	555,604,123,927 (555,604,123,927)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	207,080,813,601 (207,080,813,601)	192,893,553,399 (192,893,553,399)	310,288,716,985 (310,288,716,985)
第17会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	200,455,464,439 (200,455,464,439)	239,977,510,946 (239,977,510,946)	270,766,670,478 (270,766,670,478)
第18会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	117,120,463,836 (117,120,463,836)	140,462,121,520 (140,462,121,520)	247,425,012,794 (247,425,012,794)
第19会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	138,595,292,563 (138,595,292,563)	129,999,692,510 (129,999,692,510)	256,020,612,847 (256,020,612,847)
第20会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	134,014,727,290 (134,014,727,290)	134,184,404,693 (134,184,404,693)	255,850,935,444 (255,850,935,444)
第21会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	92,369,561,653 (92,369,561,653)	99,652,434,917 (99,652,434,917)	248,568,062,180 (248,568,062,180)
第22会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	105,000,463,502 (105,000,463,502)	120,792,196,394 (120,792,196,394)	232,776,329,288 (232,776,329,288)
第23会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	89,674,720,146 (89,674,720,146)	158,974,614,787 (158,974,614,787)	163,476,434,647 (163,476,434,647)
第24会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	132,005,022,621 (132,005,022,621)	120,830,179,410 (120,830,179,410)	174,651,277,858 (174,651,277,858)
第25会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	91,274,261,252 (91,274,261,252)	83,575,334,075 (83,575,334,075)	182,350,205,035 (182,350,205,035)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	9,145,316,634 (9,145,316,634)	8,879,951,408 (8,879,951,408)	6,957,165,225 (6,957,165,225)
第17会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	5,523,634,109 (5,523,634,109)	6,963,797,076 (6,963,797,076)	5,517,002,258 (5,517,002,258)
第18会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	7,883,089,740 (7,883,089,740)	8,262,399,760 (8,262,399,760)	5,137,692,238 (5,137,692,238)
第19会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	5,051,850,188 (5,051,850,188)	4,653,062,640 (4,653,062,640)	5,536,479,786 (5,536,479,786)
第20会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	2,968,866,626 (2,968,866,626)	2,914,855,255 (2,914,855,255)	5,590,491,157 (5,590,491,157)
第21会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	1,307,744,795 (1,307,744,795)	2,065,079,411 (2,065,079,411)	4,833,156,541 (4,833,156,541)
第22会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	3,609,188,493 (3,609,188,493)	3,977,517,796 (3,977,517,796)	4,464,827,238 (4,464,827,238)
第23会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	8,661,925,253 (8,661,925,253)	8,889,462,548 (8,889,462,548)	4,237,289,943 (4,237,289,943)
第24会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	3,291,862,907 (3,291,862,907)	3,300,120,552 (3,300,120,552)	4,229,032,298 (4,229,032,298)
第25会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	5,138,595,009 (5,138,595,009)	5,219,544,989 (5,219,544,989)	4,148,082,318 (4,148,082,318)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	11,014,597,306 (11,014,597,306)	6,353,651,739 (6,353,651,739)	16,899,354,861 (16,899,354,861)
第14会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	8,176,750,545 (8,176,750,545)	13,012,129,926 (13,012,129,926)	12,063,975,480 (12,063,975,480)
第15会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	11,209,907,440 (11,209,907,440)	8,516,710,438 (8,516,710,438)	14,757,172,482 (14,757,172,482)
第16会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	4,714,136,918 (4,714,136,918)	9,613,337,633 (9,613,337,633)	9,857,971,767 (9,857,971,767)
第17会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1,782,873,761 (1,782,873,761)	1,679,903,014 (1,679,903,014)	9,960,942,514 (9,960,942,514)
第18会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	1,434,972,784 (1,434,972,784)	1,446,574,487 (1,446,574,487)	9,949,340,811 (9,949,340,811)
第19会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	8,062,320,490 (8,062,320,490)	9,856,448,914 (9,856,448,914)	8,155,212,387 (8,155,212,387)
第20会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	38,361,349,713 (38,361,349,713)	26,981,373,073 (26,981,373,073)	19,535,189,027 (19,535,189,027)
第21会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	6,690,538,351 (6,690,538,351)	19,784,968,098 (19,784,968,098)	6,440,759,280 (6,440,759,280)
第22会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	6,054,718,886 (6,054,718,886)	5,945,928,718 (5,945,928,718)	6,549,549,448 (6,549,549,448)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	51,418,758,278 (51,418,758,278)	46,281,286,960 (46,281,286,960)	72,744,612,966 (72,744,612,966)
第12会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	18,897,995,675 (18,897,995,675)	33,380,767,689 (33,380,767,689)	58,261,840,952 (58,261,840,952)
第13会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	24,294,303,092 (24,294,303,092)	27,115,855,324 (27,115,855,324)	55,440,288,720 (55,440,288,720)
第14会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	22,153,815,274 (22,153,815,274)	24,948,039,355 (24,948,039,355)	52,646,064,639 (52,646,064,639)
第15会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	8,739,031,057 (8,739,031,057)	11,536,767,060 (11,536,767,060)	49,848,328,636 (49,848,328,636)
第16会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	7,279,743,651 (7,279,743,651)	8,483,769,020 (8,483,769,020)	48,644,303,267 (48,644,303,267)
第17会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	20,810,721,704 (20,810,721,704)	21,153,377,688 (21,153,377,688)	48,301,647,283 (48,301,647,283)
第18会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	33,559,615,915 (33,559,615,915)	46,873,449,155 (46,873,449,155)	34,987,814,043 (34,987,814,043)
第19会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	20,969,754,355 (20,969,754,355)	22,511,074,455 (22,511,074,455)	33,446,493,943 (33,446,493,943)
第20会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	15,110,506,503 (15,110,506,503)	16,797,311,493 (16,797,311,493)	31,759,688,953 (31,759,688,953)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続き等】

(a) 日本における販売手続き等

日本においては、本書第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、取引日に本書第一部 証券情報の定めるところに従ってファンド証券の募集が行われます。

取引日における1口当り純資産価格がUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売会社または販売取扱会社は「口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、さらに販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合等は、販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り1口以上1口単位とします。

なお、投資者が販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

取引日の日本時間午後4時までに行為、所定の手続きが完了した取得の申込みが、当該取引日に行われたものとして取扱われます。上記の締切時間を過ぎた申込みは受け付けません。

ただし、申込可能時間は取引の形態等によっては、販売会社または販売取扱会社の判断により繰り上げられる場合があります。

販売会社または販売取扱会社により受理された取得の申込みは取消すことはできません。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当りの純資産価格です。申込みが行われた取引日の翌取引日に受渡しを行います。

販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）を交付します。代金の支払いが円貨の場合、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社が決定します。また、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドル預金口座への振込みにより米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払うこともできます。

購入時における申込手数料はありません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、トラストの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社および／または販売会社は、ファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。

なお、以下の「(b) 海外における申込手続き等」に記載される事項が適宜、日本における販売に準用されることがあります。

(b) 海外における申込手続き等

ファンド証券の販売は、通常、コンスタントNAVに相当する価格で行われます。

コンスタントNAVは、「6 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に従い計算されます。

ファンド証券は、管理会社またはその委託先により取引日に発行されます。ただし、管理会社は、後記「5 販売、買戻しまたは転換の停止」の記載に従い、その裁量で発行を一時的に停止することができます。取引日において、買付申込書はルクセンブルグ時間午後3時までに、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければなりません。午後3時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

端数受益証券は発行されません。管理会社またはその委託先は、ファンド証券を記名式でのみ発行します。買付は1口単位です。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面発行の請求がない場合、投資者は券面の発行を請求しなかったものと見做され、確認書がかわりに交付されます。

1口当りの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做された取引日に決定される1口当りの純資産価格です。分配方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、コンスタントNAVを常にUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントに維持するよう努めます。

取引日における1口当り純資産価格がUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売手数料は徴収されません。

日本国外に居住する投資家による受益証券の買付申込書は、取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の事務所で受け付けられます。

買付代金の支払いは、ファンド証券の買付注文が受領されたか受領されたと見做された取引日の翌取引日に、保管受託銀行に対し電信送金により基準通貨で行います。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日からルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となります。

管理会社および／または管理事務代行会社は、時間外取引を行う者からの注文を拒否し、トラストの他の受益者保護のため適切な措置を講じる権利を有します。また、管理会社および／または管理事務代行会社は、投資者によるファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。さらに、トラストの他の受益者保護のため適切な措置を講じる権利を有します。

2【買戻し手続等】

(a) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、取引日に買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、取引日に販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。

取引日の日本時間午後4時までに行為、所定の手続が完了した買戻し請求が、当該取引日に行われたものとして取扱われます。上記の締切時間を過ぎた申込みは受け付けません。

ただし、申込可能時間は取引の形態等によっては、販売会社または販売取扱会社の判断により繰り上げられる場合があります。

販売会社または販売取扱会社により受理された買戻し請求は取消すことはできません。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した取引日に計算される1口当り純資産価格です。買戻し代金および発生済・未払いの分配金が支払われる場合はそれらの金額を含む金額（以下、買戻し代金等といいます。）は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻し代金等が円貨で支払われる場合、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社が決定します。また、当該受益者の米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドル預金口座への振込により米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払われます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

クローズド期間・大口解約の制限等はありませんが、流動性基準を満たせなくなった場合、買戻しの停止などの措置をとることがあります。詳しくは、「第1 ファンドの状況、2 投資方針、(5) 投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理」をご参照ください。

なお、以下の「(b) 海外における買戻し手続等」に記載される事項が適宜、日本における販売に準用されることがあります。

(b) 海外における買戻し手続等

受益者は、取引日にファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、当該取引日の午後3時までに受領されなければなりません。午後3時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。

買戻しは、通常、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される1口当りコンスタントNAVに相当する価格により行われます。券面が発行されている場合、買戻し請求にはその券面を添付しなければなりません。買戻し手数料は課されません。

取引日における1口当りの純資産価格がUS マネー マーケット ファンド受益証券については1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンド受益証券については1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンド受益証券について

は1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券については1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンド受益証券については1NZセントを下回る場合、ファンド証券の買戻しは行われません。

買戻請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻代金とともに支払われます。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、トラストのために行為する管理会社と締結された契約に基づきノミニー・サービスを提供しているノミニー受益者またはその他の受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければなりません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

管理会社は、ファンド証券1口当りの純資産価格をUS マネー マーケット ファンド受益証券については1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンド受益証券については1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンド受益証券については1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券については1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンド受益証券については1NZセントに維持するよう最善の努力を行います。買戻価格は、買戻日に適用される純資産価格によって、買付時の価格より高くなることも低くなることもあります。

買戻代金および分配金の支払いは、上記に従い、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日にファンドの基準通貨で行われます。

管理会社は、本書に記載される状況下においては、ファンド証券の強制的買戻しを行う旨、決定することができます。

前記「2 投資方針、（1）投資方針、（5）投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理」または後記「5 販売、買戻または転換の停止」に記載される一定の状況において、ファンド証券の買戻しは制限されるか、またはファンド証券の買戻しに対して流動性手数料が課される場合があります。

3【ファンド証券の転換】

(a) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通取引日に、販売会社を通じてファンド証券の転換を請求することができます。

ただし、かかる転換請求は、申込を行う日が、転換を行う二つのファンドの取引日で、かつ、受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に、手続きが可能です。転換についての内容は「(b) 海外における転換」に記載されているとおりです。ただし、販売会社は日本国内において転換請求を受け付けた場合、「(b) 海外における転換」の方法を変えて、「2 (a) 日本における買戻し手続き等」における円貨による買戻代金等相当額をもって「1 (a) 日本における販売手続き等」における円貨による販売代金相当額とする取扱いを行うものとします。この転換請求に適用される為替レートは、販売会社が転換請求用に決定するもので、「2 (a) 日本における買戻し手続き等」、「1 (a) 日本における販売手続き等」に適用されるものとは異なる場合があります。

(b) 海外における転換

一つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、該当する二つのファンドの共通取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。ただし、かかる転換請求は、（転換請求がなされた取引日の直後の）翌取引日も双方のファンドの取引日である場合にのみ受け付けられます。

当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。転換により発行される口数は、転換請求がなされた取引日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。

$$N_1 = NAV_2 \times N_2 / NAV_1$$

N_1 ：転換後の口数。端数は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属します。

N_2 ：転換前の口数。「買戻し」の項に記載される発生済未払の分配金につき決定されます。

NAV_1 ：転換により発行される受益証券の当該取引日の純資産価格

NAV_2 ：転換により発行される受益証券の基準通貨と転換される受益証券の基準通貨との取引日における適用為替レートにより転換された転換される受益証券の当該取引日の純資産価格

転換手数料は課されません。

4【保有限制】

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンドおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止、永続的に中止または制限することができます。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の個人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、

- a. 管理会社は、ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができます、
- b. 管理会社および／または管理事務代行会社はファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります、また、
- c. 管理会社は、ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

詳細は以下のとおりです。

- (a) 管理会社は、EU内において公衆に対してファンド証券の販売を行いません。
- (b) ファンド証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（「1933年法」）に基づく登録は行われていません。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含みます。）（「米国」）内において、または米国の市民、居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。）または財団または信託（米国外を源泉とする収益（米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。）（「米国人」）に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（「投資会社法」）に基づく登録はなされていません。管理会社は、それを知りながら、100名超の米国人または米国在住者が受益者となることを認めません。上記の禁止に反しない限り、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家に対しファンド証券を私募により随時販売することができます。この場合は、1933年法に基づくファンド証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、トラストを米国の税金に服させるような販売が行われないようにするため、一定の状況の下で、禁止条項を付して（投資者によるファンド証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含みます。）行われます。

上記に定義される米国人によるファンド証券の実質的保有を制限、防止するために（上記の私募によりファンド証券を購入する米国人を除きます。）、管理会社またはその代理人は以下のことを行うことができます。

- (a) ファンド証券の登録または移転により当該ファンド証券が米国人のために保有される可能性がある判断される場合、ファンド証券の発行、登録、移転を拒否することができます。
- (b) いつでもファンド証券の受益者登録簿に記入されている人またはファンド証券の移転の登録を求める人に対して、宣誓供述書を添付して、当該ファンド証券の保有者の実質的所有が米国人であるか、またはかかる登録が米国人による当該トラストの保有となるか否かを判定する目的で自らが必要と思料する情報の提供を求めることができます。

- (c) 管理会社が米国人が単独または他の者と共同でファンド証券の実質的保有者であると判断する場合、一定の手続により、当該受益者が保有するすべてのファンド証券を強制的に買戻し、または買戻しを行わせることができます。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散資金対策を目的とした法律または規則に従い、金融セクターのあらゆる専門家に対して、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与のためにファンド等の集団投資事業を利用することを防止する義務が課されています。

したがって、管理会社は、マネー・ロンダリング防止手続きを採用および維持することが要求され、ファンド証券の申込者に対して、自らの身元、実質的所有者／支配者の身元（該当する場合）および資金源を確認するための証拠の提供を要求することができます。

登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルク大公国のすべての適用ある法律、規則および規制に準拠し、かつ、申込人の活動におけるマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の疑いを発見し、報告することを目的とした、マネー・ロンダリング防止慣行およびテロ資金供与防止手続きをファンドに対して適用します。

管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、ファンド証券の申込者の身元、実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。

仲介業者を通じてファンド証券の申込みが行われる場合、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付金融監督委員会規則12-02第3条に従って、強化されたデュー・デリジェンスが実施されます。

身元証明を目的として請求される情報および／または書面による証拠の提供の遅延または不履行が申込者側にあった場合、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、申込みの受理を拒否することができ、すでに購入が行われている場合は、ファンド証券の発行の停止または買戻しを行うことができます。この場合、受領した資金は、当初引き落としが行われた口座に無利息で返還されます。

また、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが、関連する法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法、テロ資金供与防止法またはその他の法令に違反する可能性があるか、またはかかる助言を受けた場合、またはかかる拒否が、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法域における法令の遵守を確保するために必要または適切であるとみなされる場合、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

さらに、登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルグの法律により、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連することが知られている、またはその疑いのある取引を実行しないことが要求されます。かかる状況において、登録・名義書換代行会社は、当該取引または当該取引の一部の阻止を指示することができる関係当局に直ちに通知すべきものとされます。また、登録・名義書換代行会社は、買戻請求を提出した受益者が、登録・名義書換代行会社がその義務を遵守するために請求した情報を提出しなかった場合、買戻請求の処理を拒否すること、または、買戻代金の支払いを遅延することができます。

管理会社および登録・名義書換代行会社のいずれも、申込者による購入申込みもしくはかかる申込みに基づくファンド証券の発行の拒否もしくは遅延、または申込者による買戻請求もしくはかかる請求に基づく買戻代金の支払いの拒否もしくは遅延の結果として申込者が被る損失につき、申込者に対して責任を負いません。

また、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが、適用ある法令を遵守していない可能性があるか、またはかかる助言を受けた場合、または、かかる拒否が、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法令の遵守を確保するために必要または適切であるとみなされる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

購入申込みにより、申込者は、マネー・ロンダリング防止、税務情報交換、ルクセンブルクおよび／またはその他の法域における規制および類似の事項に関連して、管理会社（および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社）が、自らに関する情報を適用ある法律により認められる範囲内で規制当局およびその他の者に請求に応じて開示することに、申込者自身、またその実質的所有者および支配者を代理して同意するものとします。

投資に関するデュー・デリジェンス

管理会社は、ファンドの投資に関するデュー・デリジェンスが、ルクセンブルクの適用法令に従ってリスクベース・アプローチに基づき実施されることを確保するものとします。

制裁

管理会社およびファンドは、適用ある制裁制度の対象となっている事業体、個人、組織および／または投資対象と取引を行うことが制限される法律に服します。したがって、管理会社は、投資者に対し、当該投資者が以下のいずれにも該当しないこと、および、当該投資者が了知し、または信じる限りにおいて、当該投資者の実質的所有者、支配者または権限者（以下「関係者」といいます。）（いる場合）が以下のいずれにも該当しないことを継続的に表明保証することを要求することができます。（i）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいます。）、日本の財務省もしくは欧州連合（以下「EU」といいます。）が保持する制裁の対象となる事業体もしくは個人の一覧表に記載されていること、

（ii）国際連合、OFAC、日本の財務省もしくはEUが科す制裁が適用される国もしくは領土に運営上の拠点を置いているか、もしくはかかる国もしくは領土を住所地としていること、または（iii）その他国際連合、OFAC、日本の財務省もしくはEUが科す制裁の対象となっていること（以下、総称して「制裁対象」といいます。）。

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、管理会社は、直ちに、かつ、投資者に対して通知することなく、投資者とのさらなる取引および／またはファンドに対する投資者の持分のさらなる取引について、当該投資者または関係者が制裁対象でなくなるか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を取得するまで停止するよう義務付けられることがあります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。管理会社およびファンドは、制裁対象者事由により投資者に生じた債務、経費、費用、損害および／または損失（直接的損失、間接的損失または派生的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法務経費その他すべての専門家経費および費用を含みますが、これらに限定されるものではありません。）につき、一切責任を負わないものとします。また、ファンドのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となった場合、管理会社は、直ちに、かつ、投資者に対して通知することなく、当該投資のさらなる取引について、適用ある制裁が解除されるか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を取得するまで停止することができます。

5【販売、買戻しまたは転換の停止】

管理会社は、「第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、（5）投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理」に規定される状況に加え、以下の場合において、当該ファンドの純資産価格の決定、ファンド証券の販売、買戻しまたは転換を一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合
- (c) ファンドの組入証券の評価のため通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合
- (e) ファンド証券の取引を継続することが実行不可能または受益者に対して不公正となる特殊な状況であると管理会社が判断する場合
- (f) コンスタントNAVの計算に関して、当該ファンドがコンスタントNAVを維持できない状況が発生している期間。ただし、管理会社が停止を解除するためあらゆる合理的な措置を講じることを条件とします。

2010年法に従い、以下の場合にファンド証券の発行、買戻しおよび転換が禁止されます。

- i) トラストに保管受託銀行が存在しない期間。
- ii) 保管受託銀行が清算に入った場合または破産を宣告された場合もしくは債権者との和議、支払停止または管理経営を求めた場合または同様の手続きの対象となった場合。

当該停止はすべて販売、買戻しまたは転換を請求する受益者に通知され、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の登記上の事務所において公表されます。

6【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

１口当り純資産価格は日次で計算されます。

ファンドの基準通貨で表示される各ファンドのファンド証券の１口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。１口当り純資産価格は、コンスタントNAVとします。ファンドの組入れ証券は、償却原価法により評価されます。この償却原価法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生じる可能性があります。MMF規則に従って、各ファンドは、時価評価または、MMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用した１口当り純資産価格の計算も行います。

１口当り純資産価格はMMF規則の純資産価格の計算に関する規定に従って、管理会社もしくは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において入手可能です。

公債CNAV MMFの１口当りコンスタントNAVは、四捨五入して小数点第二位までとされるか、またはコンスタントNAVが通貨単位で公表される場合は同等額で処理されます。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行、買戻しおよび転換のために計算される１口当り純資産価格をそれぞれ１米セント、１豪セント、１英ペンス、１カナダセント、１NZセントで一定に保つ手を設けています。ファンドの組入証券は、時価評価または、MMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される１口当り純資産価格とコンスタントNAVとの間の乖離（以下「本差額」といいます。）が存在するかを判定するため、管理会社により、または管理会社の指示により日々監視されます。本差額は監視され、管理会社のウェブサイトにおいて日々公表されます。本差額が重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者にもたらす可能性があるとして判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行います。これには、(i) 売買益もしくは売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却または組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止、または(ii) 時価評価または、MMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される１口当り純資産価格に基づく発行および買戻価格の決定が含まれます。

管理会社による上記の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する方針に従って行います。

各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本項に従い当該プールに計上されます。
- b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

取引日において、通信手段の一時的な途絶やファンドの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、１口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格、買戻価格および転換価格のために、直前の取引日に決定された純資産価格および１口当り分配金を使用することを決定することができます。

ファンドの純資産価格は、管理会社の授権された役員、代理人または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとします。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

金融監督委員会告示22/811に従い、トラストの管理事務代行会社は登録業務、純資産価格の計算および会計業務ならびに顧客との連絡業務を担当します。あらゆる場合において、各ファンドの純資産価格は、ファンドの全資産の価額から負債を差し引き、当該ファンドの発行済み受益証券口数で割ることにより決定されます。

各ファンドの資産は以下のとおり評価されます。

- (a) 短期金融商品（ならびに証券化商品およびABC P）は償却原価法で評価されます。
- (b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価されるものとします。
- (c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとします。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとします。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、額面額に経過利息を加え、評価されます。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社名義で保管され、日本の受益者に対して、販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）が交付されます。

（３）【信託期間】（存続期間）

トラスト／ファンドの信託期間は無期限です。ただし、トラスト／ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも償還することができます。また、トラスト／ファンドは、ルクセンブルグの法律に定める一定の場合には償還されます。

2010年法第143条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会により拒絶、または撤回された場合には、ファンドは商事問題を取扱う地方裁判所の決定により償還されることがあります。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i) いつでもファンドを償還する、またはファンドの受益証券を強制的に買戻すことができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受ける、または(ii) いつでもファンドを償還する、またはファンドの受益証券を強制的に買戻すことができ、他のファンドに、ファンドの資産（監査報告により評価されます。）を統合し、他のファンドの受益証券を、ファンドの受益者に分配することができます。上記(ii)の償還（または受益証券の強制買戻し）および統合は、当該ファンドのサイズ、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記(i)のファンドの償還または受益証券の強制買戻しの場合、償還または受益証券の強制買戻しの効力発生日は、郵便、ファックス、電子メールまたは受益者が同意するその他の合理的方法にて受益者に通知されます。上記(ii)のファンドの償還または受益証券の強制買戻しおよび統合の場合、当該ファンドの受益者には償還または受益証券の強制買戻しの1か月前に郵便、ファックス、電子メールまたは受益者が同意するその他の合理的方法により通知されます。償還または受益証券の強制買戻しの効力発生日まで、受益者はファンドの償還または受益証券の強制買戻しにより生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続して行うことができます。受益者またはその相続人もしくはその受遺者は、トラストの償還または分割を請求することはできません。

償還終結時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管されます。

なお受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

（４）【計算期間】

トラストおよびファンドの決算期は毎年12月31日です。

（５）【その他】**（a）約款**

現行約款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所（以下「R C S」といいます。）に保管され、R C Sで閲覧することができ、またその写しを入手することができます。

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部を変更することができます。約款を変更する関連文書に別途規定されない限り、変更はR C Sへの変更に関する預託通知をR E S Aに公告後５日で効力を生じます。

日本においては、約款の重要事項の変更は、受益者へ書面をもって通知されます。

（b）関係法人との契約の更改等に関する手続**（i）投資顧問契約**

原則として各当事者は、相手方当事者に契約の終了日の３か月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって、投資顧問契約を終了させることができます。しかしながら、いずれか一方の当事者による投資顧問契約中の規定について不履行があった場合、相手方当事者に30日前の書面による通知をすることにより、当該不履行が当該期間中に治癒されない限り、本契約を解約する権利が与えられます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠して解釈されます。

（ii）保管契約

同契約に基づく保管受託銀行の任命は、相手方当事者に、解約の90日前までの書面による通知（または相手方当事者が同意する、これよりも短期間の通知）により解除することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項（同契約書の表明および保証を含みます。）または2010年法パートIIもしくは2013年法に継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30暦日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を直ちに終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（iii）投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がトラストの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（iv）評価代理人契約

当事者は、60日前までの書面による通知を相手方当事者に行った場合には、いつでも同契約を終了させることができます。ただし、一方当事者による同契約に基づく義務の不履行があった場合（詳細は同契約に規定されます。）には、相手方当事者への通知をもって即時に同契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（v）代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、３か月前の書面による終了通知をすることにより解約することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（vi）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を３か月前にすることにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

7【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権をトラストに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の受益者名簿の登録名義人でないため、自らトラストに対し直接受益権を行使することはできません。さらに、金融監督委員会告示24/856の意味における誤謬または不遵守が生じた場合の補償に関する投資家の権利が影響を受ける場合があります。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（a）分配金請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてトラストのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

（b）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

（c）転換請求権

受益者は、随時ファンド証券の転換を、管理会社に請求する権利を有します。

（d）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（e）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、トラストの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたトラストまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（a）管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（b）日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券の届出等に関する代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。判決の執行手続きは、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（「NZドル」）で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、以下の2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されています。

1 米ドル	=	142.57円
1 豪ドル	=	90.96円
1 英ポンド	=	191.09円
1 カナダドル	=	103.05円
1 NZドル	=	84.50円

なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2024年12月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

ノムラ外貨MMF
 結合純資産計算書
 2024年12月31日現在

	U S マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケットファンド		英ポンド マネー マーケットファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	3,464,502,251	493,934,086	1,481,606,921	134,766,966	30,863,562	5,897,718
銀行預金	45,635	6,506	12,961	1,179	1,253	239
預金	2,116,653,000	301,771,218	349,279,000	31,770,418	10,863,000	2,075,811
未収収益	0	0	1,589,348	144,567	0	0
現金および現金等価物 に係る利息	764,674	109,020	125,783	11,441	4,196	802
資産合計	<u>5,581,965,560</u>	<u>795,820,830</u>	<u>1,832,614,013</u>	<u>166,694,571</u>	<u>41,732,011</u>	<u>7,974,570</u>
負債						
未払費用（注8）	7,393,497	1,054,091	3,686,361	335,311	106,837	20,415
受益者への未払分配金	18,530,824	2,641,940	5,425,602	493,513	144,351	27,584
負債合計	<u>25,924,321</u>	<u>3,696,030</u>	<u>9,111,963</u>	<u>828,824</u>	<u>251,188</u>	<u>48,000</u>
純資産	<u>5,556,041,239</u>	<u>792,124,799</u>	<u>1,823,502,050</u>	<u>165,865,746</u>	<u>41,480,823</u>	<u>7,926,570</u>
発行済受益証券数	555,604,123,927口		182,350,205,035口		4,148,082,318口	
1口当り純資産価格	0.01	1.426円	0.01	0.910円	0.01	1.911円
	カナダドル マネー マーケット ファンド		N Z ドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(N Z ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	48,744,696	5,023,141	240,299,012	20,305,267	4,593,875,039	654,948,764
銀行預金	2,529	261	2,926	247	58,678	8,366
預金	17,076,000	1,759,682	79,086,000	6,682,767	2,403,924,960	342,727,582
未収収益	8,693	896	0	0	994,398	141,771
現金および現金等価物 に係る利息	4,266	440	26,489	2,238	866,049	123,473
資産合計	<u>65,836,184</u>	<u>6,784,419</u>	<u>319,414,427</u>	<u>26,990,519</u>	<u>6,999,719,124</u>	<u>997,949,956</u>
負債						
未払費用（注8）	178,880	18,434	815,091	68,875	10,403,645	1,483,248
受益者への未払分配金	161,810	16,675	1,002,446	84,707	22,763,210	3,245,351
負債合計	<u>340,690</u>	<u>35,108</u>	<u>1,817,537</u>	<u>153,582</u>	<u>33,166,855</u>	<u>4,728,599</u>
純資産	<u>65,495,494</u>	<u>6,749,311</u>	<u>317,596,890</u>	<u>26,836,937</u>	<u>6,966,552,269</u>	<u>993,221,357</u>
発行済受益証券数	6,549,549,448口		31,759,688,953口			
1口当り純資産価格	0.01	1.031円	0.01	0.845円		

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ外貨MMF

結合運用計算書

2024年12月31日に終了した年度

	US マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケット ファンド		英ポンド マネー マーケット ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益						
預金利息	135,082,491	19,258,711	19,238,556	1,749,939	596,559	113,996
債券利息（源泉税控除後）	0	0	1,978,462	179,961	0	0
その他の収益	311,290	44,381	48,366	4,399	6,927	1,324
収益合計	135,393,781	19,303,091	21,265,384	1,934,299	603,486	115,320
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 （注3、4）	4,899,039	698,456	1,990,154	181,024	63,684	12,169
販売会社報酬および代行協会員報酬 （注6、7）	28,076,965	4,002,933	8,450,782	768,683	212,278	40,564
保管報酬（注5）	2,255,818	321,612	679,334	61,792	17,175	3,282
コルレス銀行報酬	153,480	21,882	32,500	2,956	2,652	507
法務報酬	4,353	621	1,180	107	28	5
海外登録費用	84,457	12,041	30,000	2,729	595	114
現金支出費	280,769	40,029	84,507	7,687	2,122	405
専門家報酬	42,305	6,031	6,717	611	289	55
印刷費・公告費	3,203	457	2,334	212	868	166
年次税（注11）	571,767	81,517	170,648	15,522	4,251	812
その他の費用	101,908	14,529	272,726	24,807	7,242	1,384
費用合計	36,474,064	5,200,107	11,720,882	1,066,131	311,184	59,464
純投資収益	98,919,717	14,102,984	9,544,502	868,168	292,302	55,856
投資有価証券実現純利益（注12）	165,365,406	23,576,146	50,965,062	4,635,782	1,526,261	291,653
当期実現純利益	165,365,406	23,576,146	50,965,062	4,635,782	1,526,261	291,653
投資有価証券未実現純損益の変動 （注12）	(2,844,428)	(405,530)	2,024,155	184,117	56,659	10,827
当期末実現純利益／（損失）	(2,844,428)	(405,530)	2,024,155	184,117	56,659	10,827
運用の結果による純資産の増加	261,440,695	37,273,600	62,533,719	5,688,067	1,875,222	358,336
	カナダドル マネー マーケット ファンド		NZドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益						
預金利息	734,506	75,691	3,914,999	330,817	150,511,373	21,458,406
債券利息（源泉税控除後）	5,674	585	0	0	1,234,265	175,969
その他の収益	5,496	566	14,571	1,231	362,096	51,624
収益合計	745,676	76,842	3,929,570	332,049	152,107,734	21,686,000
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 （注3、4）	95,851	9,877	489,705	41,380	6,559,128	935,135
販売会社報酬および代行協会員報酬 （注6、7）	319,501	32,925	1,632,348	137,933	34,740,454	4,952,947
保管報酬（注5）	25,873	2,666	131,270	11,092	2,791,776	398,024
コルレス銀行報酬	6,000	618	13,696	1,157	188,913	26,933
法務報酬	44	5	222	19	5,278	752
海外登録費用	928	96	15,000	1,268	112,953	16,104
現金支出費	3,195	329	16,322	1,379	347,402	49,529
専門家報酬	439	45	1,823	154	48,177	6,869
印刷費・公告費	1,511	156	1,923	162	7,880	1,123
年次税（注11）	6,346	654	33,026	2,791	706,241	100,689
その他の費用	14,723	1,517	30,310	2,561	307,923	43,901
費用合計	474,411	48,888	2,365,645	199,897	45,816,125	6,532,005
純投資収益	271,265	27,954	1,563,925	132,152	106,291,609	15,153,995
投資有価証券実現純利益（注12）	2,292,608	236,253	13,895,080	1,174,134	208,396,515	29,711,091
当期実現純利益	2,292,608	236,253	13,895,080	1,174,134	208,396,515	29,711,091
投資有価証券未実現純損益の変動 （注12）	(102,683)	(10,581)	(687,921)	(58,129)	(1,973,575)	(281,373)
当期末実現純利益／（損失）	(102,683)	(10,581)	(687,921)	(58,129)	(1,973,575)	(281,373)
運用の結果による純資産の増加	2,461,190	253,626	14,771,084	1,248,157	312,714,549	44,583,713

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合純資産変動計算書
2024年12月31日に終了した年度

	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
期首現在純資産	4,518,934,783	1,746,512,779	42,290,323	64,407,593	334,464,939	6,029,137,548
純投資収益	98,919,717	9,544,502	292,302	271,265	1,563,925	106,291,609
当期実現純利益	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515
当期末実現純利益 ／（損失）	(2,844,428)	2,024,155	56,659	(102,683)	(687,921)	(1,973,575)
運用の結果による 純資産の増加	261,440,695	62,533,719	1,875,222	2,461,190	14,771,084	312,714,549
受益証券の発行手取金	6,042,259,598	912,742,612	51,385,950	60,547,188	151,105,065	6,801,634,728
受益証券の買戻支払金	(5,005,153,142)	(835,753,341)	(52,195,450)	(59,459,287)	(167,973,114)	(5,726,409,140)
受益証券取引による 受取／（支払）純額	1,037,106,456	76,989,271	(809,500)	1,087,901	(16,868,049)	1,075,225,588
受益者への支払分配金 （注10）	(261,440,695)	(62,533,719)	(1,875,222)	(2,461,190)	(14,771,084)	(312,714,549)
為替相場変動						(137,810,867)
期末現在純資産	5,556,041,239	1,823,502,050	41,480,823	65,495,494	317,596,890	6,966,552,269

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合発行済受益証券数変動表
2024年12月31日に終了した年度

	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド
期首現在発行済 受益証券数	451,893,478,294	174,651,277,858	4,229,032,298	6,440,759,280	33,446,493,943
発行受益証券数	604,225,959,823	91,274,261,252	5,138,595,009	6,054,718,886	15,110,506,503
買戻受益証券数	(500,515,314,190)	(83,575,334,075)	(5,219,544,989)	(5,945,928,718)	(16,797,311,493)
期末現在発行済 受益証券数	555,604,123,927	182,350,205,035	4,148,082,318	6,549,549,448	31,759,688,953

統計情報

	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)
2024年12月31日現在 純資産	5,556,041,239	1,823,502,050	41,480,823	65,495,494	317,596,890
2023年12月31日現在 純資産	4,518,934,783	1,746,512,779	42,290,323	64,407,593	334,464,939
2022年12月31日現在 純資産	3,323,428,495	1,634,764,346	42,372,899	195,351,890	349,878,140
2024年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2023年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2022年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[次へ](#)

ノムラ外貨MMF
財務書類に対する注記
2024年12月31日に終了した年度

注1－組織

ノムラ外貨MMF（「トラスト」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定されたアンブレラ・ファンド型の契約型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパートIIに従いルクセンブルグ大公国で設定され、2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に定義されるマネー・マーケット・ファンド（以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」という。）としての資格を有している。

トラストは、US マネー マーケット ファンドの名称で1991年11月14日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（「メモリアル」）に公告されたトラストの約款に準拠して管理会社により設立された。約款の改正は、公示されている。1999年6月1日付の改正により、トラストはアンブレラ・ファンドとして再編成された。2001年6月2日付の改正により、トラストはトラスト名をノムラ外貨MMFに変更した。統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の記録部に提出されており、閲覧およびその写しを入手することができる。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により随時償還することができる。また、トラストは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

受益証券は、トラストのもとで5つのサブ・ファンド証券：ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドおよびノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド（総称して、および個々を「ファンド」という。）が発行されている。管理会社は、保管受託銀行の同意のもとに、随時新しいファンドを設立することができる。トラストは、米ドル建てで結合財務書類を作成している。

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他の経済協力開発機構（「OECD」）加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAV（一定の純資産価格）を0.01米ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は米ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01豪ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は豪ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または英国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行また

は保証される、高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01英ポンドに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は英ポンドで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－カナダドルマネーマーケットファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはカナダその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01カナダドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はカナダドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－NZドルマネーマーケットファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはニュージーランドその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するNZドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01NZドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はNZドルで記帳されている。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

各ファンドの資産は以下のとおり評価される。

(a) 短期金融商品（ならびに証券化商品およびABCP（資産担保コマーシャル・ペーパー））は償却原価法で評価される。

(b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価されるものとする。

(c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

(d) 現金およびその他の流動資産は、額面額に経過利息を加え、評価される。

ファンドの組入証券は、時価評価またはMMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当たり純資産価格とコンスタントNAVとの間の乖離（以下「本差額」という。）が存在するかを判定するため、管理会社により、または管理会社の指示により日々監視される。本差額は監視され、管理会社のウェブサイトにおいて日々公表される。本差額が重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者にもたらす可能性があるとして判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行う。これには、(i) 売買益もしくは売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却または組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止、または(ii) 時価評価またはMMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当たり純資産価格に基づく発行および買戻価格の決定が含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法で算出される。受取利息は、発生主義により計上される。償却プレミアムおよび稼得割引額は、投資有価証券売却実現損益および投資有価証券未実現純評価損益の変動に含まれている。

外貨換算

各ファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。各ファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

結合財務書類を米ドルで作成するにあたり、米ドル以外の通貨建の各ファンドの財務書類は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2024年12月31日現在の為替レート：

1 米ドル	=	1.60810 豪ドル
1 米ドル	=	1.43465 カナダドル
1 米ドル	=	0.96089 ユーロ
1 米ドル	=	0.79685 英ポンド
1 米ドル	=	1.77573 NZドル

為替相場変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、結合純資産変動計算書において為替相場変動として表示されている。

注3－管理報酬

管理会社は、トラストの資産から年間15,000米ドルをトラストに対する管理報酬として受領する権利を有する。

注4－投資顧問報酬

US マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち2億5,000万米ドルまでは年率0.150%、次の2億5,000万米ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の15億米ドルについては当該純資産の年率0.100%および20億米ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

豪ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億豪ドルまでは年率0.150%、次の4億豪ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億豪ドルについては当該純資産の年率0.100%および32億豪ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

英ポンド マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち1億5,000万英ポンドまでは年率0.150%、次の1億5,000万英ポンドについては当該純資産の年率0.125%、次の9億英ポンドについては当該純資産の年率0.100%および12億英ポンド超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

カナダドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億カナダドルまでは年率0.150%、次の4億カナダドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億カナダドルについては当該純資産の年率0.100%および32億カナダドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

NZドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億NZドルまでは年率0.150%、次の4億NZドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億NZドルについては当該純資産の年率0.100%および32億NZドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.075%
0.20%未満となった場合	0.055%
0.10%未満となった場合	0.035%
再度0.10%未満となった場合	0.015%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
-----------------	---------------

0.230%超となった場合	0.015%
0.250%超となった場合	0.035%
0.350%超となった場合	0.055%
0.450%超となった場合	0.075%
0.525%超となった場合	最大0.150%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2024年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに関して投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5－保管報酬

保管受託銀行は、各ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.040%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有する。管理会社に支払うべき報酬に相当する金額（年間15,000米ドル）は、保管報酬から差し引かれる。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.032%
0.20%未満となった場合	0.024%
0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.008%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.230%超となった場合	0.008%
0.250%超となった場合	0.016%
0.350%超となった場合	0.024%
0.450%超となった場合	0.032%
0.525%超となった場合	0.040%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2024年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注6－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの純資産からファンドの日々の純資産の平均額の年率0.10%以下の報酬を受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
販売会社報酬を0.250%に引下げた後に0.30%未満となった場合	0.079%
0.20%未満となった場合	0.058%
0.10%未満となった場合	0.037%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.230%超となった場合	0.016%
0.250%超となった場合	0.037%
0.350%超となった場合	0.058%
0.450%超となった場合	0.079%
0.525%超となった場合	0.100%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2024年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

注7－販売会社報酬

日本における販売会社は、その販売会社により当該月中に販売され、買戻されなかった各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%以下の報酬を当該ファンドの資産から受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月18日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.45%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.45%未満となった場合	0.350%
0.40%未満となった場合	0.300%
0.35%未満となった場合	0.250%
0.30%未満となった場合	0.198%
0.20%未満となった場合	0.146%
0.10%未満となった場合	0.094%
再度0.10%未満となった場合	0.042%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.230%超となった場合	0.042%
0.250%超となった場合	0.094%
0.350%超となった場合	0.146%
0.450%超となった場合	0.198%
0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
再度0.525%超となった場合	0.350%
0.575%超となった場合	0.400%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2024年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注8－未払費用

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Zドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Zドル)	(米ドル)
管理報酬および 投資顧問報酬	1,204,392	490,131	15,550	24,510	119,620	1,613,143
販売会社報酬およ び代行協会員報酬	2,357,967	735,008	17,831	28,081	137,159	2,934,224
保管報酬	550,676	166,052	4,146	6,536	31,898	681,658
コルレス銀行報酬	0	127,701	0	13,997	32,039	107,210
海外登録費用	0	231,310	0	0	65,102	180,503
現金支出費	68,834	20,756	518	817	3,987	85,206
専門家報酬	0	119,535	0	0	16,342	83,536
年次税	145,712	61,270	1,615	1,976	7,940	191,688
その他の費用	3,065,916	1,734,598	67,177	102,963	401,004	4,526,477
	7,393,497	3,686,361	106,837	178,880	815,091	10,403,645

注9－受益証券の発行および買戻し

発行および買戻しの申し込みは、全てのファンドで各取引日にファンドに対して行うことができる。

注10－分配金の分配および再投資

管理会社は、受益証券の1口当り純資産価格を、U S マネー マーケット ファンドについては0.01米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドについては0.01豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドについては0.01英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドについては0.01カナダドルおよびN Z ドル マネー マーケット ファンドについては0.01N Z ドルに維持するために必要な額を分配金として日々分配を行う予定である。

毎月、最終取引日（「再投資日」）において、宣言済、計上済で未払いのすべての分配金は、再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で自動的に再投資され、追加受益証券が発行される。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法で規定されている最低額を下回る場合、分配は行われない。

注11－税金

トラストは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.01%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。

注12－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

トラストの結合運用計算書に記載されている、2024年12月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
投資有価証券実現 利益	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515
投資有価証券実現 損失	0	0	0	0	0	0
投資有価証券実現 純利益	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
投資有価証券未実 現利益の変動	24,789,248	10,285,424	251,101	283,926	1,876,918	32,755,265
投資有価証券未実 現損失の変動	(27,633,676)	(8,261,269)	(194,442)	(386,609)	(2,564,839)	(34,728,840)
投資有価証券未実 現純損益の変動	(2,844,428)	2,024,155	56,659	(102,683)	(687,921)	(1,973,575)

注13－取引費用

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2024年12月31日に終了した年度中ファンドには、投資有価証券の売買に関する取引費用は生じなかった。

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2024年12月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	100,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 31/01/25	98,445,697	99,595,628	1.79
USD	65,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/01/25	63,295,741	64,786,968	1.18
USD	61,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/01/25	59,399,732	60,782,572	1.09
USD	60,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/02/25	58,788,228	59,667,357	1.07
USD	54,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 04/03/25	52,995,269	53,574,154	0.96
USD	50,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/25	48,985,777	49,670,707	0.89
USD	45,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/03/25	44,163,996	44,629,058	0.80
USD	38,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/25	37,248,676	37,754,469	0.68
			463,323,116	470,460,913	8.46
フランス合計			463,323,116	470,460,913	8.46
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	150,000,000	KFW CP 09/01/25	149,621,210	149,819,623	2.71
USD	132,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 14/02/25	128,768,483	131,192,121	2.36
USD	120,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/03/25	118,679,688	118,958,421	2.14
USD	95,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 09/01/25	94,630,049	94,880,661	1.71
USD	94,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 21/01/25	92,019,986	93,717,141	1.69
USD	92,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 21/02/25	90,935,649	91,386,841	1.64
USD	91,000,000	KFW CP 10/02/25	89,931,099	90,522,406	1.63
USD	90,000,000	KFW CP 25/02/25	88,954,967	89,352,534	1.61
USD	88,000,000	KFW CP 16/04/25	86,708,928	86,858,308	1.56
USD	65,000,000	KFW CP 25/02/25	64,221,272	64,532,763	1.16
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 18/02/25	43,877,825	44,698,340	0.80
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 17/03/25	44,148,185	44,565,631	0.80
USD	40,000,000	KFW CP 09/01/25	39,525,757	39,948,452	0.72
USD	40,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 04/06/25	39,106,376	39,234,036	0.71
			1,171,129,474	1,179,667,278	21.24
ドイツ合計			1,171,129,474	1,179,667,278	21.24
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	105,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 14/04/25	103,154,677	103,616,008	1.87
USD	55,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 27/02/25	54,096,676	54,586,852	0.98
USD	48,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 24/03/25	47,217,372	47,494,302	0.85
USD	45,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 17/04/25	43,981,630	44,395,692	0.80
			248,450,355	250,092,854	4.50
ルクセンブルグ合計			248,450,355	250,092,854	4.50

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	67,000,000	BNG BANK NV CP 31/01/25	66,213,166	66,726,320	1.21
USD	64,000,000	BNG BANK NV CP 13/03/25	63,043,835	63,418,333	1.14
USD	60,000,000	BNG BANK NV CP 07/03/25	59,101,655	59,498,424	1.07
USD	55,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 28/02/25	54,146,227	54,583,525	0.98
USD	40,000,000	BNG BANK NV CP 28/02/25	39,393,343	39,696,671	0.71
USD	35,000,000	BNG BANK NV CP 31/03/25	34,338,184	34,601,157	0.62
オランダ合計			316,236,410	318,524,430	5.73
			316,236,410	318,524,430	5.73
フィリピン					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	200,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 09/01/25	199,510,092	199,755,047	3.59
USD	100,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 17/01/25	99,630,537	99,778,322	1.80
USD	95,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 10/01/25	94,629,237	94,868,439	1.71
USD	95,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 17/01/25	94,637,355	94,789,432	1.71
USD	90,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 14/01/25	89,629,457	89,831,571	1.62
USD	85,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 06/03/25	84,052,310	84,305,027	1.52
フィリピン合計			662,088,988	663,327,838	11.95
			662,088,988	663,327,838	11.95
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	95,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/02/25	94,254,446	94,502,966	1.69
USD	92,000,000	BANK OF ENGLAND CP 21/01/25	91,286,922	91,742,824	1.64
USD	85,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/03/25	84,044,000	84,264,615	1.52
USD	74,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/01/25	73,116,188	73,894,327	1.33
USD	53,000,000	BANK OF ENGLAND CP 06/03/25	52,407,792	52,565,714	0.95
USD	50,000,000	BANK OF ENGLAND CP 27/01/25	49,611,624	49,821,729	0.90
USD	50,000,000	BANK OF ENGLAND CP 27/01/25	49,393,828	49,819,438	0.90
USD	46,000,000	BANK OF ENGLAND CP 21/01/25	45,436,462	45,869,496	0.83
USD	40,000,000	BANK OF ENGLAND CP 08/01/25	38,933,398	39,947,829	0.72
イギリス合計			578,484,660	582,428,938	10.48
			578,484,660	582,428,938	10.48
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			3,439,713,003	3,464,502,251	62.36
投資有価証券合計			3,439,713,003	3,464,502,251	62.36

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－U S マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2024年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フランス	
金融	8.46
	8.46
ドイツ	
金融	21.24
	21.24
ルクセンブルグ	
金融	4.50
	4.50
オランダ	
金融	5.73
	5.73
フィリピン	
金融	11.95
	11.95
イギリス	
金融	10.48
	10.48
投資合計	62.36

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2024年12月31日現在

(豪ドル (AUD) で表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
ドイツ					
固定利付債					
AUD	63,000,000	KFW 4.0000% 27/02/25	62,910,087	62,947,477	3.45
			62,910,087	62,947,477	3.45
		ドイツ合計	62,910,087	62,947,477	3.45
国際機関					
固定利付債					
AUD	39,000,000	AFRICAN DEV BA 4.0000% 10/01/25	38,989,138	38,993,362	2.14
			38,989,138	38,993,362	2.14
		国際機関合計	38,989,138	38,993,362	2.14
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	101,899,225	101,940,839	5.59
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
短期国債					
AUD	180,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 31/01/25	177,460,064	179,320,056	9.82
AUD	102,830,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 14/02/25	101,530,764	102,269,133	5.61
AUD	100,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 28/03/25	98,758,484	98,959,491	5.43
AUD	70,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 14/03/25	69,130,939	69,387,519	3.81
AUD	30,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 11/04/25	29,500,989	29,636,435	1.63
			476,381,240	479,572,634	26.30
		オーストラリア合計	476,381,240	479,572,634	26.30
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	30,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 23/01/25	29,886,250	29,911,935	1.64
			29,886,250	29,911,935	1.64
		フィンランド合計	29,886,250	29,911,935	1.64
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	70,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/01/25	68,959,815	69,786,847	3.82
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 03/02/25	49,264,441	49,790,695	2.73
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 10/02/25	48,894,442	49,749,009	2.73
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 10/02/25	49,076,275	49,748,075	2.73
AUD	50,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 13/02/25	48,902,487	49,731,586	2.73
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 28/02/25	49,100,010	49,642,388	2.72
			314,197,470	318,448,600	17.46
		フランス合計	314,197,470	318,448,600	17.46

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	125,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 21/01/25	124,502,064	124,668,044	6.84
AUD	80,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 23/01/25	79,696,802	79,765,266	4.37
AUD	60,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 08/01/25	59,568,501	59,936,336	3.29
AUD	50,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 17/01/25	49,713,638	49,894,806	2.74
AUD	50,000,000	KFW CP 16/04/25	49,277,860	49,361,414	2.71
AUD	50,000,000	KFW CP 23/04/25	49,104,732	49,315,030	2.70
AUD	50,000,000	KFW CP 16/05/25	49,105,674	49,188,591	2.70
AUD	40,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 19/02/25	39,128,053	39,758,319	2.18
			500,097,324	501,887,806	27.53
ドイツ合計			500,097,324	501,887,806	27.53
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	50,000,000	BNG BANK NV CP 24/01/25	48,859,988	49,845,107	2.73
			48,859,988	49,845,107	2.73
オランダ合計			48,859,988	49,845,107	2.73
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			1,369,422,272	1,379,666,082	75.66
投資有価証券合計			1,471,321,497	1,481,606,921	81.25

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2024年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
中央、州、地方政府	26.30
	26.30
フィンランド	
金融	1.64
	1.64
フランス	
金融	17.46
	17.46
ドイツ	
金融	30.98
	30.98
オランダ	
金融	2.73
	2.73
国際機関	
国際機関	2.14
	2.14
投資合計	81.25

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2024年12月31日現在

(英ポンド (GBP) で表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/01/25	4,929,196	4,984,781	12.02
GBP	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 21/01/25	2,953,967	2,991,293	7.21
			7,883,163	7,976,074	19.23
		フランス合計	7,883,163	7,976,074	19.23
イギリス					
短期国債					
GBP	5,000,000	UK T-BILL 0% 03/03/25	4,917,596	4,959,398	11.95
GBP	5,000,000	UK T-BILL 0% 17/03/25	4,942,090	4,950,999	11.93
GBP	4,000,000	UK T-BILL 0% 27/01/25	3,953,477	3,985,685	9.60
GBP	2,000,000	UK T-BILL 0% 10/03/25	1,976,787	1,982,144	4.78
GBP	2,000,000	UK T-BILL 0% 02/06/25	1,954,297	1,961,328	4.73
GBP	1,327,000	UK T-BILL 0% 20/01/25	1,298,529	1,323,240	3.19
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 10/02/25	988,345	994,621	2.40
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 17/02/25	976,150	993,579	2.40
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 28/04/25	977,387	985,214	2.38
GBP	762,000	UK T-BILL 0% 22/04/25	744,640	751,280	1.81
			22,729,298	22,887,488	55.17
		イギリス合計	22,729,298	22,887,488	55.17
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	30,612,461	30,863,562	74.40
投資有価証券合計			30,612,461	30,863,562	74.40

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2024年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フランス	
金融	19.23
	19.23
イギリス	
中央、州、地方政府	55.17
	55.17
投資合計	74.40

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2024年12月31日現在

（カナダドル（CAD）で表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
国際機関					
固定利付債					
CAD	1,000,000	INT BK RECON& 1.9000% 16/01/25	992,770	999,025	1.53
			992,770	999,025	1.53
		国際機関合計	992,770	999,025	1.53
カナダ					
短期国債					
CAD	9,000,000	CANADA T-BILL 0% 12/02/25	8,854,570	8,957,949	13.67
CAD	8,000,000	CANADA T-BILL 0% 15/01/25	7,953,290	7,987,593	12.19
CAD	8,000,000	CANADA T-BILL 0% 12/03/25	7,893,480	7,943,703	12.13
CAD	8,000,000	CANADA T-BILL 0% 27/03/25	7,924,130	7,938,498	12.12
CAD	7,000,000	CANADA T-BILL 0% 27/02/25	6,926,220	6,961,134	10.63
CAD	5,000,000	CANADA T-BILL 0% 30/01/25	4,964,250	4,985,501	7.61
CAD	3,000,000	CANADA T-BILL 0% 09/04/25	2,952,060	2,971,293	4.54
			47,468,000	47,745,671	72.89
		カナダ合計	47,468,000	47,745,671	72.89
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	48,460,770	48,744,696	74.42
投資有価証券合計			48,460,770	48,744,696	74.42

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2024年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
カナダ	
中央、州、地方政府	72.89
	72.89
国際機関	
国際機関	1.53
	1.53
投資合計	74.42

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2024年12月31日現在

(NZドル (NZD) で表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	21,000,000	KFW CP 14/02/25	20,845,871	20,890,923	6.58
NZD	21,000,000	KFW CP 11/03/25	20,789,352	20,833,822	6.56
NZD	18,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 08/01/25	17,873,647	17,981,358	5.66
NZD	18,000,000	KFW CP 29/01/25	17,539,225	17,924,874	5.64
NZD	18,000,000	KFW CP 28/02/25	17,819,733	17,881,142	5.63
NZD	18,000,000	KFW CP 17/03/25	17,816,478	17,844,712	5.62
			112,684,306	113,356,831	35.69
ドイツ合計			112,684,306	113,356,831	35.69
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	20,000,000	BNG BANK NV CP 06/03/25	19,726,460	19,849,553	6.25
			19,726,460	19,849,553	6.25
オランダ合計			19,726,460	19,849,553	6.25
ニュージーランド					
短期国債					
NZD	34,970,000	NEW ZEALND TBILL 0% 12/03/25	34,302,524	34,663,740	10.92
NZD	29,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 09/04/25	28,452,680	28,665,930	9.03
NZD	24,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 12/02/25	23,510,966	23,862,794	7.51
NZD	15,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 15/01/25	14,838,849	14,970,707	4.71
NZD	5,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 07/05/25	4,906,310	4,929,457	1.55
			106,011,329	107,092,628	33.72
ニュージーランド合計			106,011,329	107,092,628	33.72
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			238,422,095	240,299,012	75.66
投資有価証券合計			238,422,095	240,299,012	75.66

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2024年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
ドイツ	
金融	35.69
	35.69
オランダ	
金融	6.25
	6.25
ニュージーランド	
中央、州、地方政府	33.72
	33.72
投資合計	75.66

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Net Assets
as at December 31, 2024

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
ASSETS						
Investment in securities at market value (Note 2)	3,464,502,251	1,481,606,921	30,863,562	48,744,696	240,299,012	4,593,875,039
Cash at banks	45,635	12,961	1,253	2,529	2,926	58,678
Deposit	2,116,653,000	349,279,000	10,863,000	17,076,000	79,086,000	2,403,924,960
Accrued income	0	1,589,348	0	8,693	0	994,398
Interest on cash and cash equivalents	764,674	125,783	4,196	4,266	26,489	866,049
Total Assets	5,581,965,560	1,832,614,013	41,732,011	65,836,184	319,414,427	6,999,719,124
LIABILITIES						
Accrued expenses (Note 8)	7,393,497	3,686,361	106,837	178,880	815,091	10,403,645
Dividend payable to unitholders	18,530,824	5,425,602	144,351	161,810	1,002,446	22,763,210
Total Liabilities	25,924,321	9,111,963	251,188	340,690	1,817,537	33,166,855
NET ASSETS	5,556,041,239	1,823,502,050	41,480,823	65,495,494	317,596,890	6,966,552,269
Number of units outstanding	555,604,123,927	182,350,205,035	4,148,082,318	6,549,549,448	31,759,688,953	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2024

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
INCOME						
Interest on bank accounts and deposits	135,082,491	19,238,556	596,559	734,506	3,914,999	150,511,373
Interest on bonds (net of withholding tax)	0	1,978,462	0	5,674	0	1,234,265
Other income	311,290	48,366	6,927	5,496	14,571	362,096
Total Income	135,393,781	21,265,384	603,486	745,676	3,929,570	152,107,734
EXPENSES						
Management and Investment Manager fees (Notes 3, 4)	4,899,039	1,990,154	63,684	95,851	489,705	6,559,128
Distributor and Agent Company fees (Notes 6, 7)	28,076,965	8,450,782	212,278	319,501	1,632,348	34,740,454
Depositary fees (Note 5)	2,255,818	679,334	17,175	25,873	131,270	2,791,776
Correspondent bank fees	153,480	32,500	2,652	6,000	13,696	188,913
Legal fees	4,353	1,180	28	44	222	5,278
Overseas registration fees	84,457	30,000	595	928	15,000	112,953
Out-of-pocket expenses	280,769	84,507	2,122	3,195	16,322	347,402
Professional fees	42,305	6,717	289	439	1,823	48,177
Printing and publication fees	3,203	2,334	868	1,511	1,923	7,880
Subscription tax (Note 11)	571,767	170,648	4,251	6,346	33,026	706,241
Other expenses	101,908	272,726	7,242	14,723	30,310	307,923
Total Expenses	36,474,064	11,720,882	311,184	474,411	2,365,645	45,816,125
NET INVESTMENT INCOME	98,919,717	9,544,502	292,302	271,265	1,563,925	106,291,609

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2024 (continued)

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>		<i>USD</i>
Net realised profit on investments (Note 12)	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515
Change in net unrealised result on investments (Note 12)	(2,844,428)	2,024,155	56,659	(102,683)	(687,921)	(1,973,575)
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	(2,844,428)	2,024,155	56,659	(102,683)	(687,921)	(1,973,575)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	261,440,695	62,533,719	1,875,222	2,461,190	14,771,084	312,714,549

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2024

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>		<i>USD</i>
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	4,518,934,783	1,746,512,779	42,290,323	64,407,593	334,464,939	6,029,137,548
NET INVESTMENT INCOME	98,919,717	9,544,502	292,302	271,265	1,563,925	106,291,609
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	(2,844,428)	2,024,155	56,659	(102,683)	(687,921)	(1,973,575)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	261,440,695	62,533,719	1,875,222	2,461,190	14,771,084	312,714,549
Proceeds from subscriptions of units	6,042,259,598	912,742,612	51,385,950	60,547,188	151,105,065	6,801,634,728
Payments for repurchase of units	(5,005,153,142)	(835,753,341)	(52,195,450)	(59,459,287)	(167,973,114)	(5,726,409,140)
NET PROCEEDS/(PAYMENTS) FOR UNIT TRANSACTIONS	1,037,106,456	76,989,271	(809,500)	1,087,901	(16,868,049)	1,075,225,588
Dividend paid to unitholders (Note 10)	(261,440,695)	(62,533,719)	(1,875,222)	(2,461,190)	(14,771,084)	(312,714,549)
Exchange movement						(137,810,867)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	5,556,041,239	1,823,502,050	41,480,823	65,495,494	317,596,890	6,966,552,269

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

**Combined Statements of Changes in Units Outstanding
for the year ended December 31, 2024**

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>
Number of units outstanding at the beginning of the year	451,893,478,294	174,651,277,858	4,229,032,298	6,440,759,280	33,446,493,943
Number of units issued	604,225,959,823	91,274,261,252	5,138,595,009	6,054,718,886	15,110,506,503
Number of units repurchased	(500,515,314,190)	(83,575,334,075)	(5,219,544,989)	(5,945,928,718)	(16,797,311,493)
Number of units outstanding at the end of the year	555,604,123,927	182,350,205,035	4,148,082,318	6,549,549,448	31,759,688,953

Statistical Information

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>
Net Assets as at December 31, 2024	5,556,041,239	1,823,502,050	41,480,823	65,495,494	317,596,890
Net Assets as at December 31, 2023	4,518,934,783	1,746,512,779	42,290,323	64,407,593	334,464,939
Net Assets as at December 31, 2022	3,323,428,495	1,634,764,346	42,372,899	195,351,890	349,878,140
Net Asset Value per unit as at December 31, 2024	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at December 31, 2023	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at December 31, 2022	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024**Note 1 - Organisation**

Nomura Multi Currency MMF (the “Trust”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund (*fonds commun de placement à compartiments multiples*), is an unincorporated co-proprietorship of transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and those of other investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the July 12, 2013 law on alternative investment funds manager, as amended (the “2013 Law”).

The Trust is organised in the Grand Duchy of Luxembourg under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”) and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust qualifies as money market funds (“MMF”) within the meaning of regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and the Council of June 14, 2017 on money market funds (the “MMF Regulation”).

The Trust was created by the Management Company under the name US Money Market Fund and in accordance with the management regulations of the Trust published on November 14, 1991 in the *Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations* (the “*Mémorial*”). Amendments to the Management Regulations were published. By amendment effective on June 1, 1999, the Trust was restructured as an umbrella fund. By an amendment effective on June 2, 2001, the Trust changed its name to Nomura Multi Currency MMF. Consolidated Management Regulations are deposited with *the Greffe du Tribunal d'Arrondissement de et à Luxembourg*, where they may be inspected and copies obtained.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at anytime by agreement between the Management Company and the Depositary. The Trust may further be dissolved in any way provided for by Luxembourg law.

Units are issued in five sub-funds: NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund and NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund (together the “Funds” and individually the “Fund”). The Management Company may, from time to time, with the consent of the Depositary, create new Funds. The Trust prepares combined financial statements in US Dollar (USD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily USD denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of Japan, of the United States of America or any other member state of the OECD.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

The Fund may enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of USD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in USD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily Australian Dollar (AUD) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of Australia, or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of AUD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in AUD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily Great Britain Pound (GBP) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or central authority or central bank of the United Kingdom or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of GBP 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in GBP.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily Canadian Dollar (CAD) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of Canada or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

It is fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of CAD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in CAD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily New Zealand Dollar (NZD) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of New Zealand or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of NZD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in NZD.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

The assets of each Fund will be valued as follows:

- a) money market instruments (as well as securitisations, ABCPs) will be valued in accordance with the Amortised Cost Method;
- b) shares or units in Targeted Short-Term MMFs shall be valued at their last available Net Asset Value as reported by such Targeted Short-Term MMFs;
- c) the value of any cash on hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued, and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless, however, the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be determined after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof; and
- d) Cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

**Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)**

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENT IN SECURITIES (CONTINUED)

The Fund's portfolio holdings will be monitored daily by or under the direction of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value per Unit calculated by using the Mark-to-Market or, to the extent permitted by the MMF Regulation, the Mark-to-Model, and the Constant NAV (the “Difference”). The Difference shall be monitored and published daily on the website of the Management Company. In the event it is determined that a the Difference may result in material dilution or other unfair results to Unitholders, the Management Company, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including (i) the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or (ii) the determination of the issue and repurchase price on the basis of the Net Asset Value per Unit calculated by using the Mark-to-Market or, to the extent permitted by the MMF Regulation, the Mark-to-Model.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on an average cost basis. Interest income is recorded on the basis of interest accrued. Premiums amortised and discounts earned are included in realised profits and losses on sales of portfolio securities and in the change in net unrealised appreciation/depreciation on investments.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

Currency rates as at December 31, 2024:

1 USD = 1.60810 AUD
1 USD = 1.43465 CAD
1 USD = 0.96089 EUR
1 USD = 0.79685 GBP
1 USD = 1.77573 NZD

EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the combined statements of changes in net assets.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to management fees for the Trust of USD 15,000 per annum, out of the assets of the Trust.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager to US Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to USD 250 million, 0.125% of such net assets on the next USD 250 million, 0.100% of such net assets on the next USD 1.5 billion, and 0.075% of such net assets in excess of USD 2.0 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Australian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to AUD 400 million, 0.125% of such net assets on the next AUD 400 million, 0.100% of such net assets on the next AUD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of AUD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to G.B. Pound Money Market Fund is paid, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to GBP 150 million, 0.125% of such net assets on the next GBP 150 million, 0.100% of such net assets on the next GBP 900 million, and 0.075% of such net assets in excess of GBP 1.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Canadian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to CAD 400 million, 0.125% of such net assets on the next CAD 400 million, 0.100% of such net assets on the next CAD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of CAD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to New Zealand Dollar Money Market Fund is paid, out of the assets of Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to NZD 400 million, 0.125% of such net assets on the next NZD 400 million, 0.100% of such net assets on the next NZD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of NZD 3.2 billion during the relevant quarter.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 4 - Investment Manager fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Falls below 0.30%	0.075%
Falls below 0.20%	0.055%
Falls below 0.10%	0.035%
Falls below 0.10% again	0.015%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Increase above 0.230%	0.015%
Increase above 0.250%	0.035%
Increase above 0.350%	0.055%
Increase above 0.450%	0.075%
Increase above 0.525%	Up to 0.150%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2024, no reduction of the Investment Manager fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 5 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a depositary fee, payable out of the assets of each Fund, as at the end of each quarter at an annual rate of up to 0.040% of the average daily total net assets of the relevant Fund. The amount equivalent to the fee payable to the Management Company (USD 15,000 per annum), is deducted from the depositary fee. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Funds is entrusted, will be borne by the Funds.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 5 - Depositary fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%; subject to further reduction as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Falls below 0.30%	0.032%
Falls below 0.20%	0.024%
Falls below 0.10%	0.016%
Falls below 0.10% again	0.008%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Increase above 0.230%	0.008%
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.350%	0.024%
Increase above 0.450%	0.032%
Increase above 0.525%	0.040%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2024, no reduction of the Depositary fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the net assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.10% of the average of the daily net assets of the Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30% after the distributor's fee is reduced to 0.250%	0.079%
Falls below 0.20%	0.058%
Falls below 0.10%	0.037%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 6 - Agent Company fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.230%	0.016%
Increase above 0.250%	0.037%
Increase above 0.350%	0.058%
Increase above 0.450%	0.079%
Increase above 0.525%	0.100%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2024, no reduction of the Agent Company fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.40% of the average daily total net assets of the relevant Fund distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant month.

The following annual fee rates have been implemented as from December 18, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.45%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.350%
Falls below 0.40%	0.300%
Falls below 0.35%	0.250%
Falls below 0.30%	0.198%
Falls below 0.20%	0.146%
Falls below 0.10%	0.094%
Falls below 0.10% again	0.042%
Falls below 0.10% again	0.000%

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 7 - Distributor fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.230%	0.042%
Increase above 0.250%	0.094%
Increase above 0.350%	0.146%
Increase above 0.450%	0.198%
Increase above 0.525%	0.250%
Increase above 0.525% again	0.300%
Increase above 0.525% again	0.350%
Increase above 0.575%	0.400%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2024, no reduction of the Distributor fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Management and Investment Manager fees	1,204,392	490,131	15,550	24,510	119,620	1,613,143
Distributor and Agent Company fees	2,357,967	735,008	17,831	28,081	137,159	2,934,224
Depository fees	550,676	166,052	4,146	6,536	31,898	681,658
Correspondent bank fees	0	127,701	0	13,997	32,039	107,210
Overseas registration fees	0	231,310	0	0	65,102	180,503
Out-of-pocket expenses	68,834	20,756	518	817	3,987	85,206
Professional fees	0	119,535	0	0	16,342	83,536
Subscription tax	145,712	61,270	1,615	1,976	7,940	191,688
Other expenses	3,065,916	1,734,598	67,177	102,963	401,004	4,526,477
	<u>7,393,497</u>	<u>3,686,361</u>	<u>106,837</u>	<u>178,880</u>	<u>815,091</u>	<u>10,403,645</u>

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 9 - Subscription and repurchase of Units

Subscription and repurchase requests may be made to the Fund on each dealing day for all Funds.

Note 10 - Distributions and reinvestment of dividends

It is the intention of the Management Company to proceed to a daily distribution of dividends in an amount necessary to maintain the Net Asset Value per unit at USD 0.01 for the US Money Market Fund, AUD 0.01 for the Australian Dollar Money Market Fund, GBP 0.01 for the G.B. Pound Money Market Fund, CAD 0.01 for the Canadian Dollar Money Market Fund and NZD 0.01 for the New Zealand Dollar Money Market Fund.

On the last Dealing Day in each month ("Reinvestment Day") all dividends declared, accrued and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the Net Asset Value per unit determined on the Dealing Day preceding the Reinvestment Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would become less than the minimum provided by the 2010 law.

Note 11 - Taxes

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Funds are subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Note 12 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended December 31, 2024, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the combined Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515
Realised loss on investments	0	0	0	0	0	0
Net realised profit on investments	165,365,406	50,965,062	1,526,261	2,292,608	13,895,080	208,396,515

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2024 (continued)

Note 12 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments (continued)

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	24,789,248	10,285,424	251,101	283,926	1,876,918	32,755,265
Change in unrealised loss on investments	(27,633,676)	(8,261,269)	(194,442)	(386,609)	(2,564,839)	(34,728,840)
Change in net unrealised result on investments	(2,844,428)	2,024,155	56,659	(102,683)	(687,921)	(1,973,575)

Note 13 - Transaction costs

The Fund did not incur any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended December 31, 2024, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2024

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	100,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 31/01/25	98,445,697	99,595,628	1.79
USD	65,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/01/25	63,295,741	64,786,968	1.18
USD	61,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/01/25	59,399,732	60,782,572	1.09
USD	60,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/02/25	58,788,228	59,667,357	1.07
USD	54,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 04/03/25	52,995,269	53,574,154	0.96
USD	50,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/25	48,985,777	49,670,707	0.89
USD	45,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/03/25	44,163,996	44,629,058	0.80
USD	38,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/25	37,248,676	37,754,469	0.68
			463,323,116	470,460,913	8.46
	Total FRANCE		463,323,116	470,460,913	8.46
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	150,000,000	KFW CP 09/01/25	149,621,210	149,819,623	2.71
USD	132,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 14/02/25	128,768,483	131,192,121	2.36
USD	120,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/03/25	118,679,688	118,958,421	2.14
USD	95,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 09/01/25	94,630,049	94,880,661	1.71
USD	94,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 21/01/25	92,019,986	93,717,141	1.69
USD	92,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 21/02/25	90,935,649	91,386,841	1.64
USD	91,000,000	KFW CP 10/02/25	89,931,099	90,522,406	1.63
USD	90,000,000	KFW CP 25/02/25	88,954,967	89,352,534	1.61
USD	88,000,000	KFW CP 16/04/25	86,708,928	86,858,308	1.56
USD	65,000,000	KFW CP 25/02/25	64,221,272	64,532,763	1.16
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 18/02/25	43,877,825	44,698,340	0.80
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 17/03/25	44,148,185	44,565,631	0.80
USD	40,000,000	KFW CP 09/01/25	39,525,757	39,948,452	0.72
USD	40,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 04/06/25	39,106,376	39,234,036	0.71
			1,171,129,474	1,179,667,278	21.24
	Total GERMANY		1,171,129,474	1,179,667,278	21.24

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND

Statement of Investments (continued)

as at December 31, 2024

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
LUXEMBOURG					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	105,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 14/04/25	103,154,677	103,616,008	1.87
USD	55,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 27/02/25	54,096,676	54,586,852	0.98
USD	48,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 24/03/25	47,217,372	47,494,302	0.85
USD	45,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 17/04/25	43,981,630	44,395,692	0.80
			248,450,355	250,092,854	4.50
	Total LUXEMBOURG		248,450,355	250,092,854	4.50
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	67,000,000	BNG BANK NV CP 31/01/25	66,213,166	66,726,320	1.21
USD	64,000,000	BNG BANK NV CP 13/03/25	63,043,835	63,418,333	1.14
USD	60,000,000	BNG BANK NV CP 07/03/25	59,101,655	59,498,424	1.07
USD	55,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 28/02/25	54,146,227	54,583,525	0.98
USD	40,000,000	BNG BANK NV CP 28/02/25	39,393,343	39,696,671	0.71
USD	35,000,000	BNG BANK NV CP 31/03/25	34,338,184	34,601,157	0.62
			316,236,410	318,524,430	5.73
	Total NETHERLANDS		316,236,410	318,524,430	5.73
PHILIPPINES					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	200,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 09/01/25	199,510,092	199,755,047	3.59
USD	100,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 17/01/25	99,630,537	99,778,322	1.80
USD	95,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 10/01/25	94,629,237	94,868,439	1.71
USD	95,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 17/01/25	94,637,355	94,789,432	1.71
USD	90,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 14/01/25	89,629,457	89,831,571	1.62
USD	85,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 06/03/25	84,052,310	84,305,027	1.52
			662,088,988	663,327,838	11.95
	Total PHILIPPINES		662,088,988	663,327,838	11.95

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND

Statement of Investments (continued)

as at December 31, 2024

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	95,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/02/25	94,254,446	94,502,966	1.69
USD	92,000,000	BANK OF ENGLAND CP 21/01/25	91,286,922	91,742,824	1.64
USD	85,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/03/25	84,044,000	84,264,615	1.52
USD	74,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/01/25	73,116,188	73,894,327	1.33
USD	53,000,000	BANK OF ENGLAND CP 06/03/25	52,407,792	52,565,714	0.95
USD	50,000,000	BANK OF ENGLAND CP 27/01/25	49,611,624	49,821,729	0.90
USD	50,000,000	BANK OF ENGLAND CP 27/01/25	49,393,828	49,819,438	0.90
USD	46,000,000	BANK OF ENGLAND CP 21/01/25	45,436,462	45,869,496	0.83
USD	40,000,000	BANK OF ENGLAND CP 08/01/25	38,933,398	39,947,829	0.72
			578,484,660	582,428,938	10.48
		Total UNITED KINGDOM	578,484,660	582,428,938	10.48
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	3,439,713,003	3,464,502,251	62.36
		Total Investments	3,439,713,003	3,464,502,251	62.36

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2024

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
FRANCE	
Financials	8.46
	8.46
GERMANY	
Financials	21.24
	21.24
LUXEMBOURG	
Financials	4.50
	4.50
NETHERLANDS	
Financials	5.73
	5.73
PHILIPPINES	
Financials	11.95
	11.95
UNITED KINGDOM	
Financials	10.48
	10.48
Total Investments	62.36

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2024

(expressed in Australian Dollar)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
GERMANY					
STRAIGHT FIXED BOND					
AUD	63,000,000	KFW 4.0000% 27/02/25	62,910,087	62,947,477	3.45
			62,910,087	62,947,477	3.45
		Total GERMANY	62,910,087	62,947,477	3.45
SUPRANATIONAL					
STRAIGHT FIXED BOND					
AUD	39,000,000	AFRICAN DEV BA 4.0000% 10/01/25	38,989,138	38,993,362	2.14
			38,989,138	38,993,362	2.14
		Total SUPRANATIONAL	38,989,138	38,993,362	2.14
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	101,899,225	101,940,839	5.59
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
TREASURY BOND SHORT TERM					
AUD	180,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 31/01/25	177,460,064	179,320,056	9.82
AUD	102,830,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 14/02/25	101,530,764	102,269,133	5.61
AUD	100,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 28/03/25	98,758,484	98,959,491	5.43
AUD	70,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 14/03/25	69,130,939	69,387,519	3.81
AUD	30,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 11/04/25	29,500,989	29,636,435	1.63
			476,381,240	479,572,634	26.30
		Total AUSTRALIA	476,381,240	479,572,634	26.30
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	30,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 23/01/25	29,886,250	29,911,935	1.64
			29,886,250	29,911,935	1.64
		Total FINLAND	29,886,250	29,911,935	1.64

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments (continued)

as at December 31, 2024

(expressed in Australian Dollar)

Ccy	Nominal Value(1)	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	70,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/01/25	68,959,815	69,786,847	3.82
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 03/02/25	49,264,441	49,790,695	2.73
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 10/02/25	48,894,442	49,749,009	2.73
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 10/02/25	49,076,275	49,748,075	2.73
AUD	50,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 13/02/25	48,902,487	49,731,586	2.73
AUD	50,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 28/02/25	49,100,010	49,642,388	2.72
			314,197,470	318,448,600	17.46
		Total FRANCE	314,197,470	318,448,600	17.46
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	125,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 21/01/25	124,502,064	124,668,044	6.84
AUD	80,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 23/01/25	79,696,802	79,765,266	4.37
AUD	60,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 08/01/25	59,568,501	59,936,336	3.29
AUD	50,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 17/01/25	49,713,638	49,894,806	2.74
AUD	50,000,000	KFW CP 16/04/25	49,277,860	49,361,414	2.71
AUD	50,000,000	KFW CP 23/04/25	49,104,732	49,315,030	2.70
AUD	50,000,000	KFW CP 16/05/25	49,105,674	49,188,591	2.70
AUD	40,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 19/02/25	39,128,053	39,758,319	2.18
			500,097,324	501,887,806	27.53
		Total GERMANY	500,097,324	501,887,806	27.53
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	50,000,000	BNG BANK NV CP 24/01/25	48,859,988	49,845,107	2.73
			48,859,988	49,845,107	2.73
		Total NETHERLANDS	48,859,988	49,845,107	2.73
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	1,369,422,272	1,379,666,082	75.66
Total Investments			1,471,321,497	1,481,606,921	81.25

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2024

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Central, State, Local Governments	26.30
	26.30
FINLAND	
Financials	1.64
	1.64
FRANCE	
Financials	17.46
	17.46
GERMANY	
Financials	30.98
	30.98
NETHERLANDS	
Financials	2.73
	2.73
SUPRANATIONAL	
Supranationals	2.14
	2.14
Total Investments	81.25

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. POUND MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2024

(expressed in BRITISH POUND)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/01/25	4,929,196	4,984,781	12.02
GBP	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 21/01/25	2,953,967	2,991,293	7.21
			7,883,163	7,976,074	19.23
		Total FRANCE	7,883,163	7,976,074	19.23
UNITED KINGDOM					
TREASURY BOND SHORT TERM					
GBP	5,000,000	UK T-BILL 0% 03/03/25	4,917,596	4,959,398	11.95
GBP	5,000,000	UK T-BILL 0% 17/03/25	4,942,090	4,950,999	11.93
GBP	4,000,000	UK T-BILL 0% 27/01/25	3,953,477	3,985,685	9.60
GBP	2,000,000	UK T-BILL 0% 10/03/25	1,976,787	1,982,144	4.78
GBP	2,000,000	UK T-BILL 0% 02/06/25	1,954,297	1,961,328	4.73
GBP	1,327,000	UK T-BILL 0% 20/01/25	1,298,529	1,323,240	3.19
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 10/02/25	988,345	994,621	2.40
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 17/02/25	976,150	993,579	2.40
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 28/04/25	977,387	985,214	2.38
GBP	762,000	UK T-BILL 0% 22/04/25	744,640	751,280	1.81
			22,729,298	22,887,488	55.17
		Total UNITED KINGDOM	22,729,298	22,887,488	55.17
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	30,612,461	30,863,562	74.40
Total Investments			30,612,461	30,863,562	74.40

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. POUND MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2024

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
FRANCE	
Financials	19.23
	19.23
UNITED KINGDOM	
Central, State, Local Governments	55.17
	55.17
Total Investments	74.40

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - CANADIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2024

(expressed in CANADIAN DOLLAR)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
SUPRANATIONAL					
STRAIGHT FIXED BOND					
CAD	1,000,000	INT BK RECON& 1.9000% 16/01/25	992,770	999,025	1.53
			992,770	999,025	1.53
		Total SUPRANATIONAL	992,770	999,025	1.53
CANADA					
TREASURY BOND SHORT TERM					
CAD	9,000,000	CANADA T-BILL 0% 12/02/25	8,854,570	8,957,949	13.67
CAD	8,000,000	CANADA T-BILL 0% 15/01/25	7,953,290	7,987,593	12.19
CAD	8,000,000	CANADA T-BILL 0% 12/03/25	7,893,480	7,943,703	12.13
CAD	8,000,000	CANADA T-BILL 0% 27/03/25	7,924,130	7,938,498	12.12
CAD	7,000,000	CANADA T-BILL 0% 27/02/25	6,926,220	6,961,134	10.63
CAD	5,000,000	CANADA T-BILL 0% 30/01/25	4,964,250	4,985,501	7.61
CAD	3,000,000	CANADA T-BILL 0% 09/04/25	2,952,060	2,971,293	4.54
			47,468,000	47,745,671	72.89
		Total CANADA	47,468,000	47,745,671	72.89
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	48,460,770	48,744,696	74.42
Total Investments			48,460,770	48,744,696	74.42

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - CANADIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2024

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
CANADA	
Central, State, Local Governments	72.89
	72.89
SUPRANATIONAL	
Supranationals	1.53
	1.53
Total Investments	74.42

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - NEW ZEALAND DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2024

(expressed in NEW ZEALAND DOLLAR)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	21,000,000	KFW CP 14/02/25	20,845,871	20,890,923	6.58
NZD	21,000,000	KFW CP 11/03/25	20,789,352	20,833,822	6.56
NZD	18,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 08/01/25	17,873,647	17,981,358	5.66
NZD	18,000,000	KFW CP 29/01/25	17,539,225	17,924,874	5.64
NZD	18,000,000	KFW CP 28/02/25	17,819,733	17,881,142	5.63
NZD	18,000,000	KFW CP 17/03/25	17,816,478	17,844,712	5.62
			112,684,306	113,356,831	35.69
		Total GERMANY	112,684,306	113,356,831	35.69
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	20,000,000	BNG BANK NV CP 06/03/25	19,726,460	19,849,553	6.25
			19,726,460	19,849,553	6.25
		Total NETHERLANDS	19,726,460	19,849,553	6.25
NEW ZEALAND					
TREASURY BOND SHORT TERM					
NZD	34,970,000	NEW ZEALND TBILL 0% 12/03/25	34,302,524	34,663,740	10.92
NZD	29,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 09/04/25	28,452,680	28,665,930	9.03
NZD	24,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 12/02/25	23,510,966	23,862,794	7.51
NZD	15,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 15/01/25	14,838,849	14,970,707	4.71
NZD	5,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 07/05/25	4,906,310	4,929,457	1.55
			106,011,329	107,092,628	33.72
		Total NEW ZEALAND	106,011,329	107,092,628	33.72
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	238,422,095	240,299,012	75.66
Total Investments			238,422,095	240,299,012	75.66

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - NEW ZEALAND DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2024

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
GERMANY	
Financials	35.69
	35.69
NETHERLANDS	
Financials	6.25
	6.25
NEW ZEALAND	
Central, State, Local Governments	33.72
	33.72
Total Investments	75.66

(2) 【2023年12月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

ノムラ外貨MMF
結合純資産計算書
2023年12月31日現在

	U S マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケットファンド		英ポンド マネー マーケットファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	2,753,472,349	392,562,553	1,304,241,221	118,633,781	30,820,724	5,889,532
銀行預金	35,573	5,072	12,155	1,106	1,260	241
預金	1,788,943,000	255,049,604	449,146,000	40,854,320	11,730,000	2,241,486
未収収益	0	0	1,637,309	148,930	0	0
現金および現金等価物 に係る利息	264,366	37,691	51,967	4,727	1,662	318
資産合計	<u>4,542,715,288</u>	<u>647,654,919</u>	<u>1,755,088,652</u>	<u>159,642,864</u>	<u>42,553,646</u>	<u>8,131,576</u>
負債						
未払費用(注8)	6,723,554	958,577	3,543,315	322,300	110,156	21,050
受益者への未払分配金	17,056,951	2,431,810	5,032,558	457,761	153,167	29,269
負債合計	<u>23,780,505</u>	<u>3,390,387</u>	<u>8,575,873</u>	<u>780,061</u>	<u>263,323</u>	<u>50,318</u>
純資産	<u>4,518,934,783</u>	<u>644,264,532</u>	<u>1,746,512,779</u>	<u>158,862,802</u>	<u>42,290,323</u>	<u>8,081,258</u>
発行済受益証券数	451,893,478,294口		174,651,277,858口		4,229,032,298口	
1口当り純資産価格	0.01	1.426円	0.01	0.910円	0.01	1.911円
	カナダドル マネー マーケット ファンド		N Z ドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(N Z ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	47,446,871	4,889,400	275,551,129	23,284,070	3,896,165,444	555,476,307
銀行預金	2,616	270	2,987	252	49,373	7,039
預金	17,347,000	1,787,608	60,979,000	5,152,726	2,163,092,900	308,392,155
未収収益	0	0	0	0	1,120,324	159,725
現金および現金等価物 に係る利息	2,306	238	8,456	715	309,161	44,077
資産合計	<u>64,798,793</u>	<u>6,677,516</u>	<u>336,541,572</u>	<u>28,437,763</u>	<u>6,060,737,202</u>	<u>864,079,303</u>
負債						
未払費用(注8)	170,195	17,539	811,747	68,593	9,933,023	1,416,151
受益者への未払分配金	221,005	22,775	1,264,886	106,883	21,666,631	3,089,012
負債合計	<u>391,200</u>	<u>40,313</u>	<u>2,076,633</u>	<u>175,475</u>	<u>31,599,654</u>	<u>4,505,163</u>
純資産	<u>64,407,593</u>	<u>6,637,202</u>	<u>334,464,939</u>	<u>28,262,287</u>	<u>6,029,137,548</u>	<u>859,574,140</u>
発行済受益証券数	6,440,759,280口		33,446,493,943口			
1口当り純資産価格	0.01	1.031円	0.01	0.845円		

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ外貨MMF

結合運用計算書

2023年12月31日に終了した年度

	US マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケット ファンド		英ポンド マネー マーケット ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益						
預金利息	65,417,023	9,326,505	17,323,848	1,575,777	582,853	111,377
債券利息（源泉税控除後）	0	0	508,240	46,230	399	76
その他の収益	273,536	38,998	39,925	3,632	4,420	845
収益合計	65,690,559	9,365,503	17,872,013	1,625,638	587,672	112,298
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 （注3、4）	3,571,669	509,213	2,029,027	184,560	64,762	12,375
販売会社報酬および代行協会員報酬 （注6、7）	19,227,833	2,741,312	8,645,143	786,362	215,868	41,250
保管報酬（注5）	1,544,194	220,156	693,966	63,123	17,464	3,337
銀行預金に係る支払利息	0	0	0	0	0	0
コルレス銀行報酬	134,898	19,232	100,000	9,096	1,208	231
法務報酬	4,385	625	1,786	162	45	9
海外登録費用	80,402	11,463	140,000	12,734	861	165
現金支出費	192,277	27,413	86,450	7,863	2,157	412
専門家報酬	38,141	5,438	7,245	659	404	77
印刷費・公告費	2,962	422	3,240	295	896	171
年次税（注11）	396,297	56,500	173,058	15,741	4,366	834
設立費償却（注2）	12,597	1,796	9,504	864	237	45
その他の費用	233,599	33,304	587,122	53,405	6,056	1,157
費用合計	25,439,254	3,626,874	12,476,541	1,134,866	314,324	60,064
純投資収益	40,251,305	5,738,629	5,395,472	490,772	273,348	52,234
投資有価証券実現純利益（注12）	116,913,494	16,668,357	43,778,304	3,982,075	1,266,709	242,055
当期実現純利益	116,913,494	16,668,357	43,778,304	3,982,075	1,266,709	242,055
投資有価証券未実現純損益の変動 （注12）	15,529,111	2,213,985	3,792,279	344,946	139,989	26,750
当期末実現純利益	15,529,111	2,213,985	3,792,279	344,946	139,989	26,750
運用の結果による純資産の増加	172,693,910	24,620,971	52,966,055	4,817,792	1,680,046	321,040
	カナダドル マネー マーケット ファンド		NZドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益						
預金利息	2,039,581	210,179	3,525,622	297,915	81,796,468	11,661,722
債券利息（源泉税控除後）	15,294	1,576	80,637	6,814	411,071	58,606
その他の収益	4,379	451	13,620	1,151	318,457	45,402
収益合計	2,059,254	212,206	3,619,879	305,880	82,525,996	11,765,731
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 （注3、4）	154,542	15,926	520,481	43,981	5,490,185	782,736
販売会社報酬および代行協会員報酬 （注6、7）	515,134	53,085	1,734,935	146,602	26,910,437	3,836,621
保管報酬（注5）	41,609	4,288	139,626	11,798	2,161,491	308,164
銀行預金に係る支払利息	8,420	868	0	0	6,366	908
コルレス銀行報酬	6,000	618	20,000	1,690	222,108	31,666
法務報酬	67	7	350	30	5,938	847
海外登録費用	1,341	138	60,000	5,070	216,433	30,857
現金支出費	5,150	531	17,348	1,466	269,098	38,365
専門家報酬	640	66	1,833	155	45,262	6,453
印刷費・公告費	1,542	159	1,963	166	8,735	1,245
年次税（注11）	9,763	1,006	34,911	2,950	549,844	78,391
設立費償却（注2）	417	43	2,034	172	21,010	2,995
その他の費用	34,175	3,522	83,145	7,026	721,728	102,897
費用合計	778,800	80,255	2,616,626	221,105	36,628,635	5,222,144
純投資収益	1,280,454	131,951	1,003,253	84,775	45,897,361	6,543,587
投資有価証券実現純利益（注12）	2,371,212	244,353	12,330,115	1,041,895	158,111,696	22,541,984
当期実現純利益	2,371,212	244,353	12,330,115	1,041,895	158,111,696	22,541,984
投資有価証券未実現純損益の変動 （注12）	140,246	14,452	1,505,442	127,210	19,365,116	2,760,885
当期末実現純利益	140,246	14,452	1,505,442	127,210	19,365,116	2,760,885
運用の結果による純資産の増加	3,791,912	390,757	14,838,810	1,253,879	223,374,173	31,846,456

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ外貨MMF
財務書類に対する注記
2023年12月31日に終了した年度

注1－組織

ノムラ外貨MMF（「トラスト」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定されたアンブレラ・ファンド型の契約型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパートIIに従いルクセンブルグ大公国で設定され、2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に定義されるマネー・マーケット・ファンド（以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」という。）としての資格を有している。

トラストは、US マネー マーケット ファンドの名称で1991年11月14日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（「メモリアル」）に公告されたトラストの約款に準拠して管理会社により設立された。約款の改正は、公示されている。1999年6月1日付の改正により、トラストはアンブレラ・ファンドとして再編成された。2001年6月2日付の改正により、トラストはトラスト名をノムラ外貨MMFに変更した。統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の記録部に提出されており、閲覧およびその写しを入手することができる。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により随時償還することができる。また、トラストは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

受益証券は、トラストのもとで5つのサブ・ファンド証券：ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドおよびノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド（総称して、および個々を「ファンド」という。）が発行されている。管理会社は、保管受託銀行の同意のもとに、随時新しいファンドを設立することができる。トラストは、米ドル建てで結合財務書類を作成している。

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他の経済協力開発機構（「OECD」）加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAV（一定の純資産価格）を0.01米ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は米ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01豪ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は豪ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または英国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行また

は保証される、高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01英ポンドに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は英ポンドで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－カナダドルマネーマーケットファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはカナダその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01カナダドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はカナダドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－NZドルマネーマーケットファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはニュージーランドその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するNZドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01NZドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はNZドルで記帳されている。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

各ファンドの資産は以下のとおり評価される。

(a) 短期金融商品（ならびに証券化商品およびABCP（資産担保コマーシャル・ペーパー））は償却原価法で評価される。

(b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価されるものとする。

(c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

(d) 現金およびその他の流動資産は、額面額に経過利息を加え、評価される。

ファンドの組入証券は、時価評価またはMMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当たり純資産価格とコンスタントNAVとの間の乖離（以下「本差額」という。）が存在するかを判定するため、管理会社により、または管理会社の指示により日々監視される。本差額は監視され、管理会社のウェブサイトにおいて日々公表される。本差額が重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者にもたらす可能性があるとして判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行う。これには、(i) 売買益もしくは売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却または組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止、または(ii) 時価評価またはMMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当たり純資産価格に基づく発行および買戻価格の決定が含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法で算出される。受取利息は、発生主義により計上される。償却プレミアムおよび稼得割引額は、投資有価証券売却実現損益および投資有価証券未実現純評価損益の変動に含まれている。

外貨換算

各ファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。各ファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

結合財務書類を米ドルで作成するにあたり、米ドル以外の通貨建の各ファンドの財務書類は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2023年12月31日現在の為替レート：

1米ドル = 1.46146 豪ドル
 1米ドル = 1.32265 カナダドル
 1米ドル = 0.90391 ユーロ
 1米ドル = 0.78401 英ポンド
 1米ドル = 1.57381 NZドル

為替相場変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、結合純資産変動計算書において為替相場変動として表示されている。

設立費

設立費は、MMF規則を遵守するためのトラストの再編成に関連して発生している費用である。この費用は、5年間にわたり定額法で償却される。

注3－管理報酬

管理会社は、トラストの資産から年間15,000米ドルをトラストに対する管理報酬として受領する権利を有する。

注4－投資顧問報酬

US マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち2億5,000万米ドルまでは年率0.150%、次の2億5,000万米ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の15億米ドルについては当該純資産の年率0.100%および20億米ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

豪ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億豪ドルまでは年率0.150%、次の4億豪ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億豪ドルについては当該純資産の年率0.100%および32億豪ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

英ポンド マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち1億5,000万英ポンドまでは年率0.150%、次の1億5,000万英ポンドについては当該純資産の年率0.125%、次の9億英ポンドについては当該純資産の年率0.100%および12億英ポンド超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

カナダドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億カナダドルまでは年率0.150%、次の4億カナダドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億カナダドルについては当該純資産の年率0.100%および32億カナダドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

NZドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億NZドルまでは年率0.150%、次の4億NZドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億NZドルについては当該純資産の年率0.100%および32億NZドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	投資顧問報酬
0.30%未満となった場合	0.075%
0.20%未満となった場合	0.055%
0.10%未満となった場合	0.035%
再度0.10%未満となった場合	0.015%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.230%超となった場合	0.015%
0.250%超となった場合	0.035%
0.350%超となった場合	0.055%
0.450%超となった場合	0.075%
0.525%超となった場合	最大0.150%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2023年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに関して投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5－保管報酬

保管受託銀行は、各ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.040%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有する。管理会社に支払うべき報酬に相当する金額（年間15,000米ドル）は、保管報酬から差し引かれる。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.032%
0.20%未満となった場合	0.024%
0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.008%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.230%超となった場合	0.008%
0.250%超となった場合	0.016%
0.350%超となった場合	0.024%
0.450%超となった場合	0.032%
0.525%超となった場合	0.040%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2023年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注6－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの純資産からファンドの日々の純資産の平均額の年率0.10%以下の報酬を受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
販売会社報酬を0.250%に引下げた後に0.30%未満となった場合	0.079%
0.20%未満となった場合	0.058%
0.10%未満となった場合	0.037%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.230%超となった場合	0.016%
0.250%超となった場合	0.037%
0.350%超となった場合	0.058%
0.450%超となった場合	0.079%
0.525%超となった場合	0.100%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2023年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

注7－販売会社報酬

日本における販売会社は、その販売会社により当該月中に販売され、買戻されなかった各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%以下の報酬を当該ファンドの資産から受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月18日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.45%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.45%未満となった場合	0.350%
0.40%未満となった場合	0.300%
0.35%未満となった場合	0.250%
0.30%未満となった場合	0.198%
0.20%未満となった場合	0.146%
0.10%未満となった場合	0.094%
再度0.10%未満となった場合	0.042%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.230%超となった場合	0.042%
0.250%超となった場合	0.094%
0.350%超となった場合	0.146%
0.450%超となった場合	0.198%
0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
再度0.525%超となった場合	0.350%
0.575%超となった場合	0.400%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2023年12月31日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注8－未払費用

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Zドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Zドル)	(米ドル)
管理報酬および 投資顧問報酬	991,405	518,516	15,984	24,159	127,889	1,466,111
販売会社報酬およ び代行協会員報酬	1,722,578	669,537	16,220	24,923	130,320	2,303,044
保管報酬	437,083	177,407	4,262	6,442	34,104	590,450
コルレス銀行報酬	0	165,565	0	12,095	32,965	143,378
海外登録費用	0	273,628	0	0	69,293	231,258
現金支出費	54,635	22,176	532	805	4,263	73,805
専門家報酬	0	124,132	0	0	16,728	95,566
年次税	113,720	61,146	1,624	1,959	8,362	164,425
その他の費用	3,404,133	1,531,208	71,534	99,812	387,823	4,864,986
	6,723,554	3,543,315	110,156	170,195	811,747	9,933,023

注9－受益証券の発行および買戻し

発行および買戻しの申し込みは、全てのファンドで各取引日にファンドに対して行うことができる。

注10－分配金の分配および再投資

管理会社は、受益証券の1口当り純資産価格を、U S マネー マーケット ファンドについては0.01米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドについては0.01豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドについては0.01英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドについては0.01カナダドルおよびN Z ドル マネー マーケット ファンドについては0.01N Z ドルに維持するために必要な額を分配金として日々分配を行う予定である。

毎月、最終取引日（「再投資日」）において、宣言済、計上済で未払いのすべての分配金は、再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で自動的に再投資され、追加受益証券が発行される。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法で規定されている最低額を下回る場合、分配は行われない。

注11－税金

トラストは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.01%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。

注12－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

トラストの結合運用計算書に記載されている、2023年12月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
投資有価証券実現利益	116,913,494	43,778,304	1,266,709	2,371,212	12,330,115	158,111,696
投資有価証券実現損失	0	0	0	0	0	0
投資有価証券実現純利益	116,913,494	43,778,304	1,266,709	2,371,212	12,330,115	158,111,696
ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
投資有価証券未実現利益の変動	27,633,676	8,261,268	194,442	386,609	2,564,838	35,456,435
投資有価証券未実現損失の変動	(12,104,565)	(4,468,989)	(54,453)	(246,363)	(1,059,396)	(16,091,319)
投資有価証券未実現純損益の変動	15,529,111	3,792,279	139,989	140,246	1,505,442	19,365,116

注13－取引費用

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2023年12月31日に終了した年度中ファンドには、投資有価証券の売買に関する取引費用は生じなかった。

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Net Assets
as at December 31, 2023

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G. B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
ASSETS						
Investment in securities at market value (Note 2)	2,753,472,349	1,304,241,221	30,820,724	47,446,871	275,551,129	3,896,165,444
Cash at banks	35,573	12,155	1,260	2,616	2,987	49,373
Deposit	1,788,943,000	449,146,000	11,730,000	17,347,000	60,979,000	2,163,092,900
Accrued income	0	1,637,309	0	0	0	1,120,324
Interest on cash and cash equivalents	264,366	51,967	1,662	2,306	8,456	309,161
Total Assets	4,542,715,288	1,755,088,652	42,553,646	64,798,793	336,541,572	6,060,737,202
LIABILITIES						
Accrued expenses (Note 8)	6,723,554	3,543,315	110,156	170,195	811,747	9,933,023
Dividend payable to unitholders	17,056,951	5,032,558	153,167	221,005	1,264,886	21,666,631
Total Liabilities	23,780,505	8,575,873	263,323	391,200	2,076,633	31,599,654
NET ASSETS	4,518,934,783	1,746,512,779	42,290,323	64,407,593	334,464,939	6,029,137,548
Number of units outstanding	451,893,478,294	174,651,277,858	4,229,032,298	6,440,759,280	33,446,493,943	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2023

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
INCOME						
Interest on bank accounts and deposits	65,417,023	17,323,848	582,853	2,039,581	3,525,622	81,796,468
Interest on bonds (net of withholding tax)	0	508,240	399	15,294	80,637	411,071
Other income	273,536	39,925	4,420	4,379	13,620	318,457
Total Income	65,690,559	17,872,013	587,672	2,059,254	3,619,879	82,525,996
EXPENSES						
Management and Investment Manager fees (Notes 3, 4)	3,571,669	2,029,027	64,762	154,542	520,481	5,490,185
Distributor and Agent Company fees (Notes 6, 7)	19,227,833	8,645,143	215,868	515,134	1,734,935	26,910,437
Depositary fees (Note 5)	1,544,194	693,966	17,464	41,609	139,626	2,161,491
Interest paid on bank accounts	0	0	0	8,420	0	6,366
Correspondent bank fees	134,898	100,000	1,208	6,000	20,000	222,108
Legal fees	4,385	1,786	45	67	350	5,938
Overseas registration fees	80,402	140,000	861	1,341	60,000	216,433
Out-of-pocket expenses	192,277	86,450	2,157	5,150	17,348	269,098
Professional fees	38,141	7,245	404	640	1,833	45,262
Printing and publication fees	2,962	3,240	896	1,542	1,963	8,735
Subscription tax (Note 11)	396,297	173,058	4,366	9,763	34,911	549,844
Amortisation of formation expenses (Note 2)	12,597	9,504	237	417	2,034	21,010
Other expenses	233,599	587,122	6,056	34,175	83,145	721,728
Total Expenses	25,439,254	12,476,541	314,324	778,800	2,616,626	36,628,635
NET INVESTMENT INCOME	40,251,305	5,395,472	273,348	1,280,454	1,003,253	45,897,361

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2023 (continued)

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Net realised profit on investments (Note 12)	116,913,494	43,778,304	1,266,709	2,371,212	12,330,115	158,111,696
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	116,913,494	43,778,304	1,266,709	2,371,212	12,330,115	158,111,696
Change in net unrealised result on investments (Note 12)	15,529,111	3,792,279	139,989	140,246	1,505,442	19,365,116
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	15,529,111	3,792,279	139,989	140,246	1,505,442	19,365,116
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	172,693,910	52,966,055	1,680,046	3,791,912	14,838,810	223,374,173

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023**Note 1 - Organisation**

Nomura Multi Currency MMF (the “Trust”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund (*fonds commun de placement à compartiments multiples*), is an unincorporated co-proprietorship of transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and those of other investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the July 12, 2013 law on alternative investment funds manager, as amended (the “2013 Law”).

The Trust is organised in the Grand Duchy of Luxembourg under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”) and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust qualifies as money market funds (“MMF”) within the meaning of regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and the Council of June 14, 2017 on money market funds (the “MMF Regulation”).

The Trust was created by the Management Company under the name US Money Market Fund and in accordance with the management regulations of the Trust published on November 14, 1991 in the *Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations* (the “*Mémorial*”). Amendments to the Management Regulations were published. By amendment effective on June 1, 1999, the Trust was restructured as an umbrella fund. By an amendment effective on June 2, 2001, the Trust changed its name to Nomura Multi Currency MMF. Consolidated Management Regulations are deposited with *the Greffe du Tribunal d'Arrondissement de et à Luxembourg*, where they may be inspected and copies obtained.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at anytime by agreement between the Management Company and the Depositary. The Trust may further be dissolved in any way provided for by Luxembourg law.

Units are issued in five sub-funds: NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund and NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund (together the “Funds” and individually the “Fund”). The Management Company may, from time to time, with the consent of the Depositary, create new Funds. The Trust prepares combined financial statements in US Dollar (USD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily USD denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of Japan, of the United States of America or any other member state of the OECD.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)**Note 1 - Organisation (continued)**

The Fund may enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of USD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in USD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily Australian Dollar (AUD) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of Australia, or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of AUD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in AUD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily Great Britain Pound (GBP) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or central authority or central bank of the United Kingdom or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of GBP 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in GBP.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily Canadian Dollar (CAD) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of Canada or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

It is fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of CAD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in CAD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in cash including deposits and in a diversified portfolio comprising primarily New Zealand Dollar (NZD) denominated Public Debt MMI of high credit quality and liquidity issued or guaranteed separately or jointly by local or national Governments or central banks of EU Member States, by the government, or other central authority or central bank of New Zealand or any other member state of the OECD.

The Fund may also enter into repurchase agreements and reverse repurchase agreements fully collateralised by Public Debt MMI of high credit quality and liquidity.

It is fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of NZD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in NZD.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

The assets of each Fund will be valued as follows:

- a) money market instruments (as well as securitisations, ABCPs) will be valued in accordance with the Amortised Cost Method;
- b) shares or units in Targeted Short-Term MMFs shall be valued at their last available Net Asset Value as reported by such Targeted Short-Term MMFs;
- c) the value of any cash on hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued, and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless, however, the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be determined after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof; and
- d) Cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)*INVESTMENT IN SECURITIES (CONTINUED)*

The Fund's portfolio holdings will be monitored daily by or under the direction of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value per Unit calculated by using the Mark-to-Market or, to the extent permitted by the MMF Regulation, the Mark-to-Model, and the Constant NAV (the “Difference”). The Difference shall be monitored and published daily on the website of the Management Company. In the event it is determined that a the Difference may result in material dilution or other unfair results to Unitholders, the Management Company, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including (i) the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or (ii) the determination of the issue and repurchase price on the basis of the Net Asset Value per Unit calculated by using the Mark-to-Market or, to the extent permitted by the MMF Regulation, the Mark-to-Model.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on an average cost basis. Interest income is recorded on the basis of interest accrued. Premiums amortised and discounts earned are included in realised profits and losses on sales of portfolio securities and in the change in net unrealised appreciation/depreciation on investments.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

Currency rates as at December 31, 2023:

1 USD = 1.46146 AUD

1 USD = 1.32265 CAD

1 USD = 0.90391 EUR

1 USD = 0.78401 GBP

1 USD = 1.57381 NZD

EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the combined statements of changes in net assets.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)*FORMATION EXPENSES*

The costs have been incurred in relation to the restructuring of the Trust in order to comply with MMF Regulation. These are amortised on a straight-line basis over 5 years.

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to management fees for the Trust of USD 15,000 per annum, out of the assets of the Trust.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager to US Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to USD 250 million, 0.125% of such net assets on the next USD 250 million, 0.100% of such net assets on the next USD 1.5 billion, and 0.075% of such net assets in excess of USD 2.0 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Australian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to AUD 400 million, 0.125% of such net assets on the next AUD 400 million, 0.100% of such net assets on the next AUD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of AUD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to G.B. Pound Money Market Fund is paid, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to GBP 150 million, 0.125% of such net assets on the next GBP 150 million, 0.100% of such net assets on the next GBP 900 million, and 0.075% of such net assets in excess of GBP 1.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Canadian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to CAD 400 million, 0.125% of such net assets on the next CAD 400 million, 0.100% of such net assets on the next CAD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of CAD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to New Zealand Dollar Money Market Fund is paid, out of the assets of Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to NZD 400 million, 0.125% of such net assets on the next NZD 400 million, 0.100% of such net assets on the next NZD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of NZD 3.2 billion during the relevant quarter.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 4 - Investment Manager fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Falls below 0.30%	0.075%
Falls below 0.20%	0.055%
Falls below 0.10%	0.035%
Falls below 0.10% again	0.015%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Increase above 0.230%	0.015%
Increase above 0.250%	0.035%
Increase above 0.350%	0.055%
Increase above 0.450%	0.075%
Increase above 0.525%	Up to 0.150%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2023, no reduction of the Investment Manager fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 5 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a depositary fee, payable out of the assets of each Fund, as at the end of each quarter at an annual rate of up to 0.040% of the average daily total net assets of the relevant Fund. The amount equivalent to the fee payable to the Management Company (USD 15,000 per annum), is deducted from the depositary fee. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Funds is entrusted, will be borne by the Funds.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 5 - Depositary fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%; subject to further reduction as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Falls below 0.30%	0.032%
Falls below 0.20%	0.024%
Falls below 0.10%	0.016%
Falls below 0.10% again	0.008%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Increase above 0.230%	0.008%
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.350%	0.024%
Increase above 0.450%	0.032%
Increase above 0.525%	0.040%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2023, no reduction of the Depositary fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the net assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.10% of the average of the daily net assets of the Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30% after the distributor's fee is reduced to 0.250%	0.079%
Falls below 0.20%	0.058%
Falls below 0.10%	0.037%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 6 - Agent Company fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.230%	0.016%
Increase above 0.250%	0.037%
Increase above 0.350%	0.058%
Increase above 0.450%	0.079%
Increase above 0.525%	0.100%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2023, no reduction of the Agent Company fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.40% of the average daily total net assets of the relevant Fund distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant month.

The following annual fee rates have been implemented as from December 18, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.45%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.350%
Falls below 0.40%	0.300%
Falls below 0.35%	0.250%
Falls below 0.30%	0.198%
Falls below 0.20%	0.146%
Falls below 0.10%	0.094%
Falls below 0.10% again	0.042%
Falls below 0.10% again	0.000%

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 7 - Distributor fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.230%	0.042%
Increase above 0.250%	0.094%
Increase above 0.350%	0.146%
Increase above 0.450%	0.198%
Increase above 0.525%	0.250%
Increase above 0.525% again	0.300%
Increase above 0.525% again	0.350%
Increase above 0.575%	0.400%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2023, no reduction of the Distributor fee was applied to US Money Market Fund, Australian Dollar Money Market Fund, G.B. Pound Money Market Fund, Canadian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Management and Investment Manager fees	991,405	518,516	15,984	24,159	127,889	1,466,111
Distributor and Agent Company fees	1,722,578	669,537	16,220	24,923	130,320	2,303,044
Depository fees	437,083	177,407	4,262	6,442	34,104	590,450
Correspondent bank fees	0	165,565	0	12,095	32,965	143,378
Overseas registration fees	0	273,628	0	0	69,293	231,258
Out-of-pocket expenses	54,635	22,176	532	805	4,263	73,805
Professional fees	0	124,132	0	0	16,728	95,566
Subscription tax	113,720	61,146	1,624	1,959	8,362	164,425
Other expenses	3,404,133	1,531,208	71,534	99,812	387,823	4,864,986
	<u>6,723,554</u>	<u>3,543,315</u>	<u>110,156</u>	<u>170,195</u>	<u>811,747</u>	<u>9,933,023</u>

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 9 - Subscription and repurchase of Units

Subscription and repurchase requests may be made to the Fund on each dealing day for all Funds.

Note 10 - Distributions and reinvestment of dividends

It is the intention of the Management Company to proceed to a daily distribution of dividends in an amount necessary to maintain the Net Asset Value per unit at USD 0.01 for the US Money Market Fund, AUD 0.01 for the Australian Dollar Money Market Fund, GBP 0.01 for the G.B. Pound Money Market Fund, CAD 0.01 for the Canadian Dollar Money Market Fund and NZD 0.01 for the New Zealand Dollar Money Market Fund.

On the last Dealing Day in each month ("Reinvestment Day") all dividends declared, accrued and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the Net Asset Value per unit determined on the Dealing Day preceding the Reinvestment Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would become less than the minimum provided by the 2010 law.

Note 11 - Taxes

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Funds are subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Note 12 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended December 31, 2023, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the combined Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	116,913,494	43,778,304	1,266,709	2,371,212	12,330,115	158,111,696
Realised loss on investments	0	0	0	0	0	0
Net realised profit on investments	116,913,494	43,778,304	1,266,709	2,371,212	12,330,115	158,111,696

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2023 (continued)

Note 12 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments (continued)

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	27,633,676	8,261,268	194,442	386,609	2,564,838	35,456,435
Change in unrealised loss on investments	(12,104,565)	(4,468,989)	(54,453)	(246,363)	(1,059,396)	(16,091,319)
Change in net unrealised result on investments	15,529,111	3,792,279	139,989	140,246	1,505,442	19,365,116

Note 13 - Transaction costs

The Fund did not incur any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended December 31, 2023, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(i) US マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

I 資産総額	5,381,599千米ドル	767,255百万円
II 負債総額	22,188	3,163
III 純資産総額〔I－II〕	5,359,410	764,091
IV 発行済口数	535,941,038,115口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1米セント	1.43円

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

I 資産総額	1,666,340千豪ドル	151,570百万円
II 負債総額	7,885	717
III 純資産総額〔I－II〕	1,658,455	150,853
IV 発行済口数	165,845,509,334口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1豪セント	0.91円

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

I 資産総額	42,388千英ポンド	8,100百万円
II 負債総額	222	42
III 純資産総額〔I－II〕	42,166	8,058
IV 発行済口数	4,216,599,702口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1英ペンス	1.91円

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

I 資産総額	63,740千カナダドル	6,568百万円
II 負債総額	264	27
III 純資産総額〔I－II〕	63,476	6,541
IV 発行済口数	6,347,563,965口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1カナダセント	1.03円

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

(2025年4月末日現在)

I 資産総額	328,781千NZドル	27,782百万円
II 負債総額	1,465	124
III 純資産総額〔I－II〕	327,316	27,658
IV 発行済口数	32,731,609,654口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1NZセント	0.85円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

(2) 管理会社の目的

管理会社は、（i）2010年法第15章に定義される管理会社として、および（ii）2013年法第1条第46項に定義されるAIFMとして、認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたUCIの付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

(3) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約6,081万円）で、2025年4月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約405万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本の額の増減はありません。

(4) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、また、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(C)および2013年法第7条第1項(C)の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂

行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除いて、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に官報である「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の統合定款は、R C Sに預託されています（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてR C Sに登録しています。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は投資顧問業務をノムラ・アセット・マネジメント・U K・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2025年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っており、その管理投資信託財産額は約1.5兆円です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	1	1,658,455,093.34豪ドル
		1	63,475,639.65カナダドル
		1	42,165,997.02英ポンド
		1	327,316,096.54 N Z ドル
		2	5,905,371,786.25米ドル
ルクセンブルグ	その他	5	259,107,157.18豪ドル
		2	2,710,469.49カナダドル
		8	60,099,788.71スイスフラン
		14	166,194,521.34ユーロ
		5	82,976,852.53英ポンド
		23	129,434,057,176円
		1	25,371,495.85メキシコ・ペソ
		4	95,379,474.91 N Z ドル
		1	1,935,927,415.85トルコ・リラ
		22	1,243,832,378.93米ドル
ケイマン	その他	3	166,731,271.13豪ドル
		2	123,679,978.64ユーロ
		3	53,967,277.87 N Z ドル
		7	277,534,226.26米ドル

（注）スイスフラン、メキシコ・ペソおよびトルコ・リラの円貨換算は、2025年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン=172.87円、1メキシコ・ペソ=7.29円および1トルコ・リラ=3.71円）によります。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝162.17円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2024年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年 3 月31日		2023年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1 年以内期限到来	3、10	481,997	78,165	497,573	80,691
銀行預金および手許現金	10	10,861,474	1,761,405	10,377,457	1,682,912
		11,343,471	1,839,571	10,875,030	1,763,604
前払金		49,874	8,088	47,250	7,663
その他の資産	6	180,456	29,265	15,000	2,433
資産合計		11,573,801	1,876,923	10,937,280	1,773,699
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	60,814	375,000	60,814
準備金		1,537,500	249,336	1,492,500	242,039
1. 法定準備金	5	37,500	6,081	37,500	6,081
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金					
b) その他の配当不能準備金	5	1,500,000	243,255	1,455,000	235,957
繰越損益	5	8,437,407	1,368,294	8,159,385	1,323,207
当期損益		576,622	93,511	323,022	52,384
		10,926,529	1,771,955	10,349,907	1,678,444
債務					
買掛金					
a) 1 年以内期限到来	7	269,518	43,708	271,097	43,964
その他の債務					
a) 税務当局	6	345,274	55,993	281,579	45,664
b) 社会保障当局		32,480	5,267	34,697	5,627
		647,272	104,968	587,373	95,254
資本金、準備金および負債合計		11,573,801	1,876,923	10,937,280	1,773,699

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2024年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2024年3月31日		2023年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総損益	8、10	1,663,703	269,803	1,610,356	261,151
6. 人件費		(1,171,966)	(190,058)	(1,146,953)	(186,001)
a) 賃金および給与	9	(1,043,167)	(169,170)	(1,043,479)	(169,221)
b) 社会保障費	9	(128,799)	(20,887)	(103,474)	(16,780)
i) 年金に関するもの		(78,780)	(12,776)	(54,933)	(8,908)
ii) その他の社会保障費		(50,019)	(8,112)	(48,541)	(7,872)
8. その他の営業費用		(40,000)	(6,487)	(65,417)	(10,609)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社	10	335,815	54,459	70,094	11,367
b) a) に含まれないその他の収益		—	—	3,184	516
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(41)	(7)	(11,085)	(1,798)
b) その他の利息および類似の費用		(6,886)	(1,117)	(5,223)	(847)
15. 損益に係る税金	6	(204,003)	(33,083)	(131,934)	(21,396)
16. 税引後損益		576,622	93,511	323,022	52,384
18. 当期損益		<u>576,622</u>	<u>93,511</u>	<u>323,022</u>	<u>52,384</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2024年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注３－１年以内に支払期限が到来する売掛金

2024年３月31日現在、売掛金は、管理報酬268,010ユーロ（2023年３月31日：248,341ユーロ）、リスク管理サービス報酬33,750ユーロ（2023年３月31日：33,750ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料35,669ユーロ（2023年３月31日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）およびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）へのリスクおよびファンド・サポート・サービス報酬143,050ユーロ（2023年３月31日：179,813ユーロ）ならびにその他の未収金1,518ユーロ（2023年３月31日：0ユーロ）で構成されている。注10も参照のこと。

注４－払込済資本金

2024年３月31日および2023年３月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2024年３月31日および2023年３月31日現在、当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越損益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2023年３月31日現在残高	37,500	1,455,000	8,159,385
前期損益の配分*	—	—	323,022
富裕税準備金の取毀し	—	(215,000)	215,000
富裕税準備金の配分	—	260,000	(260,000)
2024年３月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407

* 2023年６月13日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年６月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年７月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2023年６月13日に開催された年次総会により、2018年の富裕税準備金（215,000ユーロ）が全額取り毀され、2024年の富裕税準備金として260,000ユーロが設定された。

2024年３月31日現在、制限的準備金は1,500,000ユーロであり、これは2019年から2023年までの年度の富裕税の５倍に相当する。（2023年３月31日：1,455,000ユーロ）

注６－税金

法人税率は18.19％（雇用基金への拠出金の７％を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75％に据え置かれた。

2024年３月31日現在、180,456ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

注７－１年以内に支払期限が到来する買掛金

2024年３月31日および2023年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、税務コンサルタント料、プロジェクト費用、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されている。

注8－総損益

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
サービス報酬	1,964,635	1,879,455
その他の外部費用	(300,932)	(269,099)
	<u>1,663,703</u>	<u>1,610,356</u>

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度のサービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他の報酬が含まれている。

2024年3月31日に終了した年度のその他の外部費用は、所在地事務報酬96,900ユーロ（2023年3月31日終了年度：97,175ユーロ）、内部および外部の監査報酬107,495ユーロ（2023年3月31日終了年度：90,410ユーロ）、法務報酬1,263ユーロ（2023年3月31日終了年度：6,921ユーロ）およびその他の費用95,274ユーロ（2023年3月31日終了年度：74,593ユーロ）で構成されている。

注9－スタッフ

2024年3月31日に終了した年度に、当社は8名（2023年3月31日に終了した年度：8名）の従業員を雇用していた。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2023年3月31日に終了した年度の一部の期間の当座預金口座はマイナス金利で、その後はプラス金利が適用された。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサポート・サービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2024年3月31日に終了した年度に、銀行により比例按分で請求された年額96,900ユーロ（付加価値税込み）（2023年3月31日終了年度：97,175ユーロ）は、損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとらびに2024年3月1日付で効力が発生しているG F T CおよびM T Cとの間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、当社はファンド業務を437,463ユーロ（2023年3月31日：386,000ユーロ）で提供した。

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年3月31日現在、約10,327百万ユーロ（2023年3月31日現在：8,527百万ユーロ）である。

注12－後発事象

決算日より後に重大な事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet for the year ended March 31, 2024
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2024	March 31, 2023
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) due and payable within one year	3, 10	481,997	497,573
Cash at bank and in hand	10	10,861,474	10,377,457
		<u>11,343,471</u>	<u>10,875,030</u>
PREPAYMENTS		<u>49,874</u>	<u>47,250</u>
OTHER ASSETS	6	<u>180,456</u>	<u>15,000</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
	Note(s)	March 31, 2024	March 31, 2023
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,537,500	1,492,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,500,000	1,455,000
Results brought forward	5	8,437,407	8,159,385
Results for the financial year		<u>576,622</u>	<u>323,022</u>
		<u>10,926,529</u>	<u>10,349,907</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) due and payable within one year	7	269,518	271,097
Other creditors			
a) Tax authorities	6	345,274	281,579
b) Social security authorities		<u>32,480</u>	<u>34,697</u>
		<u>647,272</u>	<u>587,373</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2024
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2024	March 31, 2023
1. to 5. Gross results	8, 10	1,663,703	1,610,356
6. Staff costs		(1,171,966)	(1,146,953)
a) salaries and wages	9	(1,043,167)	(1,043,479)
b) social security costs	9	(128,799)	(103,474)
<i>i) relating to pensions</i>		(78,780)	(54,933)
<i>ii) other social security costs</i>		(50,019)	(48,541)
8. Other operating expenses		(40,000)	(65,417)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) affiliated undertakings	10	335,815	70,094
b) other income not included under a)		---	3,184
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(41)	(11,085)
b) other interest and similar expenses		(6,886)	(5,223)
15. Tax on results	6	(204,003)	(131,934)
16. Results after taxation		576,622	323,022
18. Results for the financial year		<u>576,622</u>	<u>323,022</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2024**

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2024 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Trade debtors due and payable within one year

As at March 31, 2024, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 268,010 (March 31, 2023: EUR 248,341), risk management services for EUR 33,750 (March 31, 2023: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,669 (March 31, 2023: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 143,050 (March 31, 2023: EUR 179,813) and other recoverable for EUR 1,518 (March 31, 2023: EUR 0). Please also refer to Note 10.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2024 and 2023, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2024 and 2023, the Company has not purchased its own shares.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2024 (continued)

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2023	37,500	1,455,000	8,159,385
Allocation of previous year's results*	---	---	323,022
Release of net wealth tax (“ NWT ”) reserve	---	(215,000)	215,000
Allocation to NWT reserve	---	260,000	(260,000)
Balance as at March 31, 2024	37,500	1,500,000	8,437,407

* As per decision of the Annual General Meeting as at June 13, 2023.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N ° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N ° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other non available reserves”.

As per Annual General Meeting held on June 13, 2023, the 2018 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 215,000, and a NWT reserve of EUR 260,000 was constituted for 2024.

As at March 31, 2024, the restricted reserve amounted EUR 1,500,000 representing five times the NWT credited for the years from 2019 to 2023 (March 31, 2023: EUR 1,455,000).

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
 for the year ended March 31, 2024 (continued)**

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

As at March 31, 2024, a tax advance of EUR 180,456 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Note 7 – Trade creditors due and payable within one year

As at March 31, 2024 and 2023, the balances are constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2024 and 2023, this caption can be analysed as follows:

	2024	2023
	EUR	EUR
Services fees	1,964,635	1,879,455
Other external charges	(300,932)	(269,099)
	<u>1,663,703</u>	<u>1,610,356</u>

For the years ended March 31, 2024 and 2023, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

For the year ended March 31, 2024, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 96,900 (March 31, 2023: EUR 97,175), internal and external audit fees for EUR 107,495 (March 31, 2023: EUR 90,410), legal fees for EUR 1,263 (March 31, 2023: EUR 6,921) and other charges for EUR 95,274 (March 31, 2023: EUR 74,593).

Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2024, the Company has employed 8 persons (March 31, 2023: 8 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2024 (continued)**

Note 10 – Related parties (continued)

Current accounts yielded negative interest for a portion of the year ended March 31, 2023. Subsequently, positive interest rates were applied. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 96,900 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 97,175) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 437,463 (March 31, 2023: EUR 386,000).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 10,327 million as at March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 8,527 million).

Note 12 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝162.17円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2024年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来	3	846,415	137,263	414,310	67,189
銀行預金および手許現金	10	11,063,322	1,794,139	10,579,884	1,715,740
		11,909,737	1,931,402	10,994,194	1,782,928
前払金		36,391	5,902	33,396	5,416
その他の資産	6	99,165	16,082	84,075	13,634
資産合計		12,045,293	1,953,385	11,111,665	1,801,979
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	60,814	375,000	60,814
準備金		1,582,500	256,634	1,537,500	249,336
1. 法定準備金	5	37,500	6,081	37,500	6,081
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	5				
b) その他の配当不能準備金		1,545,000	250,553	1,500,000	243,255
繰越損益	5	8,969,029	1,454,507	8,437,407	1,368,294
当期損益		426,821	69,218	210,481	34,134
		11,353,350	1,841,173	10,560,388	1,712,578
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	7	276,348	44,815	283,416	45,962
その他の債務					
a) 税務当局	6	365,837	59,328	220,446	35,750
b) 社会保障当局		49,758	8,069	47,415	7,689
		691,943	112,212	551,277	89,401
資本金、準備金および負債合計		12,045,293	1,953,385	11,111,665	1,801,979

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2024年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総損益	8、10	1,080,982	175,303	804,018	130,388
6. 人件費		(657,625)	(106,647)	(627,179)	(101,710)
a) 賃金および給与	9	(594,957)	(96,484)	(559,162)	(90,679)
b) 社会保障費	9	(62,668)	(10,163)	(68,017)	(11,030)
i) 年金に関するもの		(41,898)	(6,795)	(39,045)	(6,332)
ii) その他の社会保障費		(20,770)	(3,368)	(28,972)	(4,698)
8. その他の営業費用		(20,000)	(3,243)	(37,498)	(6,081)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社	10	163,508	26,516	155,325	25,189
b) その他の収益		4,168	676	—	—
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	—	—	—	—
b) その他の利息および類似の費用		—	—	(3,498)	(567)
15. 損益に係る税金	6	(146,887)	(23,821)	(80,687)	(13,085)
a) 当年度の税金		(146,887)	(23,821)	(80,820)	(13,107)
b) 過年度の税金		—	—	133	22
16. 税引後損益		424,146	68,784	210,481	34,134
17. 1から16までの項目に含まれないその他の税金		2,675	434	—	—
18. 当期損益		<u>426,821</u>	<u>69,218</u>	<u>210,481</u>	<u>34,134</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2024年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（A I F M）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（改正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でC S S Fから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のA I F Mライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスE C 4 R 3 A B ロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本期間の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業期間に関連するが、翌事業期間に支払われる費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注３－売掛金

2024年９月30日現在、売掛金は、管理報酬273,977ユーロ（2023年９月30日：252,941ユーロ）、リスク管理サービス報酬33,750ユーロ（2023年９月30日：33,750ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料35,669ユーロ（2023年９月30日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務報酬499,300ユーロ（2023年９月30日：91,950ユーロ）およびその他の雑収入または還付金に係る未収金3,719ユーロ（2023年９月30日：0ユーロ）で構成されている。

注４－払込済資本金

2024年９月30日および2023年９月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越損益

当期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年３月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前年度の損益*	—	—	576,622
富裕税準備金の取毀し純額	—	(230,000)	230,000
富裕税準備金	—	275,000	(275,000)
2024年９月30日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029

* 2024年７月１日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年６月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年７月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2024年３月31日現在、制限的準備金は1,500,000ユーロであり、これは2019年から2023年までの年度の富裕税の５倍に相当する。（2023年３月31日：1,455,000ユーロ）

2024年７月１日に開催された年次総会により、2019年の富裕税準備金（230,000ユーロ）が全額取り毀され、2024年の富裕税準備金として275,000ユーロが設定された。

注６－税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の７％を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75％に据え置かれた。

2024年９月30日現在、99,165ユーロの前払税がルクセンブルク税務当局に支払われた。

注７－買掛金

2024年９月30日および2023年９月30日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注8－総損益

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間について、以下のとおり分析される。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
サービス報酬	1,236,760	931,313
コンサルタント料	—	—
その他の外部費用	(155,778)	(127,295)
	<u>1,080,982</u>	<u>804,018</u>

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間のサービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他の報酬が含まれている。

2024年9月30日に終了した期間のその他の外部費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2023年9月30日：48,588ユーロ）、内部および外部の監査報酬44,772ユーロ（2023年9月30日：43,911ユーロ）、法務報酬5,429ユーロ（2023年9月30日：1,194ユーロ）およびその他の費用56,989ユーロ（2023年9月30日：33,602ユーロ）で構成されている。

注9－スタッフ

2024年9月30日現在、当社は10名（2023年9月30日：7名）の従業員を雇用していた。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。銀行により比例按分で請求された半期分の48,588ユーロ（付加価値税抜き）（2023年9月30日：48,588ユーロ）は、損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとならびに2024年3月1日付で効力が発生しているG F T Cおよびおよびマスター・トラスト・カンパニー（「M T C」）との間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、また、G F T Cと締結した2015年1月12日付のリスク管理サービス契約（随時改正済）に従い、当社はファンド業務を464,683ユーロ（2023年9月30日：187,533ユーロ）で提供した。

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年9月30日現在、約10,652百万ユーロ（2023年9月30日：9,402百万ユーロ）である。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、トラストは、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人のマネージャーまたは取締役、または(d) それらの主要株主（自己また他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または(ii) 適性な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される定足数および投票要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に基づいてUCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、管理会社の定款の変更に関して要求される方法に基づき採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.K. Limited）

(1) 資本金の額

2025年4月末日現在、474万4,391ポンド（約9億661万円）

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは、英国法に基づき、ノムラ・アセット・マネジメント（インターナショナル）リミテッドとして1987年3月に設立され、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編に際して現在の名称となりました。ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは野村アセットマネジメント株式会社（「野村アセットマネジメント」）の全額出資会社です。野村アセットマネジメントは日本において先駆的な投資顧問会社であり、投資運用業務と投資助言・代理業務を行っています。

2. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」、「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

(1) 資本金の額

2025年4月末日現在、2,800万ユーロ（約45億4,076万円）

(2) 事業の内容

1990年ルクセンブルグの法律に基づき、株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

3. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」、「代行協会員」）

(1) 資本金の額

2025年4月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、野村アセットマネジメントおよびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.K. Limited）

管理会社との投資顧問契約に基づき、各ファンドの資産の運用・投資顧問業務を行います。

2. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」、「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

管理会社との契約に基づき、トラストの資産の保管業務、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。

3. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」、「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

管理会社の株式の全株を野村ホールディングスの子会社であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.が保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

（2025年2月付）

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（改正済）
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011（改正済）
C E S R	欧州証券市場監督局（E S M A）によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
K I DまたはP R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I DまたはU C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からR E S Aに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向けパートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド

パートⅠファンド	（特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートⅠに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートⅡファンド	2010年法パートⅡに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014（改正済）
RAIF	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向けパートⅡファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートⅡファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088（改正済）
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または第15章管理会社	UCITS管理会社または2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託（UCI）

- － UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- － パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づく投資信託
- － SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- － SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- － 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- － 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- － 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- － RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

AIFFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. 規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement)（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人 (investment companies)

- － 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- － 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパートIIファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改正済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 分配方針
 - d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) FCPの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - h) 約款変更手続
 - i) 受益証券発行手続
 - j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. F C Pの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パートIに従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パートII SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社（société anonyme）、株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite

simple）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパートII SICAVは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAVが第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パートII SICAVは、商事会社に適用される一般規定、特に（2010年法により適用除外されていない限り）1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パートII SICAVは、株式払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を維持しなければならない。当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、SICAVの認可後12か月以内に達成しなければならない。CSSF規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。
- UCITSおよびパートIIファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。UCITSについては、規約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする（ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。）。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パートIIファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。
- 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、SICAVは、遅滞なくCSSF（SICAVが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局）に通知しなければならない。

投資家の利益のために必要な場合において、SICAVの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、CSSFは、パートIIファンドの買戻しを停止することがある。

証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。

- a) SICAVの保管受託銀行が不在となる期間中

- b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手續に服する場合
- － 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。
 - － 規約またはパートナーシップ契約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
 - － SICAVの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

2 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

3 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記III.3.1.3Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B. SICAVの形態をとるUCITSおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- － SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- － 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- － SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
- i) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
 - ii) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記III.3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記III.3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手段の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（例えば、パートIIファンド）に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手段に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定される

なければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- 一 さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（EC）No 1060/2009、規則（EU）No 648/2012、規則（EU）No 600/2014、規則（EU）No 909/2014および規則（EU）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのUCITSおよびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「U C I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従

い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないうことに留意するべきである。2017年1月30日付U C I T Sの投資証券クラスに関するE S M A意見には、U C I T Sが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を(i) 共通の投資目的、(ii) 連鎖がないこと、(iii) 事前決定および(iv) 透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）F C Pの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合には、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート I に基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
 - 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

ー 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- (i) 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
- (iii) 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

ー これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（E U）No. 1093/2010、規則（E U）No. 575/2013、規則（E U）No. 600/2014および規則（E U）No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

(i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に依りて）

(ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

- (12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（E C）No 1060/2009、規則（E U）No 648/2012、規則（E U）No 600/2014、規則（E U）No 909/2014および規則（E U）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - － 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22-1条の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行いなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
 - (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MIFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトで入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服があ

る場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T Sが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「U C I T S K I I D」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、目論見書およびK I Dおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- K I Dは、投資家がU C I T Sの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

K I Dは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびK I Dに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s 規則に従い、いわゆる「P R I I P」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286／2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がP R I I Pに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「P R I I P s K I D」という。）を交付する必要がある。「P R I I P」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

P R I I P s 規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、U C I T Sは、P R I I P s K I Dを作成しなければならない。

P R I I P s 規則の目的は、(i) P R I I P s K I D（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii) P R I I P市場の参加者全員（P R I I Pの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

P R I I Pのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、U C I T Sを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

U C I T Sの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はU C I T S K I I D／P R I I P s K I D）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017／1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009／65／E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／43／E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10-4（2022年7月27日付C S S F規則No.22-05により改正済）
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009／65／E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／44／E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10-5（改正済）
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するC S S F告示22／810（C S S F告示11／509を廃止）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F告示12／540

- － 2010年法パート I に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644（CSSF告示18/697により改正済）
- － SFT規則（規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- － 規則（EU）No 648/2012（EMIR）に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCSSF告示23/846
- － ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）（改正済）
- － SFDR（金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088）（改正済）
- － タクソノミー規則（規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852）
- － 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他UCIレベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関するCSSF告示24/856

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）2010年法パート I に従うUCITSは、上記（ii）に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（iv）販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則（EU）No.345/2013、規則（EU）No.346/2013および規則（EU）No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コ

コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第461－6条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場合および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

C S S Fは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびA M L／C F Tの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、U C I T SおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付C S S F告示02／81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- － C S S F告示21／788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12－02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなA M L／C F T外部報告書の作成を導入するものである。
- － C S S F告示21／789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用S I C A Vおよび自己運用A I Fについて新たな自己評価質問票（以下「S A Q」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125－1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S

F告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F告示18/698および19/708を廃止するC S S F告示23/839によって改正されている。

- － CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

- (1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S Fは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パートIおよびパートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- － (UCIが任意清算される場合) 清算人

- (2) かかる場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
- e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
- f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(4) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

(6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S FがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、C S S Fは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。

(7) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

a) 違反の重大性および期間

b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度

c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力

d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）

e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度

f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反

g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

(8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。

(9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続

b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁴

d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(10) 上記(1)に言及されたUC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

(11) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

(x) C S S Fへの報告義務

C S S Fへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUC Iは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

⁴ 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該S I C A Vの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) S I C A Vの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、S I C A Vの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくC S S Fに報告するものとする。かかる場合、C S S Fは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しS I C A Vの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- (i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。
- (ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がAIFではないことを条件とする。）
 - b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
 - (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報

- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム

d) 報酬方針に関する情報

e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733（上記IV.3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125—1条および第125—2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社—第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125—1条、第125—2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125—2条の適用を害することなく、2010年法第125—1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ピークルの運用を行うこと。

(ii) A I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a)に従い外部A I FMを選任しなければならない。

(iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
- 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
- C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する範囲の外部A I FMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I FMDに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I FMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88—2条第2項a) に規定される範囲内の外部A I FMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I FMDに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125—2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I FMとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125—2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125—2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125-1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはC S S F規則が定める最低限度額（場合に依じて）を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- （注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。
- b) 上記a)に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではない。
- c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
- （i）公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に依じて）
- （ii）その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) IV.3.2(5)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服するか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。

e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。

f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各EU A I FおよびA I F MがEU内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格

- － 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I FMは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I FMは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、A I FMは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I FMは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/E C⁵に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I FMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

⁵ 指令2004/109/E Cとは、指令2001/34/E Cを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/E C（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I FMが管理するA I FのためにA I FMが取引する主な商品、A I FMが取引する主要な市場、A I FMが取引する主な商品、A I FMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I FMが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I FMは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- － 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- － A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- － A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I FMが用いるリスク管理システム
- － A I Fが投資した資産の主な種類に関する情報
- － 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

A I FMの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- － 運用資産の総額がA I FMの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I FMの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて半年毎
- － 上記の要件に従うA I FMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I Fについて5億ユーロを超える場合、当該A I Fについて四半期毎
- － 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I FMの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて四半期毎
- － 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I FMの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

C S S Fへの定期的な報告に加えて、A I F MおよびA I Fは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にA I F M Dの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18/697の規定に従う。

C S S F告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および／またはA I F M Rの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパートIIファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務

－ 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I FMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I FMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU A I FMのEUにおけるEU A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I FMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I FMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済A I FMが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I FMが受入加盟国からの認可を取得するか、A I FMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、A I FMD第30 a条（2013年法第28－1条および第28－2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU A I FMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUC I T S規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUC I T Sの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUC I T S
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUC I T S
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUC I T S
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のUC I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

UC I T Sに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

I M L告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UC IがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UC Iの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にC S S Fとともに協議することができる。

上記IV. 2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUC Iは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i) パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i) AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通知しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

— 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs 規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパートIIファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、規則（EU）No.345/2013、規則（EU）No.346/2013および規則（EU）No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、C S S Fは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

C S S Fは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付C S S F告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- C S S F告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML/CFT外部報告書の作成を導入するものである。C S S F告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F告示18/698および19/708を廃止するC S S F告示23/839によって改正されている。
- C S S F告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するU C I T S保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくA I F M D保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

VI. ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1. S F D R

S F D Rは2021年3月10日に発効した。S F D Rは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「FMP」の定義にはU C I T S管理会社およびA I F Mが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、U C I T SおよびA I F）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

S F D Rは、「事業体レベル」（すなわち、U C I T S管理会社およびA I F Mのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するU C I T S管理会社またはA I F Mが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

i) S F D R第8条に基づく環境的特性および／もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でE S G手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該E S G手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、またはii) S F D R第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009/65/E CおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、FMPに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（E U）2022/1288を採択した（以下「S F D R R T S」という。）。S F D R R T Sは、2023年1月1日から適用されている。

S F D R R T Sには、S F D Rのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。S F D R R T Sでは、i) 投資決定がもたらす主な悪影響（以下「P A I」という。）に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびにii) 関

連する開示の比較可能性を向上させるためにS F D R R T Sの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているS F D R第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石燃料ガスおよび／または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい／いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなR T S（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

U C I T SおよびA I Fの年次報告書について、F M Pは、S F D R R T Sの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、S F D R R T Sの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的P A I指標の拡大
- ・ P A I開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス（GHG）排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、（2023年12月から）3か月以内にS F D R R T Sの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までR T S改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後のS F D R R T Sを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2. タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則がS F D Rの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なE U分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（U C I T S管理会社およびA I F Mを含む。）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようになる必要がある。

金融商品（U C I T SまたはA I Fなど）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネーブリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。）を明確に述べる必要がある。

S F D Rと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのF M Pによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるS F D R開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ & AまたはF A Qが発行されている。

第4【その他】

(1) 目論見書の記載事項

① 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・使用開始日を記載することがあります。
- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- ・管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ・図案を採用することがあります。

② 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載

③ 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

④ 目論見書の運用実績に、「平均実績分配額および年換算利回り」もしくは「年換算利回り」として、USMMF、豪ドルMMF、英ポンドMMF、カナダドルMMFおよびNZドルMMFについて各々、米セント、豪セント、英ペンス、カナダセントおよびNZセント未満第4位（第5位切捨て）まで表示した1万口当たりの1日当たり平均実績分配額および／または小数点第3位（第4位切捨て）までの年換算利回りを表示することがあります。

実績を表示する場合は直近7日間の実績平均および／または月単位の平均実績を記載するものとします。

(2) ファンド証券の券面の記載事項

主な項目は次のとおりです。

① 表面

- a. ファンドの名称
- b. 表象される口数
- c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
- d. 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
- e. 約款のRESAへの掲載に関する情報

② 裏面

記載はありません。

監査報告書

ノムラ外貨MMFの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ外貨MMF（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2023年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2023年12月31日現在の結合純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の結合運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の結合純資産変動計算書
- ・ 2023年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査意見は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、サブ・ファンドの終了、または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2024年4月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名
アントワーン・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency MMF

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency MMF (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 December 2023, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the combined statements of net assets as at 31 December 2023;
- the combined statements of operations for the year then ended;
- the combined statements of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 31 December 2023; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 26 April 2024

Antoine Geoffroy

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

ノムラ外貨MMFの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ外貨MMF（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2024年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年12月31日現在の結合純資産計算書
- ・同日に終了した年度の結合運用計算書
- ・同日に終了した年度の結合純資産変動計算書
- ・2024年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査意見は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、サブ・ファンドの終了、または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年4月25日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名
アントワーン・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency MMF

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency MMF (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 December 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the combined statements of net assets as at 31 December 2024;
- the combined statements of operations for the year then ended;
- the combined statements of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 31 December 2024; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 25 April 2025

Antoine Geoffroy

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

アントワン・ル・パー

ルクセンブルグ、2024年6月7日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。